

2030
赤穂市総合計画
後期基本計画

2030
赤穂市総合戦略

2030
赤穂市総合計画
後期基本計画

2030
赤穂市総合戦略



赤穂市

ごあいさつ

私たちの赤穂市は、約 8,300 ～ 8,200 万年前に火山の噴火でできたカルデラの痕跡「赤穂コールドロン」の中にあり、清流千種川の恵みにより兵庫県下で初めて牡蠣の地域団体商標登録された「坂越かき」など、豊かな自然と歴史・文化が調和するまちとして発展してきました。また、「『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の二つの日本遺産や赤穂城跡など引き続き、先人の総意工夫とたゆまぬ努力により築きあげられてきた地域資源を保護・活用し、新たな価値と魅力を創造してまいります。



現行の 2030 赤穂市総合計画は、従来の人口拡大ではなく初めて人口減少を前提に、2021（令和 3）～ 2030（令和 12）年度を計画期間として策定しました。計画策定から 5 年の折り返しに当たり、想定を上回る速さで少子高齢化、人口減少が進む中、地球温暖化による自然災害の激甚化や頻発化、コロナ禍を経た社会経済情勢の変容、デジタル化の急速な進展など、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、市民生活に直結する多様な課題に直面しています。

こうした時代の潮流への対応を念頭に、諸施策の進捗状況や目標達成度の評価・検証をし、今後 5 年間の基本的な方針を体系的に定める「2030 赤穂市総合計画後期基本計画」を策定するとともに、将来にわたって活力ある市民生活の維持を目指す「2030 赤穂市総合戦略」を策定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、一体的に推進してまいります。

市財政が引き続き厳しい状況ではありますが、これら計画に掲げる施策の目標達成に向け、事務事業の選択と集中により財政の持続可能性を確保し、市民の一人ひとりの力こそがまちづくりの一番の原動力であるという強い信念を持って、将来の赤穂市を担う若い世代を支援することを念頭に、市民の皆様と一体となり各施策を着実に進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

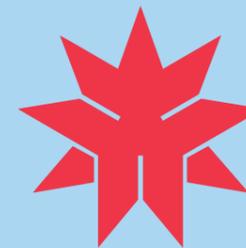
結びに、本計画の策定に当たり、ご審議いただきました赤穂市総合計画審議会委員及び赤穂市総合戦略推進委員会委員並びに市議会をはじめ、市民の皆様から、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

赤穂市長 牟禮 正稔

赤穂市民憲章

わたくしたちの赤穂市は、播磨灘と千種川の清流にはぐくまれ、
古い歴史と伝統をもつ、義士発祥のまちです。
このまちを愛するわたくしたちは、誇りと責任をもち、
自然と調和のある豊かで希望にみちたふるさとづくりをめざし、
ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然と歴史を大切にし、美しいまちをきずきます。
- 1 教養を高め、文化の向上につとめます。
- 1 健康で働き、明るい家庭をつくれます。
- 1 互いに助けあい、愛の輪をひろげます。
- 1 きまりを守り、秩序ある生活をおくります。



| 市 章 |
「赤穂の赤」を図案化し、
光芒は塩の結晶と躍進を
あらわしたものです。



| 市の花 |
ツツジ



| 市の木 |
サクラ

目次

2030 赤穂市総合計画 後期基本計画

序論

第1章 計画の概要	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成	2
4 計画の期間	3
5 関連個別計画との関係	3
第2章 計画の背景	4
社会の潮流	4

基本構想

第1章 2030 赤穂市ビジョン	8
1 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像	8
2 将来人口の長期的見通しと目標	10
第2章 将来像実現に向けた4つの柱	11
第3章 総合計画を推進していくために	13
総合計画体系図	14

基本計画

各施策の紙面構成	18
第1章 安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり	
政策（1）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	
①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める	22
②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える	24
③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する	26
④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる	28
⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する	30

政策（2）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	
⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する	32
⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる	34
政策（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	
⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる	36
⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	40
⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する	42

第2章 快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

政策（4）快適で魅力ある都市空間の形成	
⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する	46
⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する	48
⑬水とみどり豊かな都市をつくる	52
政策（5）自然環境の保全と住環境の充実	
⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	54
⑮快適で潤いのある住環境をつくる	58

第3章 元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

政策（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興	
⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する	62
⑰地域産業を振興し就労環境を充実する	64
⑱魅力と集客力のある観光を振興する	66
政策（7）さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	
⑲特色ある地域間交流を推進する	68
⑳住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する	70

第4章 人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

政策（8）次代を担う人材を育てる教育の推進	
㉑夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	74
㉒未来を拓く青少年の若い力を育てる	78
政策（9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	
㉓生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	80
㉔互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する	84
㉕歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	86
㉖地域の多様なコミュニティ活動を活性化させる	88
政策（10）市民と協働する市政運営の推進	
㉗市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する	90

2030 赤穂市総合戦略

総合戦略

第1章 2030 赤穂市総合戦略について

1 策定の趣旨	94
2 2030 赤穂市総合戦略の位置づけ	94
3 計画期間	95
4 効果検証の実施	95

第2章 本市の現状

1 人口の推移	96
2 人口動態	100
3 本市と主要転出先市町の比較	108
4 雇用の状況	109

第3章 将来展望人口（人口ビジョン）

1 2025 赤穂市人口ビジョンの検証	113
2 2030 赤穂市人口ビジョンの設定	114

第4章 2030 戦略構想

1 2030 戦略の視点	118
2 新たな基本目標の設定	119
3 2030 戦略体系	119

第5章 2030 基本戦略の展開

基本戦略1 地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる

(1) 産業の振興	121
(2) 多様な就業機会の創出	122

基本戦略2 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる

(1) 観光・関係人口の創出	123
(2) 転入・定住のしくみと魅力創出	124
(3) アクセシビリティの維持・向上	125

基本戦略3 こどもを産み育てやすいまちをつくる

(1) こどもを産み育てやすい環境づくり	126
(2) いのちを守る安全な環境づくり	127

基本戦略4 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる

(1) 地域力の向上	128
(2) 多様な連携	129
(3) 健康に暮らせる環境づくり	130
(4) DX 推進基盤の整備	131

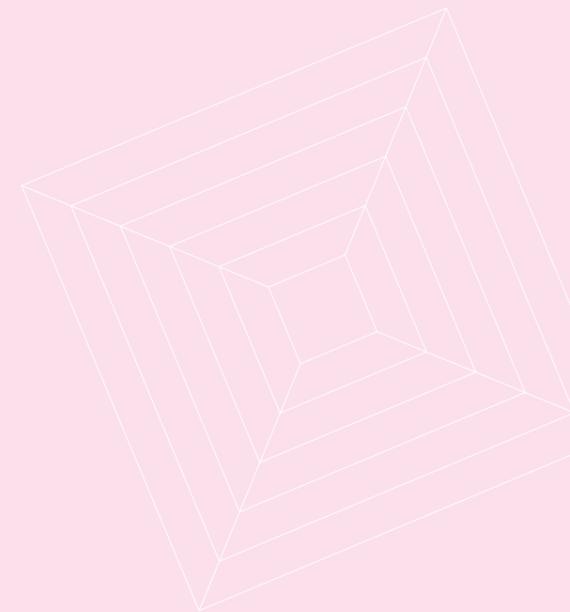
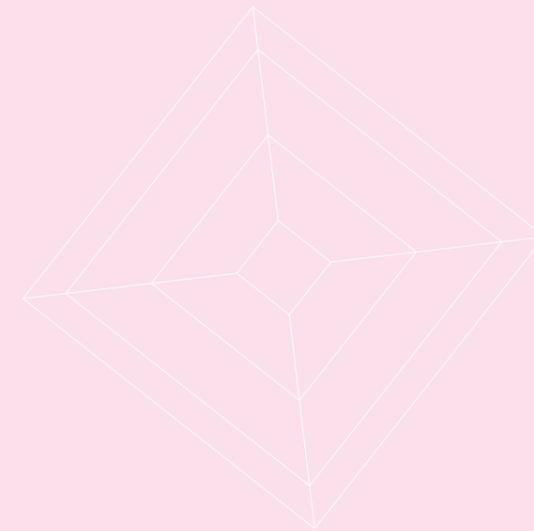
2030 赤穂市総合計画・総合戦略資料編

資料編

2030 赤穂市総合計画後期基本計画審議会委員名簿	134
2030 赤穂市総合戦略推進委員会委員名簿	135
2030 赤穂市総合計画後期基本計画審議会の開催経過	136
2030 赤穂市総合計画審議会への諮問	138
2030 赤穂市総合計画審議会からの答申	139
2030 赤穂市後期基本計画目標指標一覧	141
2030 赤穂市総合戦略目標指標一覧	161
2030 赤穂市総合計画とSDGsとの関係性について	172
用語の解説	178
赤穂市の歩み	185

赤穂市総合計画

序論



第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を定めた市政運営の指針となるものです。前総合計画（2011年（平成23年）～2020年（令和2年））では、掲げた政策・施策の実施により、52,000人を目標人口としていましたが、少子高齢化により人口減少は進み、今後もその傾向が続くことが予想されます。このように人口が減少し続けるということを実態として受け止め、目指す将来像・目標を明らかにし、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力が未来に引き継いでいくため2030赤穂市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

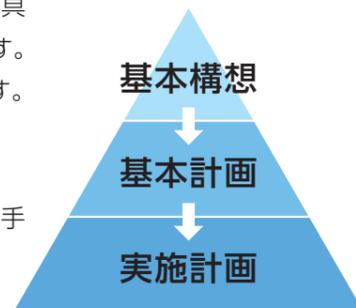
2 計画の位置づけ

本計画は、市政運営における最上位の計画として位置づけるとともに、市民・各種団体・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための方向性を示す基本的な指針となるものです。

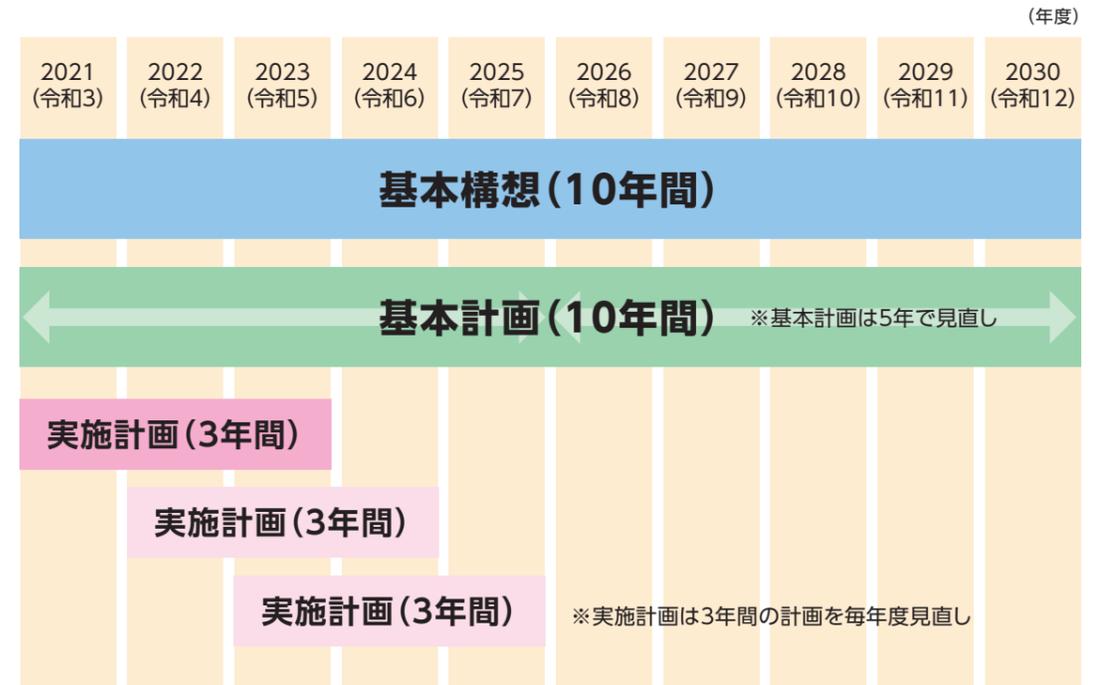
3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

- ①基本構想〈2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）の10年間〉
基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、赤穂市の目指す「将来像」と「基本的な方向性」を定めたものです。
- ②基本計画〈2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）の10年間〉
基本計画は、基本構想で定めた「将来像」と「基本的な方向性」を具体化するために、施策の基本的な方針と進め方を体系的に定めたものです。社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じた見直しを行います。
- ③実施計画〈3年間〉※毎年度見直し
実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するため、具体的な事業手法や財源等を明らかにしたものです。



4 計画の期間



5 関連個別計画との関係

本計画は、市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの部署において策定している個別計画の内容をおおむね網羅する計画となっています。基本的には、本計画を市の方針として位置づけ、各個別計画において詳細な内容を定めることにより、一体的に事業を実施していきます。

第2章 計画の背景

社会の潮流

今日のまちづくりにおいては、次に示すような様々な潮流が相互に関係し影響し合いながら、社会や時代が変化していることを踏まえておく必要があります。

①人口減少・少子高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所が2018年（平成30年）に公表した将来推計人口によると、日本の将来人口は、2015年（平成27年）の1億2,709万人から2065年（令和47年）には8,808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計されています。高齢化率は2015年（平成27年）の26.6%から、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）には30.0%、2065年（令和47年）には38.4%に上昇するものと推計されています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力の低下をもたらすなど、2025年問題として広く考えられており、子どもを産み育てたいと思える社会、年齢・性別によらず誰もが就労やボランティア活動等に活躍できる社会、ワーク・ライフ・バランスのとれた社会づくりなどが求められています。

②人生100年時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所が2018年（平成30年）に公表した推計によれば、日本人の平均寿命は2018年（平成30年）の男性81.25歳、女性87.32歳から、2065年（令和47年）には男性84.95歳、女性91.35歳と見込まれています。また、100歳以上の人口は2015年（平成27年）のおよそ6万2千人から2065年（令和47年）には54万7千人と推計されています。

平均寿命の延伸に伴い、介護予防やフレイル予防により健康寿命を延ばすことや、生涯にわたる健康づくり対策の充実、幼児教育から社会人の学び直しなど生涯にわたる学習機会の充実、誰もが何歳になっても必要な能力やスキルを身に付けることができるリカレント教育の充実などが求められています。

③安心・安全の確保への関心の高まり

大型台風や集中豪雨、地震などの自然災害が激甚化・頻発化していることや、南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に備えた強靱なまちづくりが必要です。また、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件や事故が多様化・複雑化するとともに、新型インフルエンザ等新たな感染症への対応など、安心・安全対策の拡充が求められています。

④環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりをみせており、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの利用や省エネルギーなどの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・脱炭素社会を実現するため、家庭、地域、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

⑤雇用・労働環境の確保、高度情報技術の進展

経済活動のグローバル化が進む中、製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出等産業構造が変化しています。

また、少子高齢化の進行、団塊の世代の退職などにより、生産年齢人口の減少が現実となる中、女性や高齢者、外国人雇用の在り方など、労働環境の改善・整備が求められています。

さらに、スマートフォンが個人の生活に深く浸透するなど、IoT技術が身近なものになるとともに、AIなど様々な技術開発が急速に進んでおり、経済・社会、まちづくりなど多方面にわたる活用が求められています。

⑥地域のつながりの大切さの再認識

孤立死やひきこもりなどに見られる社会的孤立、病気や貧困、虐待など世帯での複合的な課題、災害など、生きづらさやリスクが多様化・複雑化しています。こうした生きづらさやリスクは、地域における近所づきあいの低下や自治会など共同体機能の低下、世帯規模の縮小など、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化してきたことでより深刻さを増しています。

このような中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、安心・安全な地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

⑦住民ニーズの多様化・複雑化と行財政改革の推進

地方分権の進展により、地域住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任の範囲が拡大していますが、地域住民のニーズの多様化・複雑化に対応した施策の推進と、単独では難しい施策などは近隣の市町村との連携による「広域連携」の取組も求められています。

また、人口減少・少子高齢社会の到来は、税収の減少の一方で社会保障関連経費の増加をもたらすことが予測され、税収の増加につながる地域産業の活性化や雇用創出の取組、事業の選択と集中による効果的・効率的な行財政改革・運営が求められています。

さらに、上下水道をはじめ公共施設等の老朽化が進む中、インフラの計画的な維持管理・更新等を推進することが求められています。

※近年の沿革については、資料編「赤穂市の歩み」に記載しています。

赤穂市総合計画後期計画

基本構想



第1章 2030 赤穂市ビジョン

1 2030年（令和12年）に向けた赤穂市の将来像

これからのまちづくりに向けて

人口減少社会を迎え、これからのまちづくりは、これまでのような右肩上がりの拡大・成長を目標とするような方向性から、市民や来訪者等の多様なライフスタイルや価値観に対応した新しいまちづくりへの方向性が求められています。

赤穂市においても、将来的に人口規模やまちの規模は小さくなることが予測されますが、一方で、私たちの暮らしが充実感に欠けるものになることは避けなければなりません。

これからのまちづくりは、人口規模等の縮小を前提にしながらも、「誰一人取り残さない」、「あらゆる主体が持続可能な社会を目指す」といったSDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れたまちづくりを推進し、市民や来訪者等の喜びと充実感を現在以上に高め、豊かさや暮らしの満足感がより大きなものとなるようなまちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりの3つの視点

人口減少抑制の視点

将来的な人口の減少は避けられませんが、赤穂市としての市政運営を安定的・持続的なものとするために、人口減少の抑制を図るとともに、少子高齢化に適切に対応できるまちづくりの方向性が重要です。

地域共生社会構築の視点

将来的な人口構造等の変化を踏まえながら、官民を問わず、サービスの“支え手”“受け手”といった関係を超え、市民や地域の多様な主体が参画しつながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すまちづくりの方向性が重要です。

地域活性化の視点

自然や歴史・文化・伝統など地域の特性を踏まえた経済の活性化、雇用機会の創出を図り、また、次世代を見据えたAIやIoTなどの活用により、将来にわたって人が集い、にぎわいをもたらすようなまちづくりの方向性が重要です。

将来像（まちづくりビジョン）

自然と歴史に育まれ
笑顔と希望あふれる 活力のあるまち

自然と歴史に育まれ

- 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線、名水百選にも選ばれた清流千種川、時を超えて語り継がれる赤穂義士、日本遺産に認定された赤穂の塩・北前船寄港地のストーリー、古代ロマンあふれる有年の遺跡など、誰もが癒され、楽しめる本市の多様な自然・歴史資源を大切にするとともに、これら地域資源を活用しながら、次世代へ継承していきます。

笑顔と希望あふれる

- 市民の誰もが、将来にわたって、自分らしく、生きがいをもって心地よく暮らせる、笑顔と希望があふれるまちを目指します。
- ひとりの笑顔がみんなの笑顔につながる共生のまちづくりを進めます。

活力のあるまち

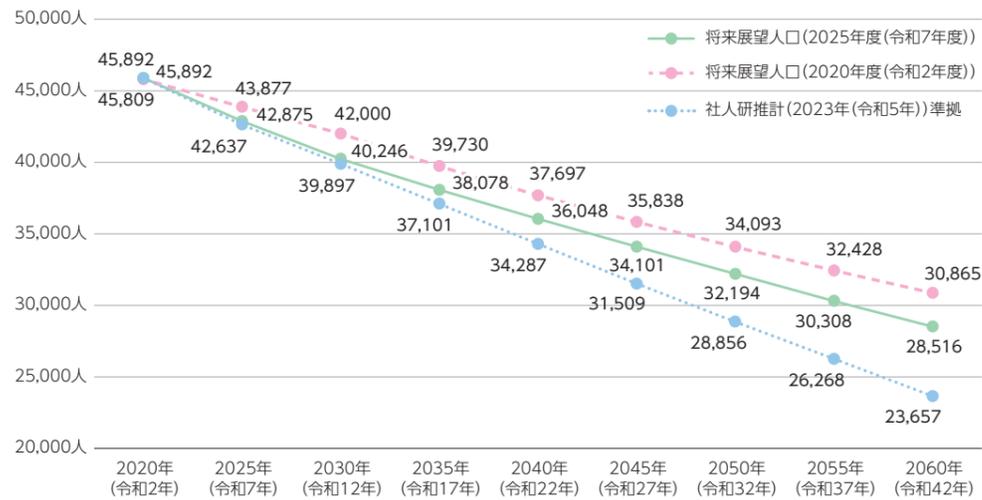
- 市民の誰もが、元気いっぱい活躍している姿の実現と、赤穂の魅力の発信による交流や産業の振興によるにぎわいのあるまちを目指します。

2 将来人口の長期的見通しと目標

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、赤穂市も例外ではなく、国勢調査に基づけば2000年（平成12年）以降、人口減少傾向の中で推移しており、2020年（令和2年）には45,892人となっています。

こうした状況の中で、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（2023年（令和5年）推計）では、今後も人口減少が続き、2040年（令和22年）には34,000人程度と想定されています。

将来展望人口（2025年度（令和7年度））



将来展望人口の設定（単位：人）

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
総人口	45,892	42,875	40,246	38,078	36,048	34,101	32,194	30,308	28,516
合計特殊出生率		1.18	1.32	1.46	1.60	1.70	1.80	1.94	2.07
自然増減		-2,082	-2,223	-2,168	-2,030	-1,947	-1,907	-1,886	-1,792
社会増減		-935	-406	0	0	0	0	0	0

このように想定される中で、「総合戦略」を含む本計画に基づく人口減少対策や将来像の実現を通じて、人口減少の抑制へと導き、2030年（令和12年）には40,000人を維持する規模の人口確保を目指すこととします。

※詳しい目標設定や趨勢予想人口は総合戦略で確認ください。

2030年（令和12年）の目標人口：40,000人を維持

第2章 将来像実現に向けた4つの柱

1 安心

誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

〈誰もが安心して暮らせる地域社会の構築〉

- 身近な地域の中で、市民が互いに支えあい、助け合うことのできる環境・仕組みを構築し、出産・子育てから老後まで生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

〈健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実〉

- 市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる保健と、安心できる医療の体制・環境の整備を通じて、市民がいつまでも健康に暮らすことのできるまちを目指します。

〈安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備〉

- 風水害対策、地震対策を含めた総合的な危機管理体制の強化を進め、災害に強い強靱なまちを目指すとともに、日常の防犯、交通安全、消防・救急など、市民の生命・財産を守る環境整備により、安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 快適

自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

〈快適で魅力ある都市空間の形成〉

- 自然環境と調和した都市基盤の整備を進め、市民が潤いと安らぎを感じることのできる快適で赤穂らしい都市景観の形成を目指します。

〈自然環境の保全と住環境の充実〉

- 快適で機能的な住環境の整備を進めるとともに、自然環境の保全、生活環境の向上に取り組み、資源循環型社会の形成を目指します。

3 元気

産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

〈活力とにぎわいのある地域産業の振興〉

- 地域資源を活かした産業の充実を図り、赤穂市の地域ブランドの強化・向上により、観光を含めた地域産業の振興とひと・モノが行き交うにぎわいのあるまちを目指します。

〈さまざまな人・地域との活気ある交流の促進〉

- 住み慣れた身近な地域における人と人、人と地域とのつながりを大切にし、地域間交流の活性化や広域連携の強化を図り、定住促進を視野に入れた交流が盛んなまちを目指します。

4 人

歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

〈次代を担う人材を育てる教育の推進〉

- 子どもを取り巻く教育環境・地域環境の充実を図り、郷土を愛し、夢と希望をもって学び、生きる力を育むことのできるまちを目指します。

〈歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築〉

- 市民が生涯にわたって本市固有の歴史・文化等に親しみ、学ぶことのできる環境を整備し、誰もが豊かな心をもっていきいきと、身近な地域コミュニティの一員として暮らすことのできるまちを目指します。

〈市民と協働する市政運営の推進〉

- 開かれた行政を推進し、市民の主体的なまちづくりへの参画と協働のまちづくりを促進するとともに、効率的・効果的な行政運営と安定的な財政運営を通じて、赤穂市の新たな未来へとつながる信頼あるまちづくりを目指します。

第3章 総合計画を推進していくために

「人」・「地域」・「団体」が一体となった「協働」のまちづくり

総合計画の推進に当たっては、市民・まちづくり活動団体・事業者・行政などがまちづくりの目標を共有し、協働して取り組んでいくことが重要です。

「協働」という言葉には、お互いの不足しているところを補い合い、共に協力して課題解決していくといった意味が含まれています。「人」・「地域」・「団体」が、それぞれの責任において対応に当たることも大切ですが、それぞれが連携、協働しながら取り組んでいくことで、より満足感の高い課題解決につなげていくことが重要です。

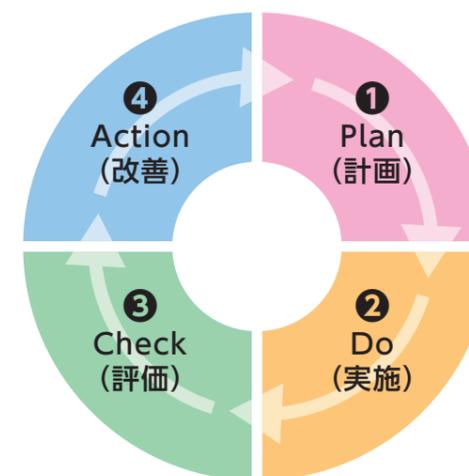
このために、各主体が、情報を共有し、お互いの考えや想いを理解し合うことに努めていく必要があります。

SDGsの理念を取り入れた取組の推進

本市のまちづくりの基本的な方向性を示した総合計画に基づく取組は、すべての市民の生活の質の向上や市民をはじめとした幅広いステークホルダーとの連携、誰一人取り残さない社会の構築、持続可能な開発など、SDGs（P.172 参照）の理念を取り入れた総合計画を推進します。

総合計画の進行管理

計画の進行に当たっては、PDCA サイクルによる進捗管理と着実な計画の進展に向けた進行管理を行います。施策については可能な範囲で「指標」を設定しており、その推移を把握することで、目標に対する達成状況を確認していきます。



総合計画におけるPDCAサイクル

- 1 総合計画の策定
- 2 施策・事業の着実な実施
- 3 実施した施策・事業の効果を目標指標等により検証
- 4 必要に応じた総合計画の改定

将来 自然と歴史に育まれ 笑顔と希

像 望あふれる 活力のあるまち

将来像実現に

向けた4つの柱

安心

誰もが健やかに暮らせる
安心と安全のまちづくり

快適

自然環境と都市環境とが調和した
住みやすいまちづくり

元気

産業と地域資源を活かした
魅力あふれるまちづくり

人

歴史と文化が息づく
人とコミュニティを育むまちづくり

政策

施策

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

(10) 市民と協働する市政運営の推進

① 多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

② すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える

③ 障がいのある無に問わず尊重しあえる共生社会を実現する

④ 高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる

⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する

⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する

⑦ 市民が安心できる地域医療体制をつくる

⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる

⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる

⑩ 交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する

⑪ 地域の特性に応じた土地利用を推進する

⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する

⑬ 水とみどり豊かな都市をつくる

⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する

⑮ 快適で潤いのある住環境をつくる

⑯ 活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する

⑰ 地域産業を振興し就労環境を充実する

⑱ 魅力と集客力のある観光を振興する

⑲ 特色ある地域間交流を推進する

⑳ 住み続けたいくなる赤穂市の魅力で移住・定住を促進する

㉑ 未来を拓く青少年の若い力を育てる

㉒ 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

㉓ 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

㉔ 互いが尊重しあいつべての人が自分らしく生きることが出来る社会を実現する

㉕ 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

㉖ 地域の多様なコミュニティ活動を活性化する

㉗ 市民に開かれた健全で効率的な行政運営を推進する

赤穂市総合計画後期計画

基本計画



各施策の紙面構成（ページの見方）

将来像：「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」を実現するための4つの柱です。

政策：「将来像を実現するための4つの柱」を実現するためのみちすじです。

施策：政策をどのような手段で達成していくかを示します。

【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築
① 多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

現状と課題 **現状と課題：**各施策における本市の現状と課題を示しています。

- 少子高齢化や核家族化の進行、フィンスタイルの多様化により地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域住民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加を促進する取組が必要です。
- 自ら支援を求められない人やひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。そのため、支援や施策の内容などの情報を必要とする人へ届けるための体制づくりが必要です。
- 生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策の方針 **施策の方針：**「現状と課題」を踏まえ、施策を推進する基本的方向性を示しています。

市民が住み慣れた地域で又ささいなかつ、又援か行で由く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。

目標指標 **目標指標：**「目標指標」の基準値と5年後の目標値を掲げています。

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
福祉ボランティア登録数	人	501	501
集いの場開設数	箇所	124	154

施策の展開 **施策の展開：**「施策の方針」を実現するために必要な項目と主要な取組を示しています。

項目	主要な取組
1 地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉人材の発掘・育成、活動支援 ◆ 地域住民が主体となった活動の支援 ◆ 関西福祉大学との連携推進 ◆ 社会福祉法人の地域公益活動の推進 ◆ 集える場、連携できる場の充実
2 地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◆ 包括的な相談支援体制の構築 ◆ 重層的な福祉ネットワークの構築 ◆ 福祉関連施策や支援内容に関する情報の発信
3 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発 ◆ すべての人に配慮した道路・施設整備の推進
4 生活困窮者の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 窓口の周知とアウトリーチによる相談支援 ◆ 関係機関との情報共有と連携の強化 ◆ 個別の支援プランに基づく自立の促進 ◆ 地域の社会資源の把握と関係者の相互理解

関連個別計画 **関連個別計画：**施策を実現するにあたり関係する個別計画名を示しています。

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)



序論
基本構想
基本計画
第1章 安心
総合戦略
資料編

序論
基本構想
基本計画
第1章 安心
総合戦略
資料編

第1章 安心

誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

政策

- (1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築
- (2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実
- (3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域住民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加を促進する取組が必要です。
- 自ら支援を求められない人やひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。そのため、支援や施策の内容などの情報を必要とする人へ届けるための体制づくりが必要です。
- 生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。

施策の方針

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
福祉ボランティア登録数	人	501	501
集いの場開設数	箇所	124	154

施策の展開

項目	主要な取組
1 地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉人材の発掘・育成、活動支援 ◆ 地域住民が主体となった活動の支援 ◆ 関西福祉大学との連携推進 ◆ 社会福祉法人の地域公益活動の推進 ◆ 集える場、連携できる場の充実
2 地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◆ 包括的な相談支援体制の構築 ◆ 重層的な福祉ネットワークの構築 ◆ 福祉関連施策や支援内容に関する情報の発信
3 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発 ◆ すべての人に配慮した道路・施設整備の推進
4 生活困窮者の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 窓口の周知とアウトリーチによる相談支援 ◆ 関係機関との情報共有と連携の強化 ◆ 個別の支援プランに基づく自立の促進 ◆ 地域の社会資源の把握と関係者の相互理解

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)



【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

② すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える

現状と課題

- 共働き家庭の増加やライフスタイル・価値観の多様化等により、様々な子育て支援サービスの充実が求められています。支援サービスの適切な提供及び周知を図り、個々の子育て家庭が必要とする支援サービスにつなげていく必要があります。
- 女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用需要も高まっており、教育・保育の提供体制の拡充が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進していくことが必要です。
- 安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに係る経済的負担の軽減が求められています。
- すべての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が求められています。
- 出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待のリスクにつながるおそれもあるため、妊産婦が気軽に相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー等の相談件数は増加しており、学校園所をはじめ関係機関との更なる連携を図り、支援を必要とする家庭を早期発見し適切に対応する必要があります。
- 住民ニーズが多様化しており、利用状況を踏まえた児童館の運営や児童遊園地の維持管理について、対応が求められています。

施策の方針

安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の運営体制及び施設整備に取り組みます。

また、児童館や児童遊園地について、引き続き、定期的な点検及び修繕を行い、利用者が安全に利用できるよう維持管理に努めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
子育てしやすい環境にあると思う人の割合 (5年ごとにニーズ調査)	%	65.5 (2023年度)	95.0 (2028年度)
保育所待機児童の数(4月1日現在)	人	0	0
産婦健康診査2回受診率	%	85.4	100
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票 が9点以上の産婦の割合	%	5.3	5.0
地域における子どもの居場所の数	箇所	5	10

施策の展開

項目	主要な取組
1 子育て支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実 ◆ 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ◆ 教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実及び施設整備 ◆ 医療費や学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減 ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進
2 安心して子どもを産み育てる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦等の健康の保持増進 ◆ 不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり ◆ 健やかな育児のための産後ケア事業の推進 ◆ 不妊・不育症に対する支援の充実 ◆ 妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成 ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実
3 困難を抱える子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実 ◆ 児童虐待の予防と早期発見への取組の強化 ◆ 関係機関との連携によるサポート体制の強化 ◆ 特定妊婦や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実 ◆ ヤングケアラーの早期発見、支援体制の強化
4 家庭と地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の醸成 ◆ 地域における子どもの居場所づくりの促進 ◆ 子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進 ◆ 住民の様々な利用意向に応じた児童館の運営及び児童遊園地の利用状況を踏まえた適切な維持管理 ◆ 家庭や地域における食育の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市こども計画	2025年度 (令和7年度)	2029年度 (令和11年度)

【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する

現状と課題

- 障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ等に対応した支援が必要です。
- 障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。
- 障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、様々な障がいに対する理解促進が求められています。
- 障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に育つことができる環境を整備することが求められています。
- 発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。

施策の方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	人	3	8
福祉施設からの一般就労者数	人	8	13
手話奉仕員の養成	人	46	100

施策の展開

項目	主要な取組
1 住み慣れた地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実 ◆障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実 ◆障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児（者）に対応できる支援体制の整備 ◆障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進
2 生きがいのある生活と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進 ◆スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供 ◆障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備 ◆赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援
3 障がいを理解し共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいに対する理解を深める啓発の推進 ◆福祉の担い手の育成への支援 ◆障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）の普及啓発
4 障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実 ◆支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施 ◆赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市障がい者福祉プラン	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市障がい福祉計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市障がい児福祉計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)

【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

④ 高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる

現状と課題

- 一人暮らしや認知機能の低下等様々な要因を背景に、地域の中で、人と人とのつながりが希薄化し、高齢者が望まない孤独や孤立に陥ることが懸念されています。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者一人ひとりの特徴に応じた健康づくりと介護予防等を通じた地域づくりを進めることが必要です。
- 高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいの視点からも求められています。
- 複合的な課題や生活上のニーズを抱える高齢人口が増加する一方、その支え手となる生産年齢人口（現役世代）の減少が見込まれており、介護人材の確保をはじめ高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みづくりや、高齢者自身の生きがいがづくりが喫緊の課題となっています。

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けられるよう、また、年齢で「支える側」「支えられる側」を画すのではなく、自らも社会活動を続け地域活動の担い手になるなど、高齢者が活躍できる地域共生社会の実現に取り組みます。

高齢者が要介護状態にならないように、また、要介護状態になっても可能な限り健康な状態に戻れるよう介護予防の推進を図ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数	事業所	75	93
後期高齢者医療保険健康診査受診率	%	18.5 (2023年度)	23.0
住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合	%	5.1	8.0
主観的健康感について、「よい」「まあよい」と思う人の割合（3年ごとにニーズ調査）	%	76.5 (2022年度)	77.0 (2028年度)

施策の展開

項目	主要な取組
1 介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 効果的な健康づくり活動と保健事業の推進 ◆ 気軽に参加できる介護予防の場の拡充 ◆ 地域住民が主体となった介護予防活動の支援 ◆ 健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発 ◆ 認知症施策の推進 ◆ 健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進
2 生きがいがづくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 老人クラブ活動への支援 ◆ 多様化する高齢者の生きがいがづくりへの支援 ◆ 地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
3 地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センターを中心とした包括的な相談体制の充実 ◆ 切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ◆ 生活支援を担う人材の育成と活動の支援 ◆ 地域で支え、支え合う仕組みづくり ◆ 関係機関との連携強化と推進 ◆ 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実 ◆ 介護サービスの基盤整備と質の向上 ◆ 在宅福祉サービスの充実 ◆ 成年後見制度の利用促進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市健康増進計画	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)

【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する

現状と課題

- 医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していくことが必要です。
- 国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費が高い水準で推移するため、財政基盤を強化し、事業の安定化を図っていくことが必要です。
- 制度改革への的確な対応と更なる納付環境の整備による、国民健康保険税・介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。
- 被保険者の生活の質の維持及び向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組が必要です。
- 福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がいのある人やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていくことが必要です。
- 高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。
- 生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努めることが必要です。

施策の方針

多様な収納チャネルを整備することで保険料（税）収入を確保し、医療保険制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、国民健康保険における「財政運営の県単位化」の趣旨の深化を図ります。また、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。

今後も安心して医療を受けられるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。

市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改革についても理解を得られるよう周知を図ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
国民健康保険税収納率	%	75.91	77.20
後期高齢者医療保険料収納率	%	98.95	99.20
介護保険料収納率	%	97.42	98.10
1人当たり医療費	円	504,354	508,000
特定健康診査受診率	%	35.1 (2023年度)	60.0

施策の展開

項目	主要な取組
1 医療保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実 ◆ 国民健康保険における兵庫県内の保険料水準統一に向けた取組の円滑な実施 ◆ 医療費適正化対策の推進 ◆ 被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備 ◆ マイナ保険証を基本とする仕組みの適切な運用
2 福祉医療費等助成制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉医療費等助成制度の周知 ◆ 県及び関係部署と連携した適切な助成の実施 ◆ 資格確認オンライン化に関する取組の的確な対応と受給資格の適切な更新及び確認
3 生活保護制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活保護制度の周知 ◆ 生活保護法に基づく適正な保護の実施
4 国民年金制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民年金の各種制度の周知 ◆ 年金相談（姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談）の利用勧奨

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市健康増進計画	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)

【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する

現状と課題

- 生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。
- 本市での死亡原因が第1位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要ですが、がん検診の受診率は依然として低く、その向上が必要です。
- 国内における様々な感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザ等による感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。
- 本市における自殺死亡率は、国や県と比較するとおおむね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。

施策の方針

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。

また、新型インフルエンザ等様々な感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。

近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという事態が生じていることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
健康寿命の延伸 (県が5年ごとに算定) 男性	歳	80.29 (2020年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
健康寿命の延伸 (県が5年ごとに算定) 女性	歳	84.99 (2020年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
がん検診受診率 胃がん	%	9.0	55.0
がん検診受診率 肺がん	%	21.3	55.0
がん検診受診率 大腸がん	%	22.6	55.0
がん検診受診率 子宮がん	%	24.2	55.0
がん検診受診率 乳がん	%	21.8	55.0
ゲートキーパー研修受講人数	人	336	516

施策の展開

項目	主要な取組
1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ライフステージに応じた健康づくり活動の推進 ◆健康的な生活習慣を目指した食育の推進 ◆健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進 ◆歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進 ◆健康の増進に関する正しい知識の普及 ◆ナッジ理論を活用した健康づくり施策の推進
2 生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健診・特定保健指導実施率の向上 ◆がん検診受診率の向上 ◆糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進
3 感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染症予防対策の推進 ◆平時からの新型インフルエンザ等の予防に関する普及啓発 ◆新型インフルエンザ等新たな感染症に対応するため関係機関との連携強化
4 こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆自殺対策の充実 ◆こころの健康に関する相談支援体制の充実と人材の育成

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市健康増進計画	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)
赤穂市自殺対策計画	2019年度 (令和元年度)	2028年度 (令和10年度)
赤穂市子ども計画	2025年度 (令和7年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市障がい者福祉長期計画	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画	2015年度 (平成27年度)	期間なし

【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実

⑦ 市民が安心できる地域医療体制をつくる

現状と課題

- 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。
- 高齢化の進展に伴う、医療・介護ニーズの高まりに対応するため、在宅医療と介護の一体的な提供の強化が求められています。
- 市民病院は、地域医療支援病院、地域がん診療病院、地域災害拠点病院、第2種感染症指定医療機関などの機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。
- 市民病院は、医師・看護師等の確保と診療科偏在の解消を目指すとともに、近隣医療機関等との連携を強化し、地域完結型医療の提供を目指すことが必要です。
- 市民病院は、人口減少やコロナ禍を経た受療動向の変容などによる患者数減少のほか、医療従事者の不足などにより、経営環境は非常に厳しい状況にあるため、医療従事者の確保や紹介患者確保等による収入増、経費削減による費用抑制など経営改善への取組に加えて、今後の病院運営に対する検討が必要です。

施策の方針

医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。

人口減少と高齢化の進展に伴う医療需要等が変化する一方、医療の高度化、多様化が進み、地域医療構想を踏まえた市及び地域全体での医療提供体制の構築が求められる中、市民病院では救急医療への積極的な関わりを持ち、県立はりま姫路総合医療センターなどの近隣医療機関等と連携強化を図り、西播磨地域の中核病院としての医療の提供に努めます。

今後の市民病院の運営に当たって、医療従事者を確保するとともに経営形態など最適な方向性を見出し、持続可能な地域医療提供体制の確立に努めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
健診センター利用者数 (新型コロナウイルスワクチン予防接種を除く)	人	10,347	12,000
医療機関から市民病院への紹介件数	件	6,920	7,400
市民病院から医療機関への逆紹介件数	件	6,174	7,400

施策の展開

項目	主要な取組
1 在宅医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「かかりつけ医」の必要性の啓発 ◆ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の強化 ◆ 在宅療養を支える入院医療体制の確保
2 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関と消防の連携及び広域救急医療体制の充実 ◆ 市民病院において、救急告示病院及び一般・小児の救急輪番体制を維持し、二次救急医療体制の確保 ◆ 消防からの救急要請に対する受入体制の強化
3 市民病院の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師・看護師等の確保と働き方改革の推進等による診療体制の維持（産科医の確保・産後ケアの充実） ◆ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携による地域医療体制の確保 ◆ 人間ドック、各種健康診断などの予防医学の充実 ◆ 兵庫県赤穂健康福祉事務所を中心とした感染症に係る医療体制の強化 ◆ 西播磨地域の中核病院としての役割・機能の最適化等を図り、持続可能な地域医療提供体制を維持するための経営健全化を推進 ◆ 市民病院の経営形態について、地方公営企業法全部適用の継続を含め、地方独立行政法人、指定管理者、民間譲渡などあらゆる選択肢を検討

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市健康増進計画	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市民病院公立病院経営強化プラン	2024年度 (令和6年度)	2027年度 (令和9年度)

【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる

現状と課題

- 南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。
- 市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。
- 密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。
- 従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。
- 局地的な集中豪雨への対応として、ため池の洪水調節機能が発揮されるよう、ため池の治水活用を推進することが求められています。
- 災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。
- 山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。
- 災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。

施策の方針

誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県との連携により、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭あい道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。

また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、赤穂市地域防災計画及びハザードマップ等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成や近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚や避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組むといった実情に応じた防災づくりを支援します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
耐震性が確保された住宅の割合	%	91.9	99.0
密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長	m	833	1,246
県の指定貯水施設へ指定されたため池数	箇所	3	7
雨水ポンプ場の耐震施設	箇所	4	5
赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数	人	11,378	14,000
個別避難計画作成数	件	67	367

施策の展開

項目	主要な取組
1 防災インフラの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海岸防波堤(海岸保全施設)の定期点検(5年ごと)及び計画的な維持管理 ◆ 県と連携した防潮設備等の整備促進 ◆ 県と連携した河川未整備区間の早期完成及び河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保 ◆ 災害予測される箇所の把握と事前防止対策の実施 ◆ 雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進
2 強靱な市街地の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施 ◆ 住宅の簡易耐震診断の推進 ◆ 耐震改修工事費等補助金の交付 ◆ 密集市街地の狭あい道路の拡幅整備
3 治山・治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地元連携を図りながら、ため池を活用した治水対策への取組を推進 ◆ ため池の適正な維持管理及び講習会の開催 ◆ 排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理 ◆ 頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理 ◆ 県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進 ◆ 県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施
4 地域防災力の向上及び防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施 ◆ 自主防災組織の育成強化及び地域防災リーダーの養成 ◆ 赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)、赤穂市公式LINE等の活用による情報発信 ◆ 避難行動要支援者情報の把握 ◆ 自主防災組織等による個別避難計画の作成促進 ◆ 防災情報の提供体制の整備・充実 ◆ 防災備蓄品の確保・充実 ◆ 市民に対する事前備蓄の啓発活動の実施 ◆ 災害時応援協定締結による協力体制の確保

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市強靱化計画	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市地域防災計画	2025年度 (令和7年度)	期間なし
赤穂市国民保護計画	2007年度 (平成19年度)	期間なし
赤穂市地域福祉計画	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市耐震改修促進計画	2016年度 (平成28年度)	期間なし
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024年度 (令和6年度)	2026年度 (令和8年度)
赤穂市災害時受援計画	2020年度 (令和2年度)	期間なし
赤穂市下水道総合地震対策計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)
下水道ストックマネジメント計画	2025年度 (令和7年度)	2029年度 (令和11年度)



【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる

現状と課題

- 人口減少・高齢化社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。
- 女性の消防職・団員の活動体制の充実による住民サービスの向上が求められています。
- 人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向け、大学生を含めた若年層の更なる入団促進が必要です。
- 小規模飲食店、福祉施設、民泊施設など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。
- 災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。
- 危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取組が求められています。
- 大規模な自然災害や事故等に対する備えの更なる強化が必要です。
- 増加傾向にある救急需要に適切に対応する取組が求められています。

施策の方針

人口減少や高齢化社会、さらには災害の多様化・大規模化など社会環境の変化を踏まえて、消防車両・資機材等の効果的かつ計画的な更新整備を図ると共に、ドローン操縦士資格取得者を養成するなど、迅速・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。

また、自治会や事業所、大学などに働きかけ消防団員の確保を図るとともに、消防団 OB が消防団活動を支援できる体制及び消防団装備の整備や、消防団詰所の計画的な建て替えなど、団員の活動体制の充実に努めます。

市民の防火意識の高揚を図るとともに、物品販売店舗や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物及び危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。

自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。

増加傾向にある救急需要に対して、予防救急の普及啓発や救急車の適正利用の広報に努めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
消防訓練、防火・防災講習会参加人員	人	1,208	2,200
活動救急救命士数	人	40	42
応急手当等講習会開催数	回	84	130
消防団詰所建て替え数	棟	5	7
消防団員数	人	561	620
消防用設備点検報告率	%	55.8	70.0

施策の展開

項目	主要な取組
1 効果的な消防・救急体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進 ◆ 消防の広域化又は消防指令業務の共同運用の検討 ◆ 消防団詰所の整備 ◆ 救急業務高度化の推進 ◆ 救急救命士の養成 ◆ ドローン操縦士資格取得者の養成 ◆ 各種訓練の充実
2 消防団員確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団員の入団促進、赤穂市学生消防団活動認証制度の普及活用 ◆ 団員の福利厚生充実 ◆ 団員安全装備品の整備
3 事業所や危険物施設における防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 立入検査の実施 ◆ 違反事業所への違反是正指導 ◆ 専門的知識を有する職員の育成
4 消防車両・資機材、通信指令設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防車両の計画的整備 ◆ 消防救急装備品の充実 ◆ 通信指令設備の維持管理
5 市民の災害対応能力と防災意識の向上及び応急手当の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災情報の提供体制の整備・充実 ◆ 防火防災訓練の実施 ◆ 自主防災組織と消防団との連携強化 ◆ 応急手当の普及を推進し、市民による病院前救護体制の構築 ◆ 高齢者等に対する予防救急の普及推進や救急車の適正利用の啓発

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市消防計画	1997年度 (平成9年度)	期間なし

【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備

⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する

現状と課題

- 通学路等における子どもの交通事故防止のため、通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全対策を進める必要があります。
- 高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備する必要があります。
- 地域の防犯及び交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。
- 窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者だけでなく幅広い世代を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組む必要があります。
- 犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。
- 消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じた消費生活相談窓口の充実が必要です。

施策の方針

警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯及び防犯カメラ整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取組を検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
交通事故発生件数（人身事故）	件	120 (2024年)	90 (2030年)
交通事故発生件数（物損事故）	件	1,048 (2024年)	838 (2030年)
高齢者の交通事故発生件数（人身事故）	件	61 (2024年)	49 (2030年)
防犯カメラ設置台数（市、自治会管理）	台	265	289

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	灯	117	120
犯罪認知件数	件	249	210
消費生活出前講座、早かごセミナー開催件数	件	6	8
消費生活相談の相談件数	件	245	250

施策の展開

項目	主要な取組
1 通学路の安全確保	◆警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施
2 交通安全のための道路・設備の整備	◆外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◆交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進
3 交通安全対策の推進	◆交通事故防止運動の実施 ◆交通安全教室の実施 ◆高齢者の運転免許証自主返納のための支援
4 防犯活動の充実	◆交通指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◆保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◆まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化及び啓発活動の実施 ◆自治会管理外灯の設置やLED化への支援
5 犯罪被害者支援活動の充実	◆警察等との関係機関、NPO等の支援団体と連携の強化 ◆赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討
6 消費者教育・啓発・相談体制の充実	◆消費生活出前講座による啓発活動 ◆チラシや広報紙等による啓発 ◆資格を持つ消費生活相談員による相談

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市通学路交通安全プログラム	2015年度 (平成27年度)	期間なし

第2章 快 適

自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

政 策
.....

- (4) 快適で魅力ある都市空間の形成
- (5) 自然環境の保全と住環境の充実

【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する

現状と課題

- 赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を果たしてきましたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。
- 人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力ある都市空間の形成が求められています。
- 市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよう適正な指導が求められています。
- 赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用が求められています。
- 市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落において、特別指定区域制度を活用した住民主体のまちづくりが求められています。
- 円滑な公共事業の実施のため、国や県と連携した地籍調査を推進することが必要です。
- 近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造化が都市政策の主眼となっています。

施策の方針

安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地利用の在り方について検討し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。

市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りながら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。

また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査の先行実施に取り組みます。

さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトな都市構造への転換を推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
まちづくり活動（地域に応じた土地利用の検討等）を行う団体数	団体	4	9
開発行為等に対する指導	件	39	72
地籍調査等実施済面積	km ²	12.21	13.5

施策の展開

項目	主要な取組
1 安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の適正な運用 ◆地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進 ◆立地適正化計画制度の検討と計画策定に向けた取組の実施
2 開発行為等に対する適正な指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆県と連携した適正な開発指導の実施
3 地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◆市の公共事業と連携した地籍調査の実施

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市国土利用計画	2022年度 (令和4年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市都市計画マスタープラン	2023年度 (令和5年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市土地利用計画	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)

【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する

現状と課題

- 国道2号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、更なる人・モノの円滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。
- 国道250号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。
- 都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。
- 健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。
- 高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。
- 通学路の安全性向上をはじめとした、誰もが安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。
- 公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段を確保し、みんなで支え合う、誰もが安心して暮らし続けるために必要な利便性・機能性が求められています。

施策の方針

国・県に対し、国道2号、国道250号へのアクセス向上など、国道・県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。

また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。

市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実を図ります。

目標指標

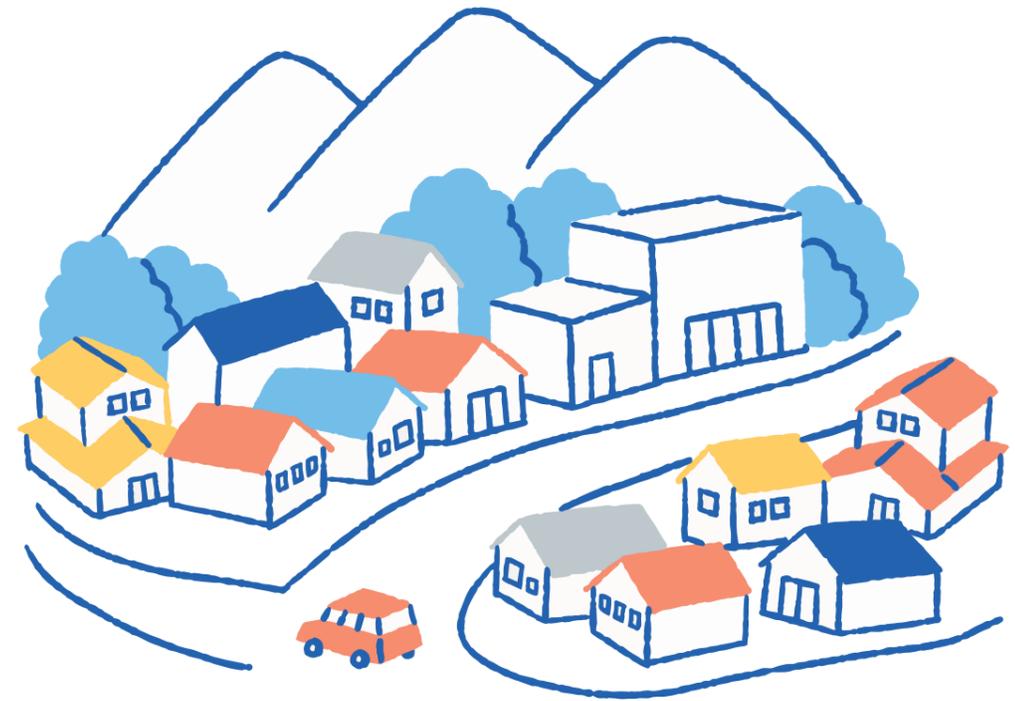
指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
点検済橋梁数(3巡目)	橋	394	394
区画整理区域内の都市計画道路の整備延長	m	1,579	2,227
(都) 赤穂大橋線・唐船線の整備延長	m	355	533
市内循環バス利用者数	人	26,408	29,000
圏域バス利用者数	人	18,106	20,000
市内JR駅1日平均乗車客数	人	4,718 (2023年度)	5,500
デマンドタクシー利用者数	人	345	480

施策の展開

項目	主要な取組
1 市内幹線道路等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して要望活動の実施 ◆ 円滑な事業実施のための地籍調査の推進 ◆ 都市計画道路の整備促進(有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線) ◆ 自転車活用のためのサインなど、自転車利用空間の整備促進
2 橋梁等道路施設の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保 ◆ 長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコストの抑制 ◆ PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現
3 通学路の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路交通安全プログラムにおける指摘箇所への対策の実施 ◆ 国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整
4 公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内を運行する路線バスの維持・確保 ◆ 地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実 ◆ 市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実 ◆ 有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実 ◆ JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市橋梁長寿命化修繕計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)
赤穂市通学路交通安全プログラム	2015年度 (平成27年度)	期間なし
赤穂市地域公共交通計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)



関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市橋梁長寿命化修繕計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)
赤穂市通学路交通安全プログラム	2015年度 (平成27年度)	期間なし
赤穂市地域公共交通計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)



【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑬水とみどり豊かな都市をつくる

現状と課題

- 公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進するとともに、適切に管理することが求められています。
- 赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。
- 公園施設の長寿命化と維持管理の効率化及び市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。
- 街路樹の健全な保全とともに、安全な通行のため適時適切な樹木管理が必要です。

施策の方針

豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を活かした都市公園等の整備を進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、その必要性や公園利用者のニーズに応じた効果的な更新・整備を推進します。

また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
市民1人当たりの都市公園面積	m ²	43.5	47.9

施策の展開

項目	主要な取組
1 公園緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◆赤穂城跡公園の整備促進 ◆公園施設の長寿命化と維持管理の効率化及び市民ニーズに応じた更新・整備 ◆城南緑地等の緑の保全管理 ◆市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の保全管理 ◆赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◆瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全
2 街路樹の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆適時適切な害虫防除の実施による樹木の健康保持 ◆適時適切な樹木剪定による良好なまちなみ景観維持 ◆お城通りの黒松は、良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ、特に丁寧な維持管理を実施 ◆適切な管理による老木等の倒木対策など通行障害や見通し不良箇所の解消
3 都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民参加による公園の芝生化等の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市みどりの基本計画	2024年度 (令和6年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市公園施設長寿命化計画	2022年度 (令和4年度)	2031年度 (令和13年度)



【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する

現状と課題

- 豊かな自然環境とふれあいを持つ場や環境学習の場を設け、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。
- 里山の保全は、多種多様な生態系の維持及び土砂流出防止等の災害防止機能を維持する上でも重要です。
- 地域の人口減少と高齢化に伴い里山環境の管理不足が深刻化しており、枯損木の倒木による家屋被害などを予防するためにも適切な里山保全への対応が求められています。
- 大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活環境を保全することが必要です。
- 民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の良好な環境保全に向けた対応が必要です。
- 人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けて更なるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。
- ごみ処理施設については、各施設・設備ごとに長寿命化や更新等を図り、安全・安心な施設運転と安定的なごみ処理を行うことが必要です。
- 上下水道システムは、市民生活や社会経済活動に不可欠であり、経年劣化した施設の増加や近年頻発する自然災害に対応するため、計画的な更新（耐震化・耐水化）とその財源の確保が必要です。
- 本市の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、それに向けて脱炭素化を推進する必要があります。

施策の方針

市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系への配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組めます。

市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。また、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素化に取り組み、良好な生活環境の保全を図ります。

ごみ処理については、更なる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組めます。

安全で安心な水道水を将来にわたって提供していくため、水道管路及び水道施設の計画的な更新（耐震化・耐水化）と水道事業運営の健全化に取り組めます。

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構築に取り組めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
赤穂子どもエコクラブ登録者数	人	17	30
(県) 里山防災林整備事業実施箇所	箇所	7	9
(市) 里山防災林整備事業実施箇所	箇所	15	45
市内大気環境監視局舎の設置数	箇所	8	8
千種川定期水質調査地点	箇所	7	7
ごみ排出量	トン	15,092	14,637
廃棄物再生利用率（資源化率）	%	13.0	20.0
水道配水池の更新（耐震化）率	%	82.2	85.8
水道管路の更新（耐震化）率	%	15.4	20.0
汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設	箇所	11	16
汚水管路の耐震化率	%	16.9	18.1



施策の展開

項目	主要な取組
1 環境学習の場の提供による自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの充実 ◆ 県・近隣自治体・事業者と連携した環境啓発活動の展開
2 里山の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 里山防災林整備事業（県営）の円滑な推進 ◆ 里山保全活動支援事業を通じた地元関係者の里山保全への支援 ◆ 「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な保育事業による適切な維持管理
3 調査体制の維持と脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大気監視局での窒素酸化物などの大気汚染物質の測定 ◆ 千種川等の水質調査や道路交通騒音調査の実施 ◆ 温室効果ガス排出量削減の推進 ◆ 環境に配慮した製品の購入、使用の推進
4 資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進 ◆ 効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及 ◆ リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進 ◆ ごみ処理施設の長寿命化・更新等の検討 ◆ 食品ロス対策の推進
5 上下水道施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上下水道システムの計画的な更新と耐震化・耐水化の推進 ◆ 受益者負担（水道料金・下水道使用料）の適正化

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市環境基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	2022年度 (令和4年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市水道ビジョン	2022年度 (令和4年度)	2031年度 (令和13年度)
水安全計画	2015年度 (平成27年度)	期間なし
下水道ストックマネジメント計画	2025年度 (令和7年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市下水道総合地震対策計画	2024年度 (令和6年度)	2028年度 (令和10年度)
赤穂市自然環境保全計画	1991年度 (平成3年度)	期間なし



【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

⑮ 快適で潤いのある住環境をつくる

現状と課題

- 坂越及び有年駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。
- 幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。
- 空き家の増加は、防災、景観及び生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。
- 市営住宅の老朽化が進行しており、安心かつ良質な住環境を提供するためには、長寿命化を目的とした計画的な維持管理が必要です。
- 坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民との協働による都市景観の保全が求められています。
- 大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。

施策の方針

快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。

空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空き家等の解消に取り組むとともに、空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住や二地域就業のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。

市営住宅については、長期的視点にたった定期点検と予防保全を計画的に行い、安心かつ良質な住環境を提供します。

都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
区画整理事業の進捗（野中・砂子）	%	58.6	97.5
区画整理事業の進捗（有年）	%	84.1	95.5
特定空き家等の解決率	%	59.8	85.0
空き家情報バンクの新規登録物件数	件	10	25
空き家活用支援事業補助金の交付件数	件	26	74
市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導	件	41	65
大規模建築物等行為に対する助言・指導	件	38	86

施策の展開

項目	主要な取組
1 快適で機能的な居住基盤の形成	◆ 区画整理事業の推進（野中・砂子地区、有年地区）
2 空き家等対策の推進	◆ 空き家に関する知識の普及啓発 ◆ 空き家改修（空き家活用、古民家再生）の支援 ◆ 空き家情報バンク制度の活用 ◆ 特定空き家等所有者等に対する助言・指導等 ◆ 危険空き家除却の支援 ◆ 空き家活用促進特別区域における空き家活用の促進
3 市営住宅の適正な維持管理	◆ 定期的な建物、施設の点検実施 ◆ 予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕
4 市街地景観形成地区等における景観保全	◆ 県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供 ◆ 景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営 ◆ 市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導 ◆ 都市景観形成助成制度の活用
5 屋外広告物の規制による良好な景観の形成	◆ 屋外広告物の適正な設置及び維持管理の指導 ◆ 違反広告物パトロールの実施
6 周辺の建築物や自然環境と調和のとれた大規模建築物等の建築	◆ 大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市空家等対策計画	2018年度 (平成30年度)	2027年度 (令和9年度)
赤穂市営住宅長寿命化計画	2023年度 (令和5年度)	2032年度 (令和14年度)



第3章 元気

産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

政策

- (6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興
- (7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑩活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する

現状と課題

- 高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しており、生産性・収益性の向上や経営の安定化を図り、担い手を確保することが必要です。
- 農業生産の効率化を高めるため、農地の基盤整備が必要です。
- 耕作放棄地により病虫害の発生や、鳥獣による農作物被害の誘発等の問題が発生しており、耕作放棄地の発生防止・解消を図ることが必要です。
- 有害鳥獣による農作物被害が営農意欲の減退や離農の原因となっており、被害防止を推進することが必要です。
- 漁船漁業等による漁獲高が減少傾向にある中、漁業の担い手を確保するため、牡蠣等養殖業の持続的発展を目指し、生産量の維持と高付加価値化による収益性の向上や経営の安定化を図ることが必要です。
- 農村や漁村が持つ固有の原風景や文化、自然環境など多面的な機能を将来にわたり維持していくため、地域による継続的な保全・活用が求められています。

施策の方針

農村・漁村の持つ多面的な機能（災害防止機能、生物多様性保全機能、美観保全機能など）の保全・活用を含め、活力とにぎわいのある農業・漁業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農水産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。併せて、次世代の担い手に良好な農水産業の活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村・漁村集落環境の保全を図るほか、農山漁村地域の活性化、自立及び維持発展のため、地域運営組織の形成を推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
認定農業者数	人	28	28
認定新規就農者数（累計）	人	2	6
漁業従事者数（赤穂市漁協組合員数）	人	59	59
猟友会会員数	人	52	52
担い手への農地の集積率	%	44.0	52.0
多面的機能支払交付金事業 活動組織数	組織	20	20

施策の展開

項目	主要な取組
1 農業・漁業の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援 ◆ 幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関及び地域との連携や、様々な制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援 ◆ 円滑な経営継承等を促進するための、農業経営の法人化への支援
2 農業・漁業の生産性・収益性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進 ◆ 農水産物の加工や、特産品のブランド化推進及び保護による高付加価値化への支援 ◆ 地産地消の推進による農水産物の消費促進 ◆ 担い手の農業経営の安定化・効率化を図るため、ほ場整備事業を推進
3 耕作放棄地の解消	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業委員会と連携した実態調査と解消のための指導推進 ◆ 各集落が作成した地域計画に基づいた農地保全の推進
4 有害鳥獣による農水産物への被害軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 猟友会と連携した有害鳥獣による農水産物への被害防止対策 ◆ 有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保
5 農村集落環境の良好な保全と質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国・県の交付金制度による地元の農村環境保全活動への支援 ◆ 老朽化した土地改良施設の更新 ◆ 農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成支援及び指導推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂農業振興地域整備計画	1971年度 (昭和46年度)	期間なし
赤穂市鳥獣被害防止計画	2009年度 (平成21年度)	2027年度 (令和9年度)

【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑰ 地域産業を振興し就労環境を充実する

現状と課題

- 今後の市内への企業誘致には、民間が所有する未利用地の把握と利活用が重要です。
- 地域産業の振興及び既存企業の市外流出を防ぐためにも、市外からの企業誘致だけでなく、企業留置を目的とした市内企業の設備投資の促進が必要です。
- 大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、事業者の高齢化や後継者不足などにより、商店街の集客力の低下や空き店舗の増加が顕在化しており、空き店舗等を活用した商店街の活性化が必要です。
- 中小規模事業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。
- 商業の振興を図るため、起業家への支援制度の周知や相談・支援体制の充実により、地域経済活性化の担い手にもなる新規創業の促進が必要です。
- 大学進学を機に市外に転出した人材が赤穂市に戻ってこない傾向があり、「働きたいと感じる魅力的な仕事」を増やすことが必要です。
- 市内事業者の人手不足が顕著であり、特に若年人材確保への支援が必要です。
- 就業者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、安定した雇用の確保と就労環境の改善に向けた取組が必要です。

施策の方針

地域産業の振興と雇用の場を確保するため、企業訪問や各種会議等により関係機関と連携し、市内企業への設備投資支援のほか、赤穂インターチェンジなどの恵まれた地域特性を活かして、民間活力による産業基盤の整備や本市独自の産品を製造・生産する企業などの誘致を進めます。また、中心市街地にオフィスワークができる環境をつくることで「仕事の選択肢」を増やし、多様な業種と人材の集積に取り組みます。

商工会議所などと連携を深め、中小規模事業者の経営基盤安定化や経営革新に対する側面支援を行うとともに、創業支援体制の拡充により創業者数の増加を促し、商業の振興を図ります。

市内事業者の雇用を確保するため、企業と若年労働者のマッチングや採用活動のPR等に対する支援を推進します。

誰もが安心して働くことができる地域社会を目指し、就業機会の拡大・確保、就労環境の改善を図ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
新たに活用された工場用地面積	ha	0	4
ふるさと納税の返礼品を製造・生産する企業の誘致件数	件	0	1
中心市街地に新たに設置されたオフィス数	箇所	0	3
商店街の店舗数	店	90	96
市内の創業者数（創業支援等事業計画に基づく件数）	件	4	40
雇用対策事業により創出された雇用者数	人	7	79

施策の展開

項目	主要な取組
1 企業誘致と既存企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひょうご・神戸投資サポートセンター等との連携、庁内調整会議の活用など企業立地活動の推進及び本市への本社機能の移転の促進 ◆ 奨励金や税の軽減など市内の既存企業への設備投資の支援 ◆ 商工会議所などと連携した市内企業の育成と強化 ◆ 地域活性化に資する地場産品の創出 ◆ 中心市街地にオフィスワークを誘致するなど、「魅力的な仕事」の創出
2 にぎわいづくりや担い手育成による商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆ にぎわいづくりや空き店舗等の活用による商店街の活性化 ◆ 商工会議所や民間事業者等と連携した新規創業の促進、創業後の継続的なサポート体制の確立 ◆ 中小規模事業者への経営意識の啓発や経営相談・指導・研修事業などによる経営基盤の安定化
3 雇用と就労環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多角的な取組（工場見学や動画による企業紹介など）の展開による市内事業者の雇用の支援 ◆ 高等学校やハローワークなどと連携した若者の就業支援 ◆ シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保 ◆ 市内事業者への多様な働き方などに関する情報提供や啓発活動の推進

【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興

⑱ 魅力と集客力のある観光を振興する

現状と課題

- 観光地としてのイメージを定着させるために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。
- 本市の魅力を分かりやすく伝えるためには、観光戦略に基づく一元的なプロモーションが必要です。
- 観光産業をけん引役として地域経済の活性化を図るために、登録 DMO あこう魅力発信基地や赤穂観光協会等の関係機関と連携し地域が一体となった取組が求められています。
- より多くの観光客に訪問してもらうためには、インターネットや SNS を効果的に活用し、情報発信力の強化と認知向上を図ることが必要です。
- 新たな観光需要の喚起や外国人観光客の誘致のために、二つの日本遺産をはじめとする多彩な観光資源の有効活用や多言語対応等が求められています。

施策の方針

観光地経営の視点に立ち、官民が一体となって、歴史・文化、日本遺産、温泉、食といった多彩な地域資源を最大限に活用するとともに、兵庫県や広域 DMO 及び地域連携 DMO と連携し、様々な魅力を国内外へ積極的に情報発信しながら、観光産業による地域経済の活性化を図るなど、本市の観光を振興します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
観光消費額	円	18,000 (2023年度)	30,000
宿泊者数	千人	353 (2023年度)	350
観光ポータルサイト 月間平均アクセス数	回	27,581	82,000

施策の展開

項目	主要な取組
1 多彩な地域資源の活用・開発による魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光地としてのイメージ向上 ◆ 赤穂の歴史・文化、日本遺産、温泉、食をはじめ、赤穂城跡や赤穂コールドロンなど地域資源の磨き上げと活用 ◆ アウトドア等新たなコンテンツの開発 ◆ 観光客のニーズに基づく、トイレや駐車場、Wi-Fi 等の観光インフラ整備 ◆ 日本遺産等の歴史・文化に関連する文献や資料等の活用 ◆ 古民家の活用による観光拠点整備
2 情報発信強化による認知度アップ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インターネット・SNS 等を積極的に活用した情報発信 ◆ ターゲットを絞った効果的な情報発信
3 外国人観光客の誘客	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人観光客誘客のための積極的なプロモーション ◆ 外国人観光客受入環境の整備
4 観光推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 戦略的な観光振興と地域経済活性化に資する観光地域づくり体制の整備 ◆ より効果的なマーケティングを行うためのデータ収集 ◆ 市内外の関係団体と連携し多様な魅力を活かした広域観光の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市観光・移住定住戦略	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)

【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

⑬ 特色ある地域間交流を推進する

現状と課題

- 文化、スポーツ活動を通じて、市民レベルでの地域間・都市間交流を充実させることが求められています。
- 姉妹都市との継続的な交流を推進するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業実施体制の整備が求められています。
- 市民の国際理解と国際感覚の醸成を図るため、海外姉妹都市との交流や多文化共生の促進、赤穂市国際交流協会の事業の充実が求められています。
- 人口減少・少子高齢化によるマンパワーや財源等、単独の自治体では対応できない行政課題が増加しており、広域連携による対策が必要です。
- 広域的な行政課題や共通した地域課題に対応するため、西播磨市町長会や兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会などでの国・県要望や、備前市、上郡町との定住自立圏、姫路市を中心市とする8市8町での連携中枢都市圏の形成による共同事業の実施が必要です。

施策の方針

姉妹都市（茨城県笠間市・熊本県山鹿市・西オーストラリア州ロッキングハム市）及び忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化・スポーツを通じた交流など、特色ある交流活動を積極的に展開します。

赤穂市国際交流協会など国際交流団体との連携による交流を通じ、様々な国の文化や価値観を理解し、グローバル社会に対応した人材の育成や多文化共生に向けた環境整備を図ります。

市民の生活圏の拡大に加え、人口減少や災害など自治体の枠を超えて広域的に取り組むべき課題に対応するため、近隣自治体との連携・協力や機能分担など、地域特性を活かした広域連携を推進することで、市民が安心して快適な暮らしを営めるよう、地域経済と都市基盤の持続可能性を高めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
忠臣蔵にゆかりのある都市との交流事業数	件	6	8
赤穂市国際交流協会個人・団体会員数	人・団体	78	120
日本語教室の参加者数	人	226	250
広域協議会等への提案で実現した事業数	件	1	2

施策の展開

項目	主要な取組
1 都市間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化・スポーツ交流事業の実施及び支援による交流の推進 ◆防災・災害支援事業の実施 ◆その他市民親善交流の支援
2 国際交流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際感覚醸成のための講座、交流会の開催支援 ◆海外姉妹都市との交流や周年事業等における相互訪問の実施 ◆日本語教室の開催支援
3 多様な広域行政の展開	<ul style="list-style-type: none"> ◆西播磨市町長会などの協議会を通じた地域課題への対応
4 定住自立圏・連携中枢都市圏制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆東備西播定住自立圏共生ビジョンの推進 ◆播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進



【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進

⑳ 住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する

現状と課題

- 人口減少を抑制するため、ICT等を活用した情報発信を図り、本市への移住・定住を促進するための魅力発信を強化することが必要です。
- 人口減少の進行に伴う地域コミュニティの衰退が懸念されており、郷土を愛し守り続ける心を育むことが求められています。
- 子どもたちが安心して学ぶことができる「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校が地域コミュニティの核として機能することが求められています。
- 若者の流出を防ぐため、赤穂に住み続けたいようなまちを目指して、都市機能や住民サービス等の定住基盤を充実することが必要です。

施策の方針

人口減少を抑制するため、公共交通や地域医療をはじめ子育て支援などの住民サービスや、市全体の都市機能を充実させていくことで、誰もが住み続けたいような「住むのにちょうどいいまち赤穂」の魅力を発信するとともに、郷土愛の醸成に努めます。また、JR坂越駅や有年駅周辺の区画整理事業により形成された利便性が高く快適な市街地などへ移住・定住を促進し、まちの活力を維持していきます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
定住相談会等の実施・参加・出展数	回	13	15
お試し暮らし住宅利用件数	件	41	50

施策の展開

項目	主要な取組
1 赤穂の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ◆インターネット・SNS等を活用した情報発信 ◆定住相談員の配置 ◆定住相談会等の実施・参加・出展 ◆定住者の活動支援 ◆お試し暮らし住宅の利用促進 ◆婚活イベントによる移住・定住の促進 ◆UIJターンの促進
2 郷土愛の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進（関連施策⑳） ◆赤穂市コミュニティ・スクールの充実（関連施策㉑） ◆伝統文化継承の取組（関連施策㉒）
3 定住基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実（関連施策㉓） ◆地域医療の充実（関連施策㉔） ◆地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実（関連施策㉕） ◆区画整理事業の推進（野中・砂子地区、有年地区）（関連施策㉖） ◆空き家情報バンク制度の活用（関連施策㉗） ◆幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関及び地域との連携や、様々な制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援（関連施策㉘） ◆企業立地活動の推進（関連施策㉙） ◆高等学校やハローワークなどと連携した若者の就業支援（関連施策㉚）

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市観光・移住定住戦略	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)

第4章

人

歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

政策

- (8) 次代を担う人材を育てる教育の推進
- (9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる
地域コミュニティの構築
- (10) 市民と協働する市政運営の推進

【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進

②1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

現状と課題

- 希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- 「生きる力」を子どもたちが主体的に考え、創意工夫を活かせる特色ある教育活動の展開が必要です。
- 小学校における外国語の教科化に伴うグローバルな人材育成が必要です。
- SNS、インターネットの普及により適正な情報モラルを身につけることが求められています。
- 健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- 特別な支援を要する児童・生徒に対応した教職員の配置が必要です。
- 「社会に開かれた教育課程の実現」を目指すため、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携による教育活動の展開が必要です。
- 社会情勢の変化に対応した施設整備と予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- 第2期 GIGA スクール構想の実現に向けた更なる ICT 環境の整備と1人1台端末の活用推進が必要です。

施策の方針

赤穂の豊かな自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育を通して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育てます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校と保護者・地域が協働して子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園づくりを進めます。

学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育などの充実を図ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	%	96.7	100
「明日も行きたい」と思える学校づくり	%	85.5	90.0
地域や社会に貢献したいと考える児童・生徒の割合	%	82.4	90.0
体力・運動能力調査結果の向上	項目	3.5割が 県平均以上	7割が 県平均以上

施策の展開

項目	主要な取組
1 幼稚園教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるような教育環境の整備 ◆ 教員の研修機会の充実、家庭や地域社会との連携による幼児教育の質の向上 ◆ 3歳児保育の利用ニーズを踏まえた体制整備 ◆ 市の実情にあった就学前教育・保育の在り方についての検討
2 「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や体験活動及び個に対応した学習の充実 ◆ 地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進 ◆ 国際理解教育の推進 ◆ 外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実によるコミュニケーション能力の育成 ◆ プログラミング教育の充実 ◆ SNS・インターネット等の活用における課題解決能力の育成 ◆ 効果的な場面におけるタブレット端末の利活用
3 「すこやかな体」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進 ◆ 児童・生徒の「基礎体力・運動能力」の向上 ◆ 発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における「食育」を推進
4 指導体制・内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 校園内等における障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制の更なる充実 ◆ 障がいの状態や特性等に応じた就学指導・進路指導の推進 ◆ 自立と積極的な社会参加を推進する施策の展開 ◆ 児童・生徒・保護者への相談体制の充実

項目		主要な取組
5	学校運営協議会等による地域協働の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校園・地域の更なる協働文化の構築 ◆ 特色ある学校づくり推進事業（赤穂市コミュニティ・スクール）による地域や児童・生徒の特性を活かした、主体的に創意工夫のある教育活動の展開 ◆ 地域参画による教育活動の充実 ◆ 地域人材の積極的な活用の推進 ◆ 関西福祉大学等との連携強化による教育内容の充実
6	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会情勢の変化に対応した施設整備 ◆ 施設等の長寿命化の視点にたった改修 ◆ 予防保全による計画的な整備
7	情報教育環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校 ICT 環境の整備と活用

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市教育振興基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市立小中学校個別施設計画	2020年度 (令和2年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市こども計画	2025年度 (令和7年度)	2029年度 (令和11年度)



【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進

②未来を拓く青少年の若い力を育てる

現状と課題

- 都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年の育成が求められています。
- 地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- いじめ・不登校・虐待などの課題に対して、子どもたちや子どもを見守る保護者からの相談を受けられる体制が必要です。

施策の方針

● 学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。

● ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の活用充実を進めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
「自己肯定感」を感じる児童・生徒の割合	%	84.3	90.0
「いじめ」を否定する児童・生徒の割合	%	97.3	100

施策の展開

項目	主要な取組
1 青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校・家庭・地域が一体となった青少年の成長に好ましい環境づくり ◆ 青少年が参加する地域ふれあい活動の推進 ◆ 地域社会と協働した事業の推進
2 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ PTA 活動の継続的な支援による家庭教育力の向上
3 指導相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめや家庭環境等に対応する指導・相談活動の充実 ◆ スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施 ◆ 教育支援センター（ふれあい教室）での学校復帰に向けた指導機会の充実
4 教育と諸機関の連携充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員との情報共有を図り協働による連携・相談体制の充実

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市教育振興基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)



【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

②3生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

現状と課題

- 個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- 公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- 個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- 図書館では、市民の読書活動促進のため、図書館だよりの発行や赤穂市公式LINEによるイベントのお知らせ等、様々な図書情報の発信に努めています。今後も図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- 市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- 市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- 健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対する目的や内容が多様化しています。それぞれのライフステージに即したスポーツ活動の推進が必要です。
- 子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、中学校部活動地域展開やスポーツ少年団等の活動について、地域によるサポートが一層求められています。

施策の方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館整備に取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充及び有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
公民館登録サークル利用者数	人	33,151	43,000
図書館における活動団体数	団体	65	75
各種スポーツ施設の利用者数	人	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	8,182	11,000
スポーツ少年団登録者数	人	578	750
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数	団体	22	45
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数	人	89	100

施策の展開

項目	主要な取組
1 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民ニーズに合った講座を行うなど、生涯学習の機会の充実 ◆市民の自主的な学習活動を支援 ◆多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制 ◆公民館登録サークルの育成・支援 ◆老朽化に伴う生涯学習施設の整備促進
2 図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者のニーズに合った蔵書の充実と計画的な図書整備 ◆新着図書案内、話題の本・ふるさと情報等図書館情報の発信 ◆市民のニーズに合った講座や教室を行うなど、サービスの充実 ◆活動団体のグループ育成と登録団体への支援
3 各種スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区体育館等の各種スポーツ施設の整備充実 ◆各種運動施設の利用促進 ◆各運動施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新
4 スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進 ◆観光施策と連携したスポーツ大会等の開催 ◆スポーツ団体の育成・強化 ◆スポーツ指導者の充実 ◆中学校部活動の地域展開 ◆地域と連携した行事等の開催

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市教育振興基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市スポーツ推進計画	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市子ども読書活動推進計画	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市公園施設長寿命化計画	2022年度 (令和4年度)	2031年度 (令和13年度)



関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市教育振興基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市スポーツ推進計画	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市子ども読書活動推進計画	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市公園施設長寿命化計画	2022年度 (令和4年度)	2031年度 (令和13年度)



【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

⑳互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する

現状と課題

- あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害の解消や性的マイノリティへの理解増進のための啓発活動を推進することが必要です。
- 制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識の変化は見られますが、態度や行動に表れる点において十分ではなく、更なる啓発が必要です。
- 女性活躍を推進することで社会全体の意識改革を促すなど、性別等に関係なく個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。

施策の方針

お互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、お互いに支え合うことのできる社会づくりを目指し、行政のみならず、赤穂市民民主促進協議会の各部会、赤穂市女性団体懇話会、人権擁護委員とともに、人権・男女共同参画に関する施策を推進します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数	人	1,986	3,000
フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数	人	606	900
女性問題相談・女性専門相談の件数	件	102	130

施策の展開

項目	主要な取組
1 啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆赤穂市人権教育・啓発基本計画及び赤穂市男女共同参画プランに基づく施策の推進 ◆人権啓発地域リーダー研修・人権啓発住民学習会への支援 ◆SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動や、性的マイノリティへの理解増進のための啓発活動の実施 ◆男女共同参画に関するフォーラム・講座等の実施 ◆女性のための働き方セミナーなど女性活躍への支援
2 相談事業の実施	◆相談業務の継続実施

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市人権教育・啓発基本計画	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)
赤穂市男女共同参画プラン	2024年度 (令和6年度)	2033年度 (令和15年度)



【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

②5 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

現状と課題

- 地域の多様な歴史文化遺産を市民主体により継承していくことは、地域の魅力や地域力を高めることにつながるため、その積極的な顕彰と保護活動をより一層推進する必要があります。
- 日本遺産をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。
- 市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあり、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- 少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- 豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- 芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設及び設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援を促進することが必要です。

施策の方針

赤穂市には二つの日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根ざした歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めるため、赤穂市歴史文化基本構想に基づき、引き続き市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、日本遺産をはじめとする多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高める取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図るとともに、ICT等も活用した多様な情報発信により、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした歴史と文化が息づくまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
文化財公開施設（6箇所）の入館（園）者数	人	71,661	78,400
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	84.9	100
市民1人当たりの文化会館利用回数	回	1.5	2.4

施策の展開

項目	主要な取組
1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 歴史資源の保全整備 ◆ 各種文化財の調査研究
2 積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ICTなどを活用した情報発信や普及啓発資料の作成及び積極的な公開活用の推進 ◆ 文化財保存・公開施設の充実 ◆ 伝統文化の継承に向けた記録作成、普及啓発及び継承事業への支援 ◆ 日本遺産等の普及活用
3 文化施設と文化芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内文化施設の利用者・来館者の快適性の向上に向けた適切な維持管理 ◆ 魅力あふれる質の高い芸術にふれる機会の創出 ◆ 奨励金などによる市民の文化活動の支援・育成
4 特色ある文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料・美術品の収集・展示

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市教育振興基本計画	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度)
赤穂市歴史文化基本構想	2017年度 (平成29年度)	期間なし

【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

②6 地域の多様なコミュニティ活動を活性化させる

現状と課題

- 少子高齢化や単身世帯の増加、労働環境の変化などの複合的な要因により、住民の地域活動への参加意識が低下しています。
- 住民同士のつながりが弱まることで、様々な社会問題を引き起こすおそれがあるため、地域コミュニティ活動を活性化することが求められています。
- 地域住民が自ら伝統文化や地域環境を守るなど、魅力ある地域づくりを行うとともに、平常時から地域の連帯感を高め、災害時の相互扶助の精神を育むことが必要です。

施策の方針

自治会やPTA、老人会、女性会、学校園等、地域で活動する様々なコミュニティ団体の活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を図ります。

住みよい社会の形成を目的として地域住民の人間関係を強め、地域の資源や特性を活かした個性豊かな魅力ある地域づくりを推進することで、一人ひとりが地域に関心を持ち、安全で住みよいまちを目指します。

地区公民館、コミュニティセンター等を拠点に、地域の連帯感の向上を図ります。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
まちづくり連絡（推進）協議会活動の延べ参加人員	人	26,493	32,000
コミュニティセンター等（2箇所）の延べ利用人数	人	6,691	10,000

施策の展開

項目	主要な取組
1 まちづくり活動の推進	◆ それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動への支援
2 自治会活動への支援	◆ 持続可能な自治会活動に向けた集会所の施設維持への支援及び資材の提供
3 地域コミュニティ団体への支援	◆ 地域コミュニティ団体へのイベント用機材等の貸し出し ◆ 市民活動災害保険への加入奨励によるボランティア活動の推進
4 小規模高齢化集落の活動拠点の活用	◆ 西部、北部地域におけるコミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化



【人】歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

(10) 市民と協働する市政運営の推進

27 市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する

現状と課題

- 行政の様々な分野において、デジタル技術の活用による市民サービスの利便性向上と業務の効率化が求められています。
- スマートフォンなど、オンラインによる行政サービスの提供を促進するためには、本人確認に必要なマイナンバーカードの普及が必要です。
- 幅広い年代の市民に「伝わる」より効果的で質の高い情報発信が求められています。また、増加する外国人住民に対応するため、多言語に対応した情報発信強化を図る必要があります。
- 幅広く市政への市民参加を促すため、市長との意見交換会の機会を拡大していくことが必要です。
- 社会経済情勢や物価上昇等を背景に、人件費や物件費が高水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用など、行政需要の更なる増加が予測され、また、安定的な財源には、行財政体質の充実と強化を図ることが必要です。
- 社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成や確保が求められています。
- 適正な定員管理、人事労務管理への対応が必要です。
- 市の第三セクターである赤穂駅周辺整備株式会社は、コロナ禍以降、赤字経営が続いており、経営安定化に向けた取組が必要です。

施策の方針

日々進歩するデジタル技術を効果的に活用した DX（デジタル・トランスフォーメーション）により、住民との接点（フロントヤード）である行政手続の多様化・充実化等による質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、行財政事務（バックヤード）の業務改革（BPR）を推進します。さらに、あらゆる世代の市民がデジタル化の利便性を享受できるような環境整備を推進します。

市民との協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体を通じ市民と行政の情報の共有化に努めながら、様々な計画等の政策立案過程において、市民から広く意見を募集するなど、市民の市政参画機会の充実を図るとともに、社会環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進や職員の資質向上を図ります。

また、関西福祉大学との連携を推進し、高等教育機関の持つ機能・資源を市政に活用します。

目標指標

指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
電子申請の利用状況	件	91,192	100,000
マイナンバーカードの保有枚数率	%	81.4	95.0
ホームページの年間アクセス件数	件	2,622,906	2,798,000
各種 SNS 登録者人数	人	29,153	33,840
市長との直接対話集会等	回	7	20
審議会等委員公募の実施割合	%	17.8	25.0
関西福祉大学と連携した事業数	件	68	75
包括連携協定締結企業等との連携事業数	件	27	32
実質公債費比率	%	9.5 (2023年度)	8.0～9.0
将来負担比率	%	60.0 (2023年度)	100～110

施策の展開

項目	主要な取組
1 高度化する情報通信技術への対応と行政サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ DX（デジタル・トランスフォーメーション）によるフロントヤード改革と業務改革（BPR）の推進 ◆ マイナンバーカードの有効活用 ◆ マイナンバーカードの申請・交付機会の提供 ◆ マイナンバーカードの申請・交付手続の利便性向上 ◆ デジタル技術を活用した業務の推進 ◆ デジタル・デバイドの是正 ◆ 行政情報のオープンデータ化の推進
2 情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報システムのクラウド化・集約化（コスト削減と事務の効率化） ◆ 情報セキュリティ対策の徹底（個人情報の確実な保護） ◆ 情報通信基盤の維持・改善
3 広報・広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員一人ひとりの広報力の育成 ◆ 広報紙やホームページのほか LINE 等 SNS による多様な媒体を活用した積極かつ効果的な情報発信 ◆ 市長との直接対話集会等の開催による広聴の充実

項目		主要な取組
4	計画づくりへの市民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 審議会等における市民からの委員募集 ◆ 計画等策定時におけるパブリックコメント等の実施
5	関西福祉大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高等教育機関の持つ機能・資源の市政への活用
6	包括連携協定企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 包括連携協定に基づく相互の協働による連携の推進
7	適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 財政収支改善の目標を立て、「集中改革プラン」として位置付けた第9次行政改革大綱等の推進 ◆ 事務事業全般にわたる費用対効果、必要性、後年度負担等の精査・見直し ◆ 財源の効率的かつ重点的な配分と自主財源の積極的な確保 ◆ 市債残高の縮減 ◆ 赤穂駅周辺整備株式会社の経営安定化に向けた、適切な指導・支援
8	組織や人事管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ プロジェクトチーム等を活用した、効率的な組織体制の構築 ◆ 職員の雇用形態や民間委託等による執行体制の見直しと適正な定員管理 ◆ 職員研修による、職員の資質向上とコンプライアンスの徹底

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市行政改革大綱	2023年度 (令和5年度)	2027年度 (令和9年度)
赤穂市公共施設等総合管理計画	2017年度 (平成29年度)	2046年度 (令和28年度)
次世代育成支援対策特定事業主行動計画 (2026年度より女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を含む)	2015年度 (平成27年度)	2029年度 (令和11年度)
障がい者活躍推進計画	2020年度 (令和2年度)	2029年度 (令和11年度)

2030 赤穂市総合戦略

第1章 総合戦略について

1 策定の趣旨

我が国は少子高齢化によって、地方の過疎化、働き手の不足による経済規模の縮小、地域産業の衰退等の多様な問題に直面しています。

国では、2014年（平成26年）の「まち・ひと・しごと創生法」の制定以降、人口減少、少子高齢化、東京一極集中の是正に向けた「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとした目標や基本的な方向性を策定し、課題解決に取り組んでいます。2021年（令和3年）からは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をさらに発展させた、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、各課題についてデジタルを活用し解決に取り組んでいます。

また、2024年（令和6年）から「地方創生2.0」の検討が進められ、従来とは異なる、人口・生産年齢人口が減少する事態を正面から受け止め、人口規模が縮小しても社会を機能させる人口減少適応策を講じていく重要性が示されました。

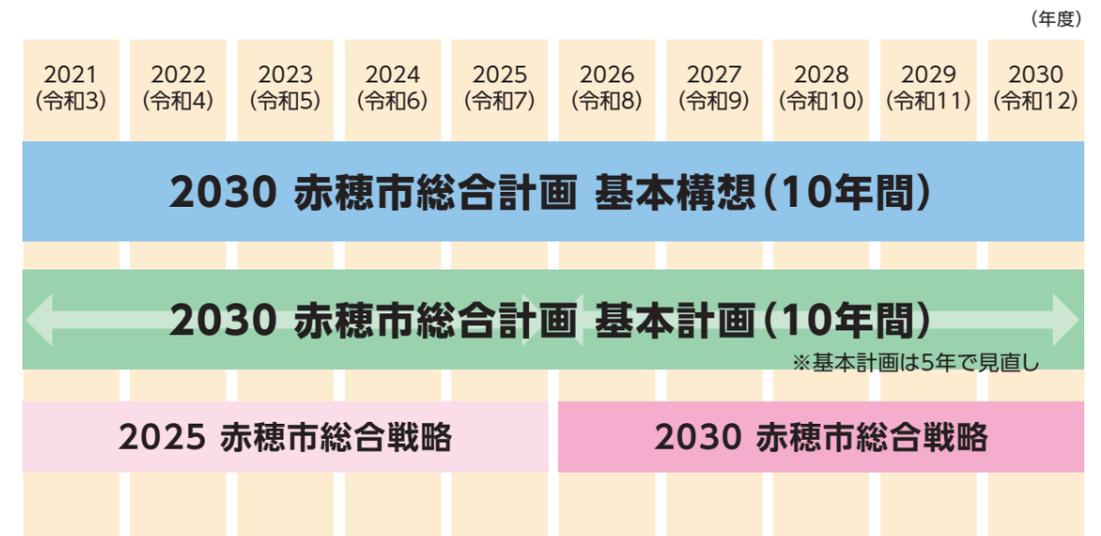
本市においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、「地方創生2.0」、また、2022年（令和4年）に人口戦略会議より示された「人口ビジョン2100」等を勘案し、人口減少を前提とした、地域の担い手の育成や生活基盤の確保等の対応や現実的な目標人口の設定を行った、2026年度（令和8年度）を始期とする「2030赤穂市総合戦略」を策定します。

2 2030赤穂市総合戦略の位置づけ

「2030赤穂市総合戦略」は、本市の最上位計画である「2030赤穂市総合計画」との整合性を図りながら、人口減少対策・地方創生に関する目標や施策の基本的な指針を示すものです。

3 計画期間

「2030赤穂市総合戦略」の計画期間は、2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）の5年間とします。



4 効果検証の実施

地方創生に向けた効果的な取組を推進するため、PDCAサイクルに基づき、事業の妥当性や客観性について、各部署による自己評価に加え、赤穂市総合戦略推進委員会において検証します。

第2章 本市の現状

1 人口の推移

(1) 少子高齢化の進行

本市における高齢化率は1990年（平成2年）では13.8%でしたが、2020年（令和2年）には33.3%となっており、高齢化が進行しています。

一方、15歳未満人口比率は1990年（平成2年）は19.4%でしたが、2020年（令和2年）には11.5%となっており、少子化が進行しています。

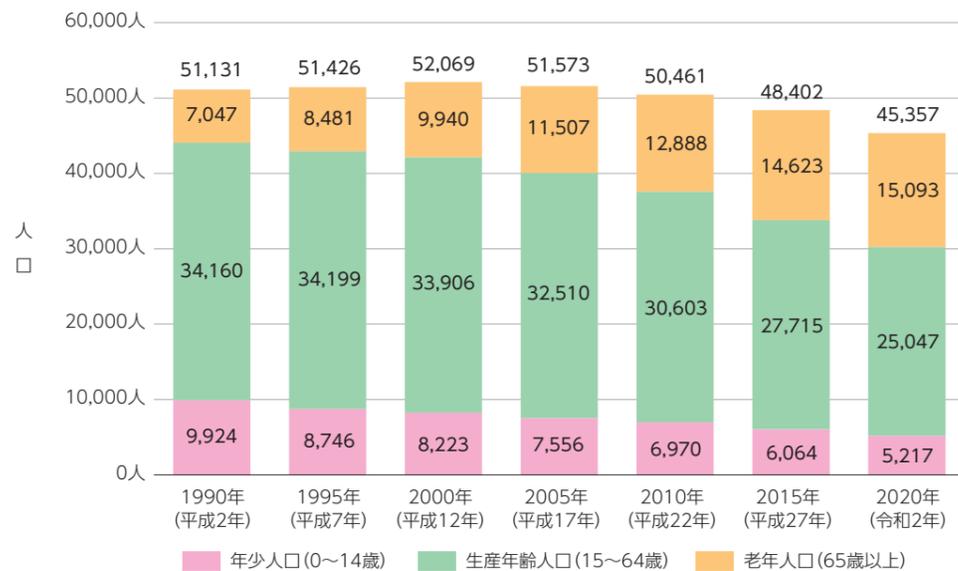
年齢3区分別人口をみると、1990年（平成2年）から老年人口のみが増加し、生産年齢人口、年少人口については減少を続けています。

総人口の推移、高齢化率、15歳未満人口比率

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総人口(人)	51,131	51,426	52,069	51,573	50,461	48,402	45,357
15歳未満人口比率(%)	19.4	17.0	15.8	14.7	13.8	12.5	11.5
高齢化率(%)	13.8	16.5	19.1	22.3	25.5	30.2	33.3

(国勢調査) ※総人口は年齢不詳を除く

年齢3区分別人口の推移



(国勢調査) ※年齢不詳人口を除く

(2) 総人口の推移

本市の総人口は2005年（平成17年）から減少を続けていて、2020年（令和2年）では45,892人となっています。

人口変化率をみると2005年（平成17年）から減少に転じており、減少の幅は年々拡大しています。

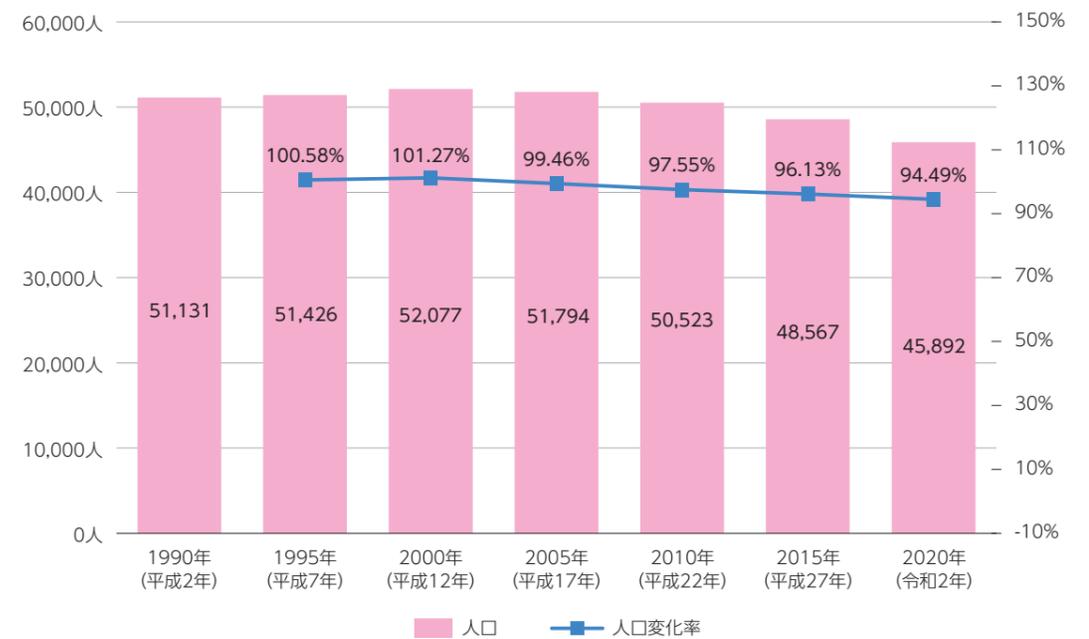
総人口の推移（男女別）

(単位 人)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総人口	51,131	51,426	52,077	51,794	50,523	48,567	45,892
男性	24,571	24,751	25,153	24,839	24,183	23,331	22,095
女性	26,560	26,675	26,924	26,955	26,340	25,236	23,797

(国勢調査)

人口と人口変化率の推移



(国勢調査) ※人口変化率は各年の5年前の人口に対する変化率

(3) 5歳階級別人口の推移

本市の5歳階級別人口の推移をみると、0～19歳では、1990年（平成2年）に13,982人でしたが、30年後の2020年（令和2年）には、7,472人となっており、6,510人減少しています。

また、20～39歳では12,150人から8,014人となり、4,136人の減少、40～59歳では14,992人から11,945人となり3,047人とそれぞれ減少しています。

一方、60歳以上をみると、60～64歳は微減していますが、65歳以上からは人口が増加しています。特に70～79歳では3,237人から6,813人と2倍以上、80歳以上は1,617人から4,905人と3倍以上増加していて高齢化が進んでいることが分かります。

5歳階級別人口（0歳～19歳）

（単位 人）

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
0～4歳	2,868	2,435	2,604	2,350	1,957	1,743	1,424
5～9歳	3,214	3,024	2,539	2,671	2,339	1,984	1,791
10～14歳	3,842	3,287	3,080	2,535	2,674	2,337	2,002
15～19歳	4,058	3,379	3,052	2,934	2,452	2,523	2,255
合計	13,982	12,125	11,275	10,490	9,422	8,587	7,472

（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

5歳階級別人口（20歳～39歳）

（単位 人）

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
20～24歳	2,790	3,256	3,139	2,515	2,488	1,950	1,926
25～29歳	2,850	3,117	3,589	2,891	2,482	2,253	1,775
30～34歳	2,877	2,951	3,115	3,442	2,860	2,321	2,050
35～39歳	3,633	2,958	3,023	3,179	3,459	2,818	2,263
合計	12,150	12,282	12,866	12,027	11,289	9,342	8,014

（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

5歳階級別人口（40歳～59歳）

（単位 人）

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
40～44歳	4,426	3,669	3,026	3,028	3,131	3,378	2,719
45～49歳	3,733	4,413	3,627	2,999	3,030	3,117	3,293
50～54歳	3,399	3,717	4,347	3,603	2,937	2,947	3,045
55～59歳	3,434	3,370	3,690	4,303	3,542	2,901	2,888
合計	14,992	15,169	14,690	13,933	12,640	12,343	11,945

（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

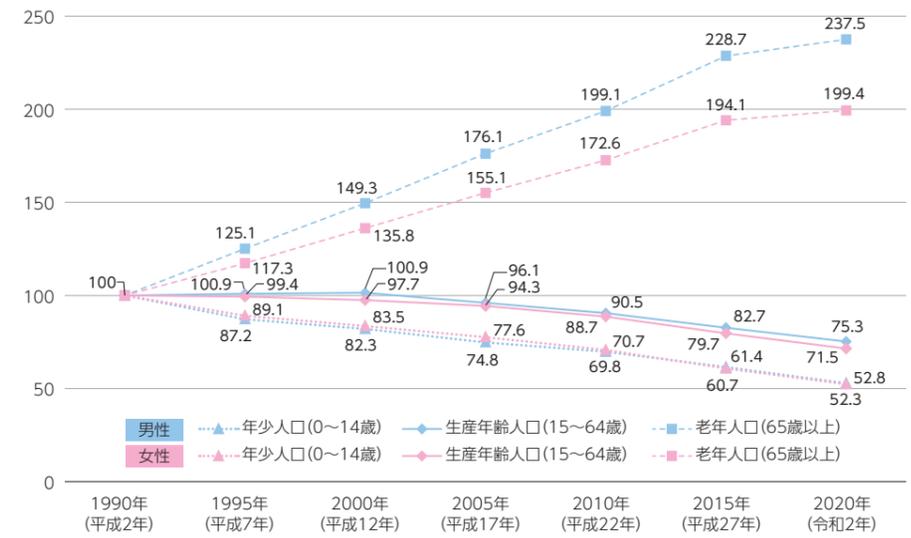
5歳階級別人口（60歳以上）

（単位 人）

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
60～64歳	2,960	3,369	3,298	3,616	4,222	3,507	2,833
65～69歳	2,193	2,881	3,196	3,207	3,481	4,098	3,375
70～79歳	3,237	3,565	4,421	5,372	5,706	6,029	6,813
80歳以上	1,617	2,035	2,323	2,928	3,701	4,496	4,905
合計	10,007	11,850	13,238	15,123	17,110	18,130	17,926

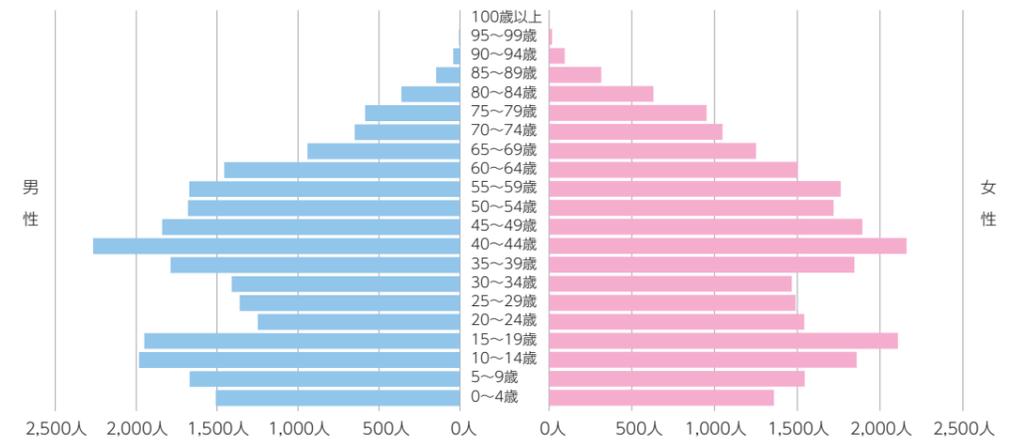
（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

男女別人口変化指数の推移



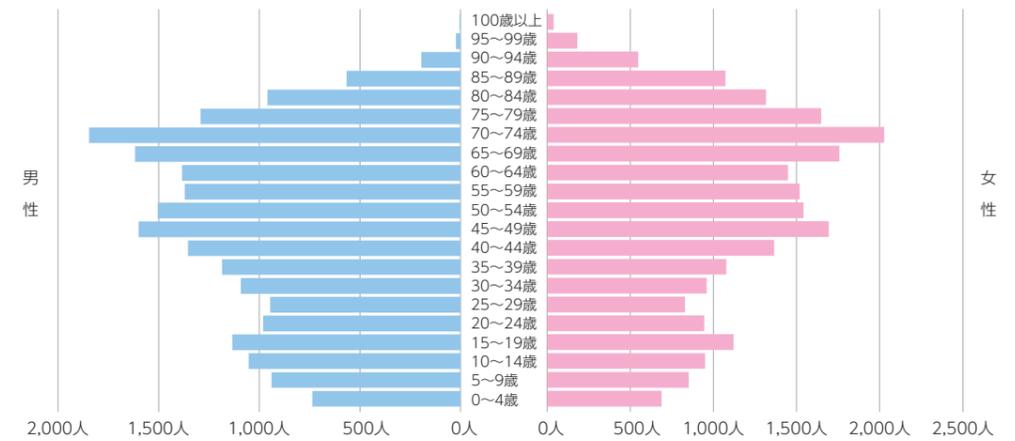
（国勢調査）

赤穂市の5歳階級別人口構造（1990年（平成2年））



（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

赤穂市の5歳階級別人口構造（2020年（令和2年））



（国勢調査）※年齢不詳人口を除く

2 人口動態

(1) 自然動態

本市の出生数から死亡数を引いた自然動態数をみると、2018年（平成30年）から2024年（令和6年）の全ての年で、死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態となっています。

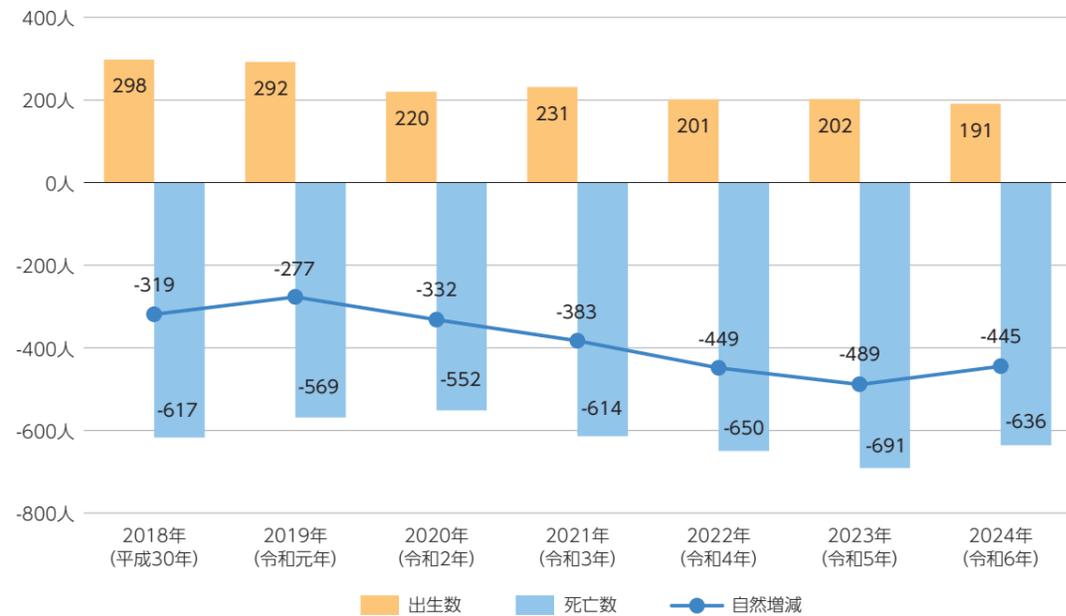
出生数は年々減少傾向にあり、2018年（平成30年）には298人でしたが、2024年（令和6年）には191人となっています。死亡数は600人前後で推移しています。

出生数・死亡数 (単位 人)

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
出生数	298	292	220	231	201	202	191
死亡数	617	569	552	614	650	691	636
自然増減	-319	-277	-332	-383	-449	-489	-445

(兵庫県の人口の動き)

出生数・死亡数の推移



(兵庫県の人口の動き)

(2) 未婚率

本市の20～39歳の未婚率は、1990年（平成2年）には38.8%でしたが、2020年（令和2年）には55.2%と増えています。男女別にみても、1990年（平成2年）の男性の未婚率は45.3%に対し、2020年（令和2年）では59.3%、女性では32.8%から50.6%となっていて、共に半数を超えています。

年齢区分別にみると、男性では30歳代、女性では25～29歳の未婚率が大きく上昇しています。特に、女性の30歳代では約3～5倍となっています。

未婚者数の推移（20歳～39歳） (単位 人)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
男性未婚者数	2,633	3,076	3,323	3,123	3,062	2,761	2,492
女性未婚者数	2,083	2,517	2,691	2,572	2,610	2,190	1,930
合計	4,716	5,593	6,014	5,695	5,672	4,951	4,422
20歳～39歳人口	12,150	12,282	12,761	12,027	11,289	9,342	8,014

(国勢調査)

未婚率の推移（20歳～39歳） (単位 %)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
男性未婚率	45.3	51.6	52.6	52.8	54.7	57.8	59.3
女性未婚率	32.8	39.8	41.1	42.1	45.9	48.0	50.6
合計	38.8	45.5	46.7	47.4	50.2	53.0	55.2

(国勢調査)

年齢区分ごとの男性の未婚率 (単位 %)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
20～24歳	89.1	89.8	89.5	91.0	89.6	92.1	90.1
25～29歳	60.2	62.2	59.9	63.9	64.3	70.6	69.5
30～34歳	28.9	31.2	36.5	39.6	44.8	45.1	49.8
35～39歳	16.4	19.9	21.9	27.4	31.2	34.6	34.4

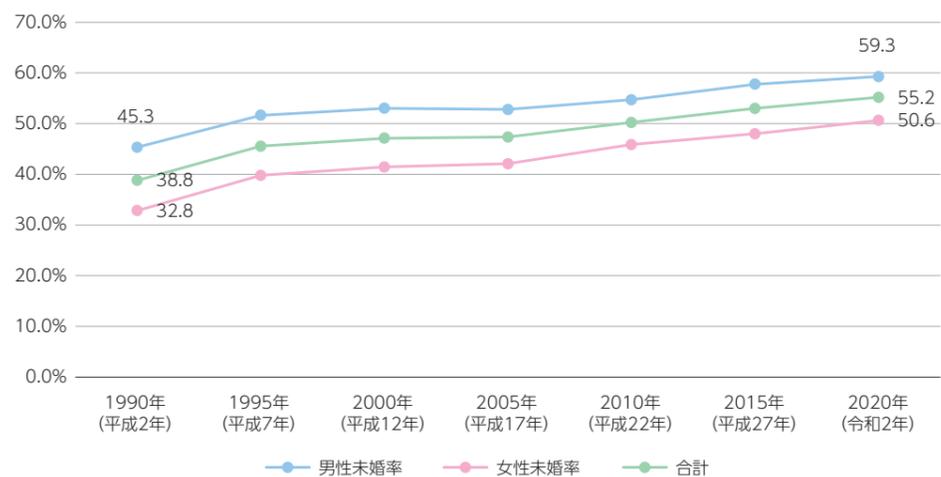
(国勢調査)

年齢区分ごとの女性の未婚率 (単位 %)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
20～24歳	83.0	83.4	84.5	90.1	92.8	93.8	90.8
25～29歳	35.9	44.2	44.8	56.2	55.0	51.7	60.6
30～34歳	12.2	17.2	21.1	25.0	32.5	30.5	33.5
35～39歳	4.9	8.6	12.4	15.7	19.5	21.5	23.1

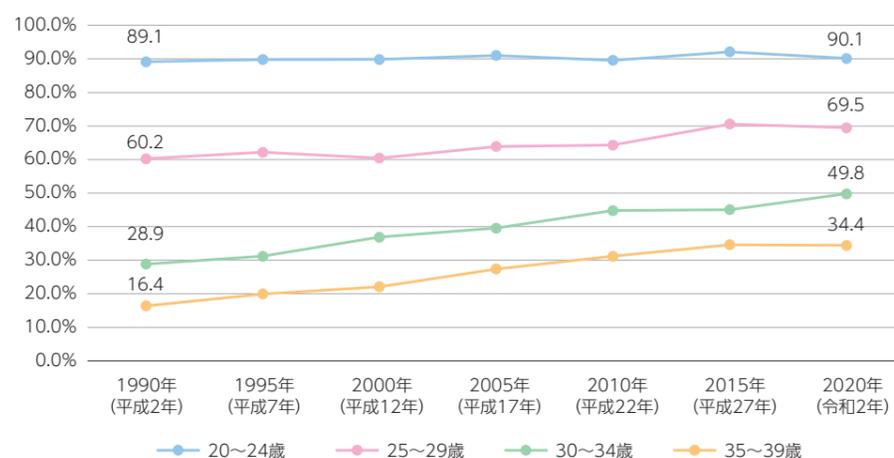
(国勢調査)

20～39歳までの未婚率の推移



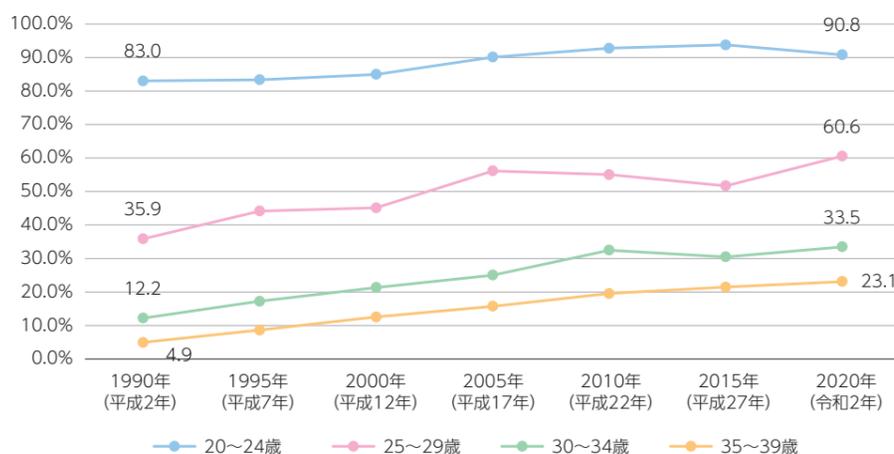
(国勢調査)

年齢区別の未婚率（男性）



(国勢調査)

年齢区別の未婚率（女性）



(国勢調査)

(3) 社会動態

本市の転入者数から転出者数を引いた社会増減数は一貫して転入者数よりも転出者数の方が多い、社会減の状態となっています。

転入者数は1,000人前後、転出者数は1,200人を超える水準で推移しています。

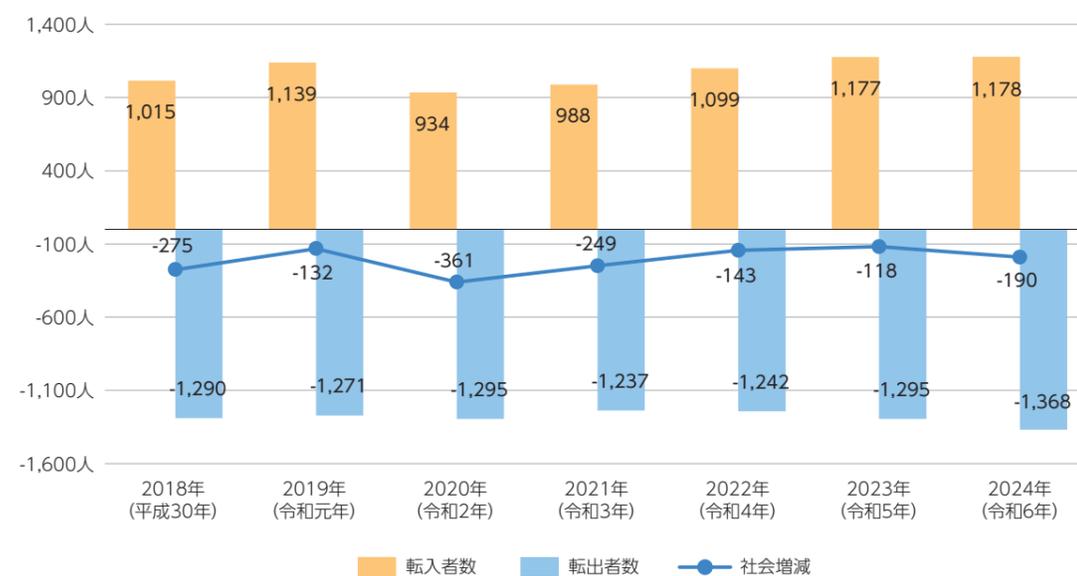
転入者数・転出者数

(単位 人)

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
転入者数	1,015	1,139	934	988	1,099	1,177	1,178
転出者数	1,290	1,271	1,295	1,237	1,242	1,295	1,368
社会増減	-275	-132	-361	-249	-143	-118	-190

(兵庫県の人口の動き)

転入者数・転出者数の推移

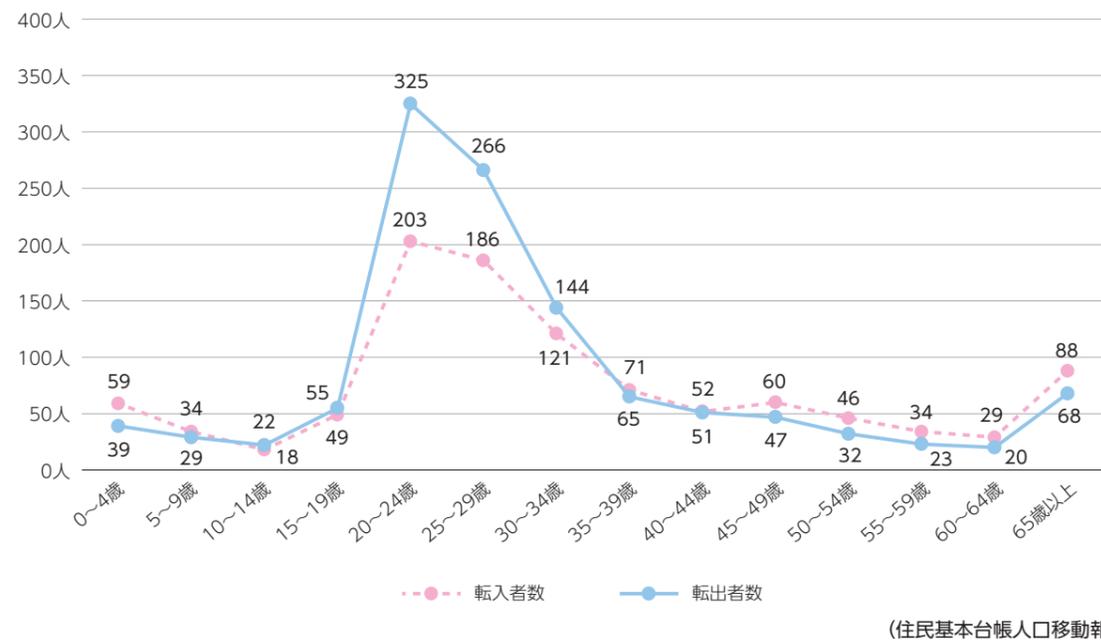


(兵庫県の人口の動き)

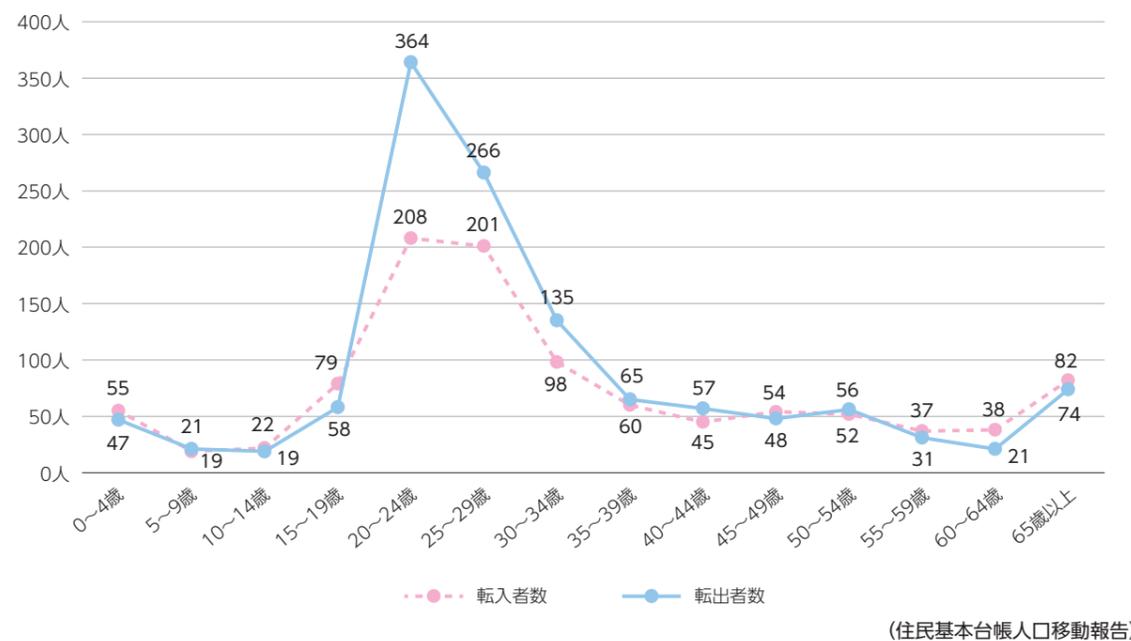
(4) 年齢別の転入者数と転出者数

本市の年齢別転入・転出者数を比較すると、直近2年間では20～24歳、次いで25～29歳の転出者数が転入者数を大幅に上回る社会減の状況となっています。また、0歳～19歳や35歳以上ではほぼ均衡か、年代によっては転入者数が上回る社会増の状態となっています。

年齢別転入者数・転出者数（2023年（令和5年））



年齢別転入者数・転出者数（2024年（令和6年））



(5) 転入者の状況

本市の県内からの年代別転入者数をみると、20歳代が最も多く、次いで30歳代、60歳以上となっています。

転入元についてみると県内では姫路市が最も多く、神戸市、相生市と続きます。

県外では隣接している岡山県が最も多く、大阪府、東京都と続きます。

県内からの転入者は43.0%に対して、県外からが57.0%となっており、県外からの転入者が多いといえます。

県内からの転入者数（2024年（令和6年））

区分	姫路市	神戸市	相生市	上郡町	たつの市	明石市	県内他市町	県内合計
転入者数	106	68	56	33	27	21	141	452

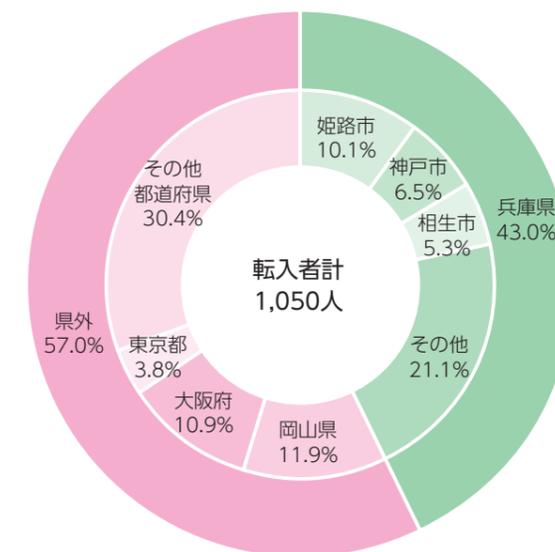
(住民基本台帳人口移動報告)

県内からの年代別転入者数（2024年（令和6年））

区分	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
姫路市	17	7	36	18	4	14	10	106
神戸市	5	5	29	12	8	4	5	68
相生市	5	4	17	6	10	4	10	56
上郡町	1	2	10	2	4	1	13	33
たつの市	3	3	7	5	4	2	3	27
明石市	3	1	10	3	1	1	2	21
県内他市町	14	18	54	22	13	11	9	141
県内合計	48	40	163	68	44	37	52	452

(住民基本台帳人口移動報告)

転入者（2024年（令和6年））



(6) 転出者の状況

本市の県内への年代別転出者数をみると、20歳代が最も多く、次いで30歳代、60歳以上と転入者と同様の傾向であることが分かります。

転出先についてみると、県内で最も多いのは姫路市で、神戸市、相生市、太子町と続きます。

県外では大阪府が最も多く、次いで岡山県、東京都と続きます。

県内への転出者47.6%に比べ、県外は52.4%となっていて、県外へ転出する人が多いことが分かります。

県内への転出者数（2024年（令和6年）） (単位 人)

区分	姫路市	神戸市	相生市	太子町	明石市	たつの市	県内各市町	県内合計
転出者数	204	79	47	45	43	32	151	601

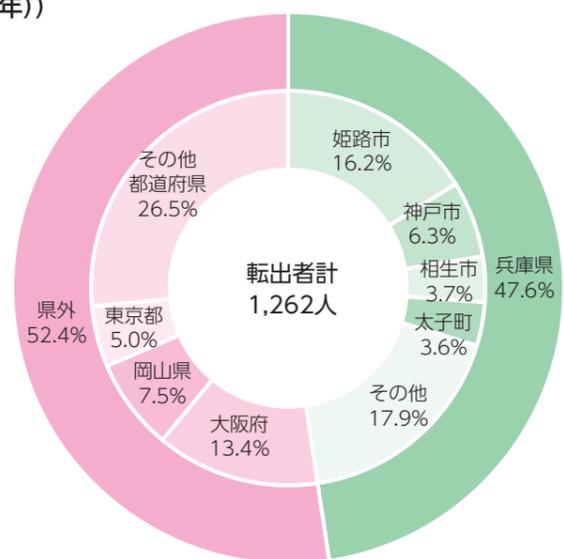
(住民基本台帳人口移動報告)

県内への年代別転出者数（2024年（令和6年）） (単位 人)

区分	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
姫路市	16	13	78	42	16	16	23	204
神戸市	4	3	47	11	6	1	7	79
相生市	3	2	19	6	3	7	7	47
太子町	7	4	13	12	4	2	3	45
明石市	5	2	18	7	8	3	0	43
たつの市	0	5	11	5	6	3	2	32
県内各市町	3	10	77	24	10	13	14	151
県内合計	38	39	263	107	53	45	56	601

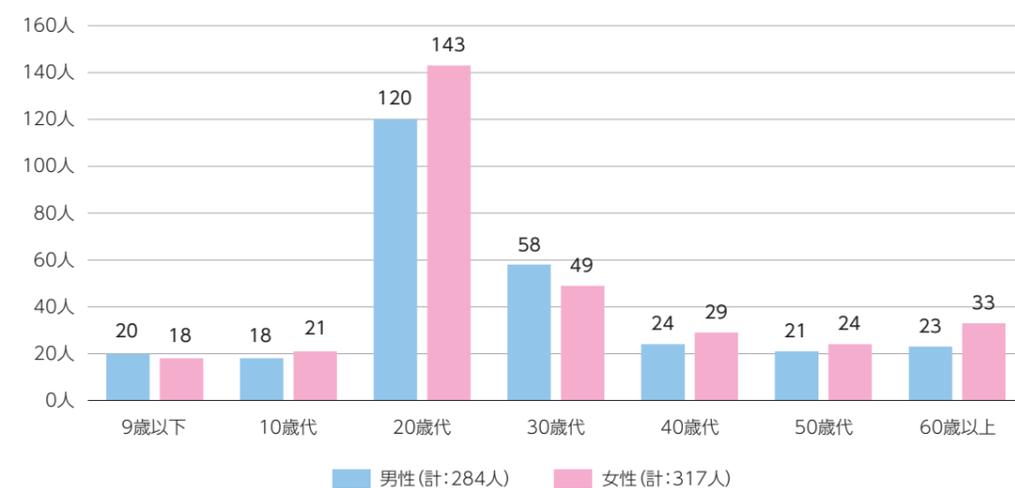
(住民基本台帳人口移動報告)

転出者（2024年（令和6年））



(住民基本台帳人口移動報告)

県内への年代・男女別転出者数（2024年（令和6年））



(住民基本台帳人口移動報告)

3 本市と主要転出先市町の比較

県内転出先の上位である姫路市、神戸市、相生市、太子町、明石市、たつの市と本市の比較を行いました。

(1) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、神戸市を上回った 1.34 ですが、隣接した相生市等、本市を上回っている自治体の方が多くなっています。

県内 7 市町の合計特殊出生率（2018 年（平成 30 年）～ 2024 年（令和 4 年））

区分	赤穂市	姫路市	神戸市	相生市	太子町	明石市	たつの市
合計特殊出生率	1.34	1.49	1.25	1.60	1.45	1.63	1.38

(人口動態調査)

(2) 婚姻件数

本市の人口 1,000 人当たりの婚姻件数は、7 市町の中では相生市、たつの市を上回っています。

県内 7 市町の婚姻件数（2024 年（令和 6 年））

区分	赤穂市	姫路市	神戸市	相生市	太子町	明石市	たつの市
婚姻件数	123	2,264	5,580	71	101	1,383	193
1,000 人当たり	2.74	4.31	3.72	2.58	3.01	4.51	2.64

(人口動態調査)
(住民基本台帳年報)

(3) 離婚件数

本市の人口 1,000 人当たりの離婚件数は、7 市町の中では最も少なくなっています。

県内 7 市町の離婚件数（2024 年（令和 6 年））

区分	赤穂市	姫路市	神戸市	相生市	太子町	明石市	たつの市
離婚件数	52	810	2,327	46	65	529	102
1,000 人当たり	1.16	1.54	1.55	1.67	1.94	1.72	1.39

(人口動態調査)
(住民基本台帳年報)

(4) 建築物の着工件数

本市における建築物の着工件数は、直近 4 年間の平均で 167.3 棟となっており、人口 1,000 人当りに換算すると、神戸市、相生市よりも高くなっています。

県内 7 市町の建築物の着工件数（棟）

区分	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	年平均	1,000人 当たり
赤穂市	171	189	165	144	167.3	3.8
姫路市	2,870	2,508	2,340	2,143	2,465.3	4.7
神戸市	3,429	3,444	3,387	3,202	3,365.5	2.3
相生市	103	92	67	53	78.8	2.9
太子町	193	158	178	158	171.8	5.1
明石市	1,433	1,309	1,334	1,035	1,277.8	4.2
たつの市	265	310	303	219	274.3	3.8

(建築着工統計)

4 雇用の状況

(1) 昼夜間人口比率

本市の昼夜間人口比率は太子町、明石市以外の市町より低く、市外へ人が流出している状況といえます。

県内 7 市町の昼夜間人口比率（2020 年（令和 2 年））

区分	赤穂市	姫路市	神戸市	相生市	太子町	明石市	たつの市
昼夜間 人口比率	97.2	100.2	102.3	98.9	81.7	90.5	97.4
総人口 (人)	45,892	530,495	1,525,152	28,355	33,477	303,601	74,316
昼間人口 (人)	44,586	531,747	1,560,753	28,055	27,349	274,720	72,387

(国勢調査)

(2) 民営事業所数

本市の民営事業所数は、2012年（平成24年）から2021年（令和3年）にかけて減少しています。しかし、減少率をみると他市町と比べて低い水準に抑えられています。

県内7市町の民営事業所数

区分	2012年 (平成24年)	2016年 (平成28年)	2021年 (令和3年)	増減 (2012→2021)	減少率
赤穂市	1,820	1,824	1,737	-83	4.6
姫路市	24,173	23,660	22,217	-1,956	8.1
神戸市	67,806	66,882	62,228	-5,578	8.2
相生市	1,369	1,293	1,161	-208	15.2
太子町	1,250	1,228	1,226	-24	1.9
明石市	9,047	8,937	8,508	-539	6.0
たつの市	3,475	3,293	3,147	-328	9.4

(経済センサス)

(3) 通勤・通学状況

「流入人口と流出人口の差」をみると、「姫路市」、「神戸市」以外の市町では、市町に来る通勤・通学者より、出て行く通勤・通学者が多い、いわゆる流出超過の状態となっています。

県内7市町の通勤・通学状況（2020年（令和2年））

(単位 人)

区分	人口	就業者数	自市町内での 従業・通学者数	従業地による 従業・通学者数	他市町村への 通勤・通学者数	他市町村からの 通勤・通学者数	流入人口と 流出人口の差
赤穂市	45,892	20,326	14,469	19,762	5,506	5,293	-1,306
姫路市	530,495	246,396	192,433	252,593	51,343	60,160	1,252
神戸市	1,525,152	631,828	258,811	683,017	351,804	424,206	35,601
相生市	28,355	12,086	6,206	12,425	5,838	6,219	-300
太子町	33,477	15,330	4,811	10,464	10,425	5,653	-6,128
明石市	303,601	126,474	55,326	98,293	67,146	42,967	-28,881
たつの市	74,316	34,840	18,701	34,370	15,369	15,669	-1,929

(国勢調査)

従業者数（民営事業所単位）

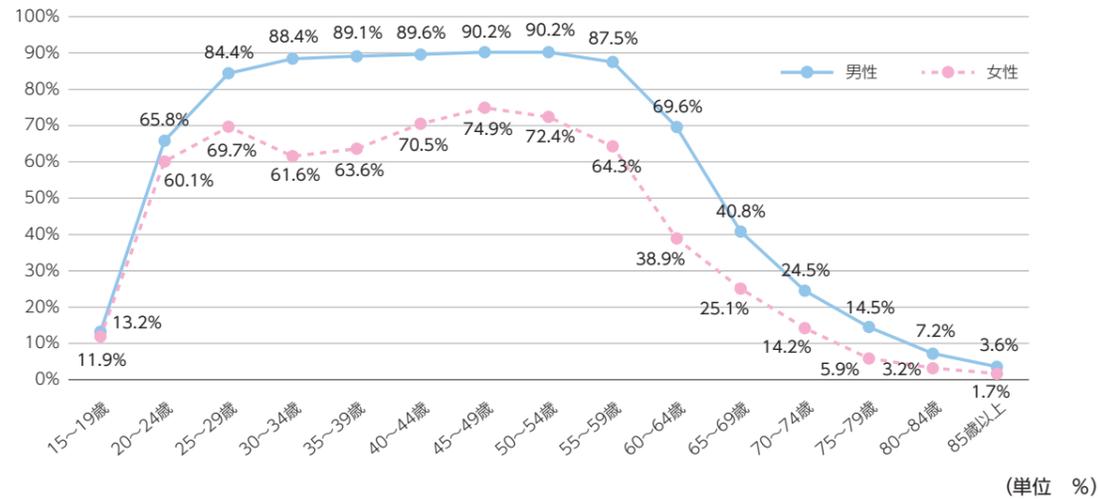
区分	2016年(平成28年)		2021年(令和3年)		増減	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	増減比率 (%)
農業、林業	155	0.83	161	0.92	6	3.9
漁業	5	0.03	152	0.87	147	2940.0
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.01	29	0.17	28	2800.0
建設業	1,018	5.48	955	5.47	-63	-6.2
製造業	5,129	27.62	4,608	26.39	-521	-10.2
電気・ガス・熱供給・水道業	163	0.88	108	0.62	-55	-33.7
情報通信業	8	0.04	6	0.03	-2	-25.0
運輸業・郵便業	677	3.65	719	4.12	42	6.2
卸売業・小売業	3,234	17.42	3,040	17.41	-194	-6.0
金融業・保険業	312	1.68	296	1.70	-16	-5.1
不動産業・物品賃貸業	249	1.34	238	1.36	-11	-4.4
学術研究・専門、 技術サービス業	343	1.85	283	1.62	-60	-17.5
宿泊業・飲食サービス業	1,994	10.74	1,846	10.57	-148	-7.4
生活関連サービス業・娯楽業	836	4.50	659	3.78	-177	-21.2
教育・学習支援業	419	2.26	414	2.37	-5	-1.2
医療・福祉	2,528	13.62	2,612	14.96	84	3.3
複合サービス事業	214	1.15	223	1.28	9	4.2
サービス業 (他に分類されないもの)	1,281	6.90	1,110	6.36	-171	-13.3
合計	18,566	100.00	17,459	100.00	-1,107	-6.0

(経済センサス)

性別、年齢別に就業率をみると、男性の就業率は20歳～59歳まで80%を維持する台形のカーブを描いているのに対し、女性は男性に比べ就業率が低く、20歳代から30歳代で一度就業率が下がる「M字カーブ」の状態となっています。

2020年（令和2年）と2015年（平成27年）を比較すると、M字カーブが緩やかになっていて、女性の就業状況は改善傾向であることが分かります。

年齢別就業率（2015年（平成27年））

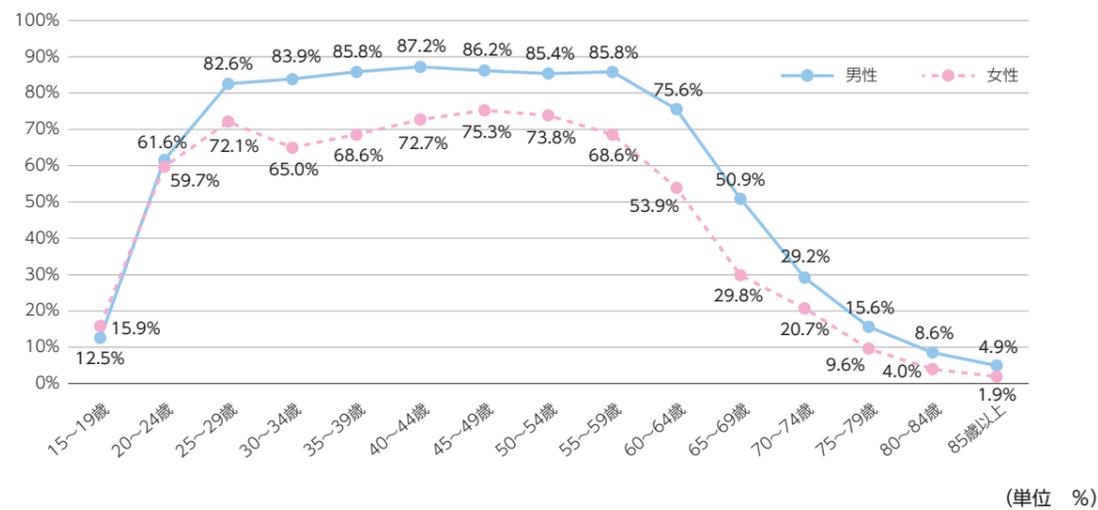


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	13.2	65.8	84.4	88.4	89.1	89.6	90.2	90.2	87.5	69.6	40.8	24.5	14.5	7.2	3.6
女性	11.9	60.1	69.7	61.6	63.6	70.5	74.9	72.4	64.3	38.9	25.1	14.2	5.9	3.2	1.7

(単位 %)

(国勢調査)

年齢別就業率（2020年（令和2年））



(単位 %)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	12.5	61.6	82.6	83.9	85.8	87.2	86.2	85.4	85.8	75.6	50.9	29.2	15.6	8.6	4.9
女性	15.9	59.7	72.1	65.0	68.6	72.7	75.3	73.8	68.6	53.9	29.8	20.7	9.6	4.0	1.9

(国勢調査)

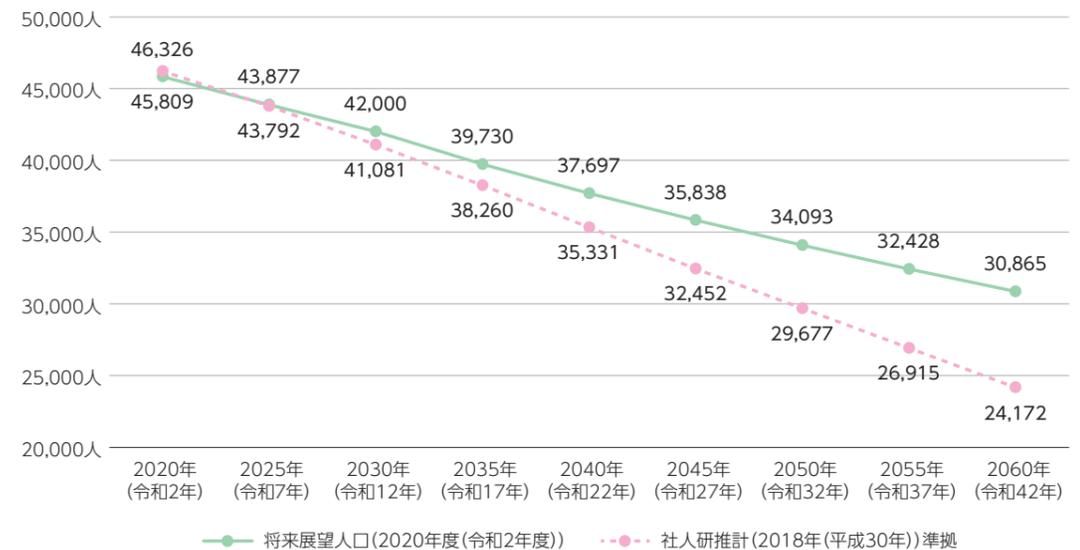
第3章 将来展望人口（人口ビジョン）

1 2025 赤穂市人口ビジョンの検証

(1) 前回の将来展望人口

2021年度（令和3年度）に策定した「赤穂市人口ビジョン」では、人口減少策を講じることにより、2060年（令和42年）において30,000人程度の人口規模を維持することとしていました。

将来展望人口（2020年度（令和2年度））



(2) 現状実績（推移）と現行計画の比較（5か年計）

「2025 赤穂市総合戦略」の期間（2020年～2025年）で、以下のように人口は推移しました。

- ・**総人口**
自然減及び社会減の影響により、総人口は計画値より1.5%の減少となっています。
- ・**自然増減**
出生数の減等に伴い減少数が拡大傾向にあり、計画値よりも20.3%の減少となっています。
- ・**社会増減**
2021年（令和3年）から減少数は縮小傾向にありますが、計画値より1,019.8%の減少となっています。

	目標値(人)	現状値(人)	目標値との差(人/%)
総人口	43,877	43,218	-659 / 1.5
自然増減	-1,851	-2,227	-376 / 20.3
社会増減	-81	-907	-826 / 1,019.8

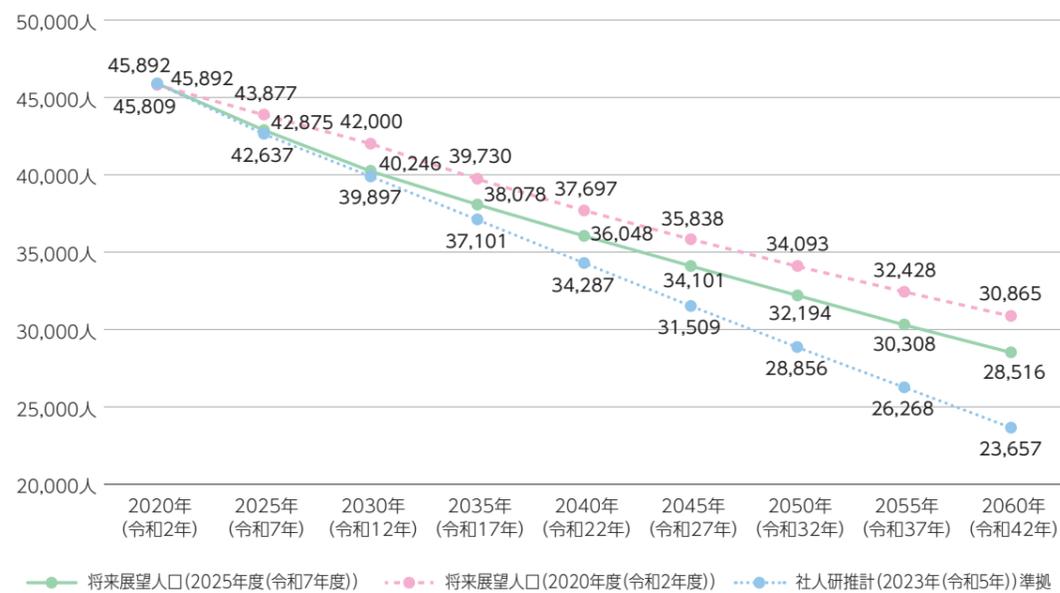
2 2030 赤穂市人口ビジョンの設定

以上のような人口動態の推移、2023年（令和5年）に示された新たな社人研推計値、国における「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、「地方創生2.0」、人口戦略会議「人口ビジョン2100」を踏まえ、将来展望人口を次の想定の下、新たに設定することとします。

- ◆合計特殊出生率については、最終目標に向け段階的な目標設定を行い、長期的には2060年（令和42年）に人口置換水準の2.07とし、2040年（令和22年）に1.6、2050年（令和32年）に1.8を目指す。
- ◆2035年（令和17年）までに転出入（社会増減）が均衡となるように設定。

2060年（令和42年）の将来展望人口：28,000人程度

将来展望人口（2025年度（令和7年度））

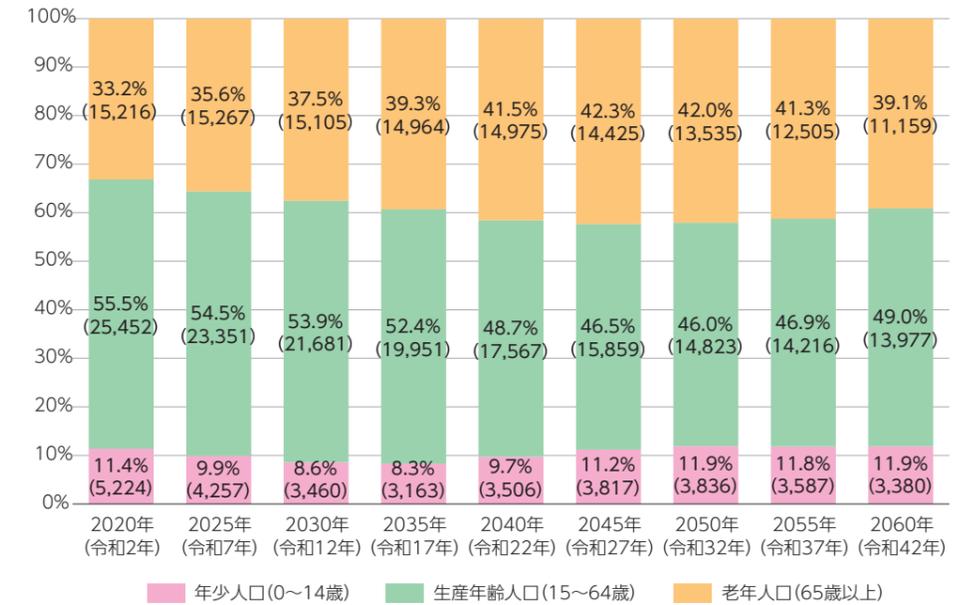


将来展望人口の設定

(単位 人)

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
総人口	45,892	42,875	40,246	38,078	36,048	34,101	32,194	30,308	28,516
合計特殊出生率		1.18	1.32	1.46	1.60	1.70	1.80	1.94	2.07
自然増減		-2,082	-2,223	-2,168	-2,030	-1,947	-1,907	-1,886	-1,792
社会増減		-935	-406	0	0	0	0	0	0

年齢3区分別推計



人口目標達成のための趨勢予測人口は以下の表のとおりです。

人口	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	45,892	42,875	40,246	38,078	36,048	34,101	32,194	30,308	28,516
0~14歳	5,224	4,257	3,460	3,163	3,506	3,817	3,836	3,587	3,380
15~64歳	25,452	23,351	21,681	19,951	17,567	15,859	14,823	14,216	13,977
20~39歳	8,216	7,105	6,630	6,887	6,658	5,993	5,271	4,607	4,475
65歳以上	15,216	15,267	15,105	14,964	14,975	14,425	13,535	12,505	11,159
75歳以上	7,904	9,225	9,605	9,289	8,958	8,806	8,988	8,701	7,954
男	22,095	20,601	19,275	18,182	17,206	16,315	15,453	14,580	13,755
0~14歳	2,731	2,173	1,745	1,614	1,797	1,956	1,966	1,838	1,732
15~64歳	12,808	11,843	11,104	10,248	9,098	8,264	7,703	7,348	7,194
20~39歳	4,334	3,802	3,531	3,618	3,446	3,037	2,656	2,329	2,282
65歳以上	6,556	6,585	6,426	6,320	6,311	6,095	5,784	5,394	4,829
75歳以上	3,059	3,705	3,849	3,657	3,451	3,419	3,536	3,435	3,170
女	23,797	22,274	20,971	19,896	18,842	17,786	16,741	15,728	14,761
0~14歳	2,493	2,084	1,715	1,549	1,709	1,861	1,870	1,749	1,648
15~64歳	12,644	11,508	10,577	9,703	8,469	7,595	7,120	6,868	6,783
20~39歳	3,882	3,303	3,099	3,269	3,212	2,956	2,615	2,278	2,193
65歳以上	8,660	8,682	8,679	8,644	8,664	8,330	7,751	7,111	6,330
75歳以上	4,845	5,520	5,756	5,632	5,507	5,387	5,452	5,266	4,784

人口構成比	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.4%	9.9%	8.6%	8.3%	9.7%	11.2%	11.9%	11.8%	11.9%
15～64歳	55.5%	54.5%	53.9%	52.4%	48.7%	46.5%	46.0%	46.9%	49.0%
20～39歳	17.9%	16.6%	16.5%	18.1%	18.5%	17.6%	16.4%	15.2%	15.7%
65歳以上	33.2%	35.6%	37.5%	39.3%	41.5%	42.3%	42.0%	41.3%	39.1%
75歳以上	17.2%	21.5%	23.9%	24.4%	24.9%	25.8%	27.9%	28.7%	27.9%
男	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.4%	10.5%	9.1%	8.9%	10.4%	12.0%	12.7%	12.6%	12.6%
15～64歳	58.0%	57.5%	57.6%	56.4%	52.9%	50.7%	49.8%	50.4%	52.3%
20～39歳	19.6%	18.5%	18.3%	19.9%	20.0%	18.6%	17.2%	16.0%	16.6%
65歳以上	29.7%	32.0%	33.3%	34.8%	36.7%	37.4%	37.4%	37.0%	35.1%
75歳以上	13.8%	18.0%	20.0%	20.1%	20.1%	21.0%	22.9%	23.6%	23.0%
女	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	10.5%	9.4%	8.2%	7.8%	9.1%	10.5%	11.2%	11.1%	11.2%
15～64歳	53.1%	51.7%	50.4%	48.8%	44.9%	42.7%	42.5%	43.7%	46.0%
20～39歳	16.3%	14.8%	14.8%	16.4%	17.0%	16.6%	15.6%	14.5%	14.9%
65歳以上	36.4%	39.0%	41.4%	43.4%	46.0%	46.8%	46.3%	45.2%	42.9%
75歳以上	20.4%	24.8%	27.4%	28.3%	29.2%	30.3%	32.6%	33.5%	32.4%

人口変化指数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	100.0	93.4	87.7	83.0	78.5	74.3	70.2	66.0	62.1
0～14歳	100.0	81.5	66.2	60.5	67.1	73.1	73.4	68.7	64.7
15～64歳	100.0	91.7	85.2	78.4	69.0	62.3	58.2	55.9	54.9
20～39歳	100.0	86.5	80.7	83.8	81.0	72.9	64.2	56.1	54.5
65歳以上	100.0	100.3	99.3	98.3	98.4	94.8	89.0	82.2	73.3
75歳以上	100.0	116.7	121.5	117.5	113.3	111.4	113.7	110.1	100.6
男	100.0	93.2	87.2	82.3	77.9	73.8	69.9	66.0	62.3
0～14歳	100.0	79.6	63.9	59.1	65.8	71.6	72.0	67.3	63.4
15～64歳	100.0	92.5	86.7	80.0	71.0	64.5	60.1	57.4	56.2
20～39歳	100.0	87.7	81.5	83.5	79.5	70.1	61.3	53.7	52.7
65歳以上	100.0	100.4	98.0	96.4	96.3	93.0	88.2	82.3	73.7
75歳以上	100.0	121.1	125.8	119.5	112.8	111.8	115.6	112.3	103.6

人口変化指数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
女	100.0	93.6	88.1	83.6	79.2	74.7	70.3	66.1	62.0
0～14歳	100.0	83.6	68.8	62.1	68.6	74.6	75.0	70.2	66.1
15～64歳	100.0	91.0	83.7	76.7	67.0	60.1	56.3	54.3	53.6
20～39歳	100.0	85.1	79.8	84.2	82.7	76.1	67.4	58.7	56.5
65歳以上	100.0	100.3	100.2	99.8	100.0	96.2	89.5	82.1	73.1
75歳以上	100.0	113.9	118.8	116.2	113.7	111.2	112.5	108.7	98.7

人口動態	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口動態 総数		-3,017	-2,629	-2,168	-2,030	-1,947	-1,907	-1,886	-1,792
自然動態		-2,082	-2,223	-2,168	-2,030	-1,947	-1,907	-1,886	-1,792
出生		974	1,020	1,163	1,323	1,331	1,182	1,074	1,124
死亡		-3,056	-3,243	-3,331	-3,353	-3,278	-3,089	-2,960	-2,916
社会動態		-935	-406	0	0	0	0	0	0
人口動態 男		-1,494	-1,326	-1,093	-976	-891	-862	-873	-825
自然動態		-1,047	-1,132	-1,093	-976	-891	-862	-873	-825
出生		499	523	596	678	682	606	550	576
死亡		-1,546	-1,655	-1,689	-1,654	-1,573	-1,468	-1,423	-1,401
社会動態		-447	-194	0	0	0	0	0	0
人口動態 女		-1,523	-1,303	-1,075	-1,054	-1,056	-1,045	-1,013	-967
自然動態		-1,035	-1,091	-1,075	-1,054	-1,056	-1,045	-1,013	-967
出生		475	497	567	645	649	576	524	548
死亡		-1,510	-1,588	-1,642	-1,699	-1,705	-1,621	-1,537	-1,515
社会動態		-488	-212	0	0	0	0	0	0

合計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
特殊出生率		1.18	1.32	1.46	1.60	1.70	1.80	1.94	2.07

(※小数点第2位で四捨五入をしているため合計が100にならない場合があります。)

第4章 2030 戦略構想

1 2030 戦略の視点

「2030 赤穂市総合戦略」は、人口減少や少子高齢化の現況を踏まえた新たな人口ビジョンに掲げた将来展望人口の実現に向け、人口減少対策、人口減少適応策の方向性を示した基本目標及びそれに基づく施策を明らかにする計画です。

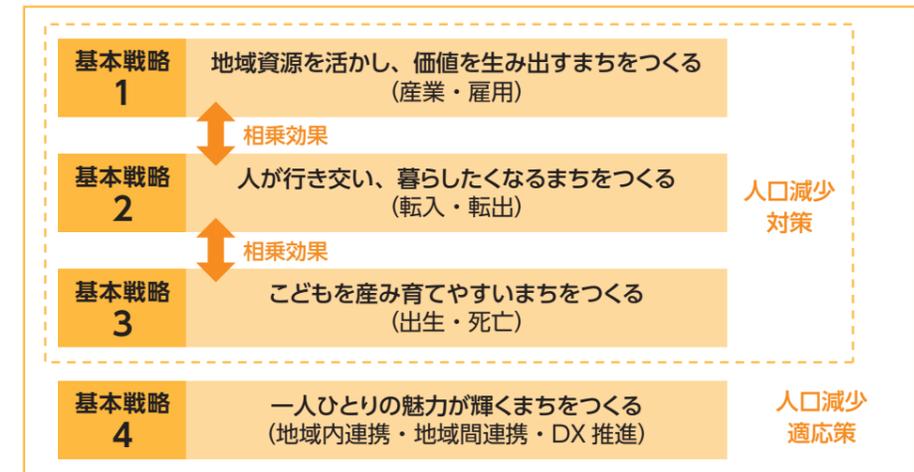
「2030 赤穂市総合戦略」を推進するに当たり、次の視点により重点的に取り組みます。
また、「2030 赤穂市総合戦略」を推進することで、「2030 赤穂市総合計画」の将来像である、「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現を目指します。

- (1) 地域産業の競争力を強化し、地域の稼ぐ力を高めるとともに、地域を支える産業の振興や起業を促進します。また、多様な仕事の選択肢を増やすとともに、事業者と人材とをつなぐ取組など、人材の集積により雇用の創出と質の向上を図り、地域経済の持続的な発展を目指します。
- (2) 赤穂市の魅力を発信することにより、市外からの来訪者を増やし、継続して多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図るとともに、就業機会の拡大や定住意識の醸成、移住施策の充実により、社会動態（転入・転出）の改善を図ります。また、公共交通などの充実・確保により、誰もが安心して暮らし続けることができる持続可能なまちを目指します。
- (3) 結婚、妊娠、出産、子育てへの不安を取り除き、安心してその実現を目指すことができる相談・支援体制の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立ができる環境を整えるなど、若者が将来に希望を抱くことができ、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。また、防災や防犯対策等の充実を図り、市民の生命と暮らしを守る安全・安心な地域づくりを推進します。
- (4) 行政と地域、学校と地域、自治体間の連携等により、地域の課題解決と活性化を図り、郷土愛の醸成や地域の個性を生かした魅力あふれるまちづくりを進めるとともに、地域住民が互いに支えあい、生涯にわたって健康で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組により、市民の利便性の向上と行政の業務改善（BPR）を図ります。

2 新たな基本目標の設定

「2030 赤穂市総合戦略」では、将来展望人口の実現に向けた戦略の視点を踏まえ、地域の価値創出（産業・雇用）、社会動態（転入・転出）、自然動態（出生・死亡）の3つの柱に、地域の魅力創出（地域内連携・地域間連携・DX 推進）を加えた4つの柱による戦略体系を基本目標とします。

「2030 赤穂市総合戦略」の4つの基本戦略



3 2030 戦略体系

「2030 赤穂市総合戦略」の戦略体系は、次のとおりとなっています。

基本戦略		基本施策
基本戦略 1	地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる	(1) 産業の振興 (2) 多様な就業機会の創出
基本戦略 2	人が行き交い、暮らしやすくなるまちをつくる	(1) 観光・関係人口の創出 (2) 転入・定住の仕組みと魅力創出 (3) アクセシビリティの維持・向上
基本戦略 3	子どもを産み育てやすいまちをつくる	(1) 子どもを産み育てやすい環境づくり (2) いのちを守る安全な環境づくり
基本戦略 4	一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる	(1) 地域力の向上 (2) 多様な連携 (3) 健康に暮らせる環境づくり (4) DX推進基盤の整備

(1) KGIの設定

4つの基本戦略の柱ごとに、KGIを設定し、最終目標（ゴール）を定量的に定めています。

基本戦略	KGI	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
①地域資源を活かし、 価値を生み出す まちをつくる	1人当たり市民所得	3,084千円	3,700千円
	法人市民税（均等割） 課税法人数及び従業員数	1,037法人 11,172人	1,100法人 11,500人
②人が行き交い、 暮らしたくなる まちをつくる	観光入込客数	108.2万人 (2023年度)	150万人
	社会増減（転入-転出）数	△192人 (2024年)	△30人 (2030年)
	転入者数 転出者数	1,183人 1,375人	1,300人 1,330人
③こどもを 産み育てやすい まちをつくる	出生数	191人 (2024年)	210人 (2030年)
	年少人口	4,491人 (2024年)	3,460人 (2030年)
④一人ひとりの 魅力が輝く まちをつくる	健康寿命	男性：80.29歳 女性：84.99歳	平均寿命の増加分を 上回る増加
	赤穂市に愛着を 持っている人の割合	※（73.3%）	90.0%

※ 2030赤穂市総合計画の見直しに当たって実施した中高生アンケートの設問「まちの愛着度」で、「大好き」又は「どちらかといえば好き」と答えた割合

(2) 具体的な施策、Plus デジタル活用・DX 推進、施策達成に向けた目標指標（KPI）

基本戦略を達成するため、基本戦略ごとに基本施策を設定し、それぞれ具体的な施策、それに加える形でPlus デジタル活用・DX 推進、また施策達成に向けた目標指標（KPI）を掲げています。詳細については、次ページ以降に記載しています。

第5章 基本戦略の展開

【基本戦略1】 地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる

（基本施策1）産業の振興

具体的な施策

- (1) 農村・漁村が持つ多面的な機能の保全・活用
- (2) 産業の活性化に意欲と能力がある担い手の確保育成
- (3) 国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援
- (4) 農水産物の加工や、特産品のブランド化推進及び保護による高付加価値化への支援
- (5) 市内企業に対する設備投資支援
- (6) 企業立地活動の推進及び本市への本社機能の移転の促進
- (7) ふるさと納税を入り口にした「ふるさと住民」等の関係人口の創出

Plus デジタル活用・DX 推進

農業者のスマート農業の導入を促進

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
認定農業者数 ★	人	28	28
認定新規農業者数（累計） ★	人	2	6
漁業従事者数（赤穂市漁協組合員数） ★	人	59	59
担い手への農地の集積率 ★	%	44.0	52.0
多面的機能支払交付金事業 活動組織数 ★	団体	20	20
赤穂ブランド育成支援モデル事業補助金の活用（累計）	件	7	10
国・県の制度を利用したスマート農業の補助事業採択件数（累計）	件	9	10
新たに活用された工場用地面積 ★	ha	0	4
ふるさと納税の返礼品を製造・生産する企業の誘致件数 ★	件	0	1
ふるさと納税を入り口にした関係人口の人数	人	4,184	9,230

【★】は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

【基本戦略 1】 地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる

(基本施策 2) 多様な就業機会の創出

具体的な施策

- (1) 若者・女性の仕事の選択肢の充実
- (2) 起業・創業支援の拡充と機運の醸成
- (3) 県・高校等との連携による高校生人材の確保と企業のPR活動に対する支援
- (4) 県・JA等関係機関、地域との連携及び様々な制度の活用によるスムーズな就農・育成支援

Plus デジタル活用・DX 推進

IT 産業オフィスの誘致等
女性をメインターゲットとした人材育成・仕事マッチング拠点によるリモートワークの推進
デジタル関連分野の創業推進

施策達成に向けた目標指標 (KPI)

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
中心市街地に新たに設置されたオフィス数 ★	箇所	0	3
雇用対策事業により創出された雇用者数 ★	人	7	79
市内の創業者数 (創業支援等事業計画に基づく件数) ★	件	4	40
人材育成・仕事マッチング拠点による女性支援数	人	0	45
新規就農に係る面談回数	回	30	50

【基本戦略 2】 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる

(基本施策 1) 観光・関係人口の創出

具体的な施策

- (1) 地域資源の磨き上げと活用
- (2) 市内外の関係団体と連携した広域観光の推進
- (3) 文化・スポーツ活動を通じた市民レベルの地域間・都市間交流
- (4) 歴史文化遺産の調査研究、普及啓発と公開活用の推進
- (5) 歴史資源の保全整備と公開活用施設の充実
- (6) アウトドア等新たなコンテンツの開発
- (7) 外国人や観光客受入体制の整備
- (8) 地域の特色ある農水産物等を活かした交流の推進
- (9) 効果的なイベントの実施
- (10) コンセプト・ターゲットを明確にした情報発信

Plus デジタル活用・DX 推進

インターネット・SNS等、ICTを活用した観光情報の発信強化
デジタルデータの公開による文化財に関する情報の発信強化

施策達成に向けた目標指標 (KPI)

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
観光消費額 ★	円	18,000 (2023年度)	30,000
宿泊者数 ★	千人	353 (2023年度)	350
観光ポータルサイト 月間平均アクセス数 ★	回	27,581	82,000
来訪者満足度	%	66.2	80.0
外国人宿泊者数	人	3,148	5,200
忠臣蔵にゆかりのある都市との交流事業数 ★	件	6	8
文化施設 (4 施設) の入館者数	人	56,070	70,000
地域イベントへの農水産物出店参加回数	回	3	4

【★】は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

【基本戦略 2】 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる

(基本施策 2) 転入・定住の仕組みと魅力創出

具体的な施策

- (1) お試し暮らし住宅の利用促進
- (2) UIJ ターンの推進と促進
- (3) 定住支援策の推進
- (4) 定住相談会等による移住・定住の促進
- (5) 出会いの場・婚活イベントの支援・創出による移住・定住の促進
- (6) 区画整理事業の推進（野中・砂子地区、有年地区）
- (7) 空き家の改修と空き家情報バンクの活用
- (8) 関西福祉大学との連携による市営住宅空き家の活用

Plus デジタル活用・DX 推進

空家活用支援事業補助金等申請のオンライン化
 インターネット・SNS 等、ICT を活用した移住・定住情報の発信強化
 インターネット・SNS 等、ICT を活用した情報発信による区画整理保留地の販売促進
 LINE などの SNS や動画など多様な媒体を活用した効果的な市の事業・魅力の発信

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
定住相談会等の実施・参加・出展数 ★	回	13	15
空き家情報バンクの新規登録物件数 ★	件	10	25
お試し暮らし住宅利用件数 ★	件	41	50
お試し暮らし住宅利用者の移住世帯数累計	世帯	26	42
区画整理事業の進捗（野中・砂子）★	%	58.6	97.5
区画整理事業の進捗（有年）★	%	84.1	95.5
空家活用支援事業補助金の交付件数（累計）★	件	26	74
古民家再生促進支援補助金の交付件数（累計）	件	5	11
空家等活用促進特別区域における空き家活用件数（累計）	件	5	15

【基本戦略 2】 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる

(基本施策 3) アクセシビリティの維持・向上

具体的な施策

- (1) 自転車利用空間の整備促進
- (2) 地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実
- (3) 市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実
- (4) モビリティ・マネジメントによる公共交通の利用促進

Plus デジタル活用・DX 推進

バスロケーションシステム、MaaS 等の導入
 マイナンバーカードの活用による公共交通サービスの向上

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
コミュニティバス利用者数（市内循環バス・圏域バス）★	人	44,514	49,000
市内 JR 駅 1 日平均乗車客数 ★	人	4,718 (2023 年度)	5,500
デマンドタクシー利用者数 ★	人	345	480
モビリティ・マネジメント参加人数	人	97	延べ 200 以上

「★」は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

【基本戦略3】 こどもを産み育てやすいまちをつくる

(基本施策1) こどもを産み育てやすい環境づくり

具体的な施策

- (1) 子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実
- (2) 医療費や学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減
- (3) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- (4) 子育て家庭のネットワークづくり、地域全体で支える環境の充実
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (6) 健やかな育児のための産後ケア事業の推進
- (7) 妊産婦等の健康の保持や相談しやすい環境づくり
- (8) 不妊・不育症に対する支援の充実
- (9) 教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実及び施設整備
- (10) 部活動の地域展開・スポーツ少年団活動の推進
- (11) 赤穂市内において出産できる医療機関の確保

Plus デジタル活用・DX 推進

ICTシステムの活用による保育の質の向上、保育者の働きやすい環境づくり
 子育て応援アプリを活用した親子健康手帳機能や予防接種情報等の提供
 SNSを利用した子育て環境のPR
 子育てイベントの申込受付のオンライン化
 出生時における乳幼児等医療費助成受給者証交付申請のオンライン化
 予防接種事務のオンライン化による被接種者（保護者）の負担軽減

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
子育てしやすい環境にあると思う人の割合（5年ごとにニーズ調査）★	%	65.5 (2023年度)	95.0 (2028年度)
保育所待機児童の数（4月1日現在）★	人	0	0
産婦健康診査2回受診率★	%	85.4	100
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合★	%	5.3	5.0
スポーツ少年団登録者数★	人	578	750
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数★	団体	22	45
産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分受けることができた人の割合	%	90.7 (2018年度)	95.0
アフタースクール登録児童数	人	533	568

【基本戦略3】 こどもを産み育てやすいまちをつくる

(基本施策2) いのちを守る安全な環境づくり

具体的な施策

- (1) 海岸防波堤（海岸保全施設）の定期点検（5年ごと）及び計画的な維持管理
- (2) 住宅の耐震化の推進
- (3) まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化及び啓発活動の実施
- (4) 自主防災組織等による個別避難計画の作成推進
- (5) 防災・復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (6) 自主防災組織等による地区防災計画の作成促進

Plus デジタル活用・DX 推進

簡易耐震診断申込み及び補助金申請のオンライン化
 赤穂市防災情報ネット（ひょうご防災ネット）、赤穂市公式LINE等の活用による情報発信
 タブレットなどを活用した防災訓練、防災研修会の開催

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
耐震性が確保された住宅の割合★	%	91.9	99.0
赤穂市防災情報ネット（ひょうご防災ネット）登録数★	人	11,378	14,000
犯罪認知件数★	件	249	210
防犯カメラ設置台数（市、自治会管理）★	台	265	289
自治会管理外灯LED灯への転換灯数★	灯	117	120
防災会議・協議会等への女性委員の参画促進	人	5	10
個別避難計画作成数★	件	67	367
地区防災計画作成数	件	2	14

【★】は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

【基本戦略 4】 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる

(基本施策 1) 地域力の向上

具体的な施策

- (1) コミュニティ・スクールを中心に、地域・家庭が連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進
- (2) 「スポーツ先進都市」としてのスポーツ活動の場と機会の充実
- (3) コミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化
- (4) 伝統文化継承の取組の推進
- (5) 空き家改修（空き家活用、古民家再生）の支援
- (6) まちづくり連絡（推進）協議会との連携・支援の推進

Plus デジタル活用・DX 推進

空家活用支援事業補助金等申請のオンライン化
小中学校における 1 人 1 台端末利活用の推進

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
地域や社会に貢献したいと考える児童・生徒の割合 ★	%	82.4	90.0
各種スポーツ施設の利用者数 ★	人	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数 ★	人	8,182	11,000
スポーツ少年団登録者数 ★	人	578	750
コミュニティセンター等（2 箇所）の延べ利用人数 ★	人	6,691	10,000
まちづくり連絡（推進）協議会活動の延べ参加人員 ★	人	26,493	32,000
文化財公開施設（6 箇所）の入館（園）者数 ★	人	71,661	78,400
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率 ★	%	84.9	100
空家活用支援事業補助金の交付件数（累計） ★	件	26	74
古民家再生促進支援補助金の交付件数（累計）	件	5	11
空家等活用促進特別区域における空き家活用件数（累計）	件	5	15
PC・タブレットなどの ICT 機器を週 3 回以上使用している小中学生の割合	%	67.6	77.6

【基本戦略 4】 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる

(基本施策 2) 多様な連携

具体的な施策

- (1) 東備西播定住自立圏共生ビジョン及び播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進
- (2) 民間企業等との包括連携協定の推進

Plus デジタル活用・DX 推進

ICT を活用した播磨圏域連携中枢都市圏の魅力の発信及び成長

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
広域協議会等への提案で実現した事業数 ★	件	1	2
包括連携協定締結企業等との連携事業数 ★	件	27	32

【★】は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

【基本戦略 4】 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる

(基本施策 3) 健康に暮らせる環境づくり

具体的な施策

- (1) ライフステージに応じた健康づくり活動の推進
- (2) 健康的な生活習慣を目指した食育の推進
- (3) 健康の増進に関する正しい知識の普及
- (4) 特定健診・特定保健指導実施率の向上
- (5) がん検診受診率の向上
- (6) 介護予防の場の拡充と介護予防活動の支援
- (7) 健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発
- (8) 医師・看護師等の確保（市民病院）による診療体制の維持
- (9) 健診センター（市民病院）の活用による予防医学の推進
- (10) 福祉医療費等助成制度の周知及び適正な助成の実施
- (11) 歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進
- (12) 健康の推進に関する正しい知識の普及
- (13) 「かかりつけ医」の必要性の啓発

Plus デジタル活用・DX 推進

- 福祉医療費助成の資格確認オンライン化
- 国民健康保険の加入・脱退手続のオンライン化
- 介護保険手続のオンライン化
- 生活習慣病健診申込み手続のオンライン化

施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
がん検診受診率 胃がん ★	%	9.0	55.0
がん検診受診率 肺がん ★	%	21.3	55.0
がん検診受診率 大腸がん ★	%	22.6	55.0
がん検診受診率 子宮がん ★	%	24.2	55.0
がん検診受診率 乳がん ★	%	21.8	55.0
主観的健康感について、「よい」「まあよい」と思う人の割合（3年ごとにニーズ調査）★	%	76.5 (2022年度)	77.0 (2028年度)
健診センター利用者数（新型コロナワクチン予防接種を除く）★	人	10,347	12,000
高齢者の要介護認定新規申請者の平均年齢	歳	81.7	81.8

【基本戦略 4】 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる

(基本施策 4) DX 推進基盤の整備

具体的な施策

- (1) DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務の効率化
- (2) 情報システムのクラウド化・集約化
- (3) 自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を見据えた組織体制の構築
- (4) マイナンバーカードの普及促進

Plus デジタル活用・DX 推進

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）によるフロントヤード改革の推進
- DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革の推進
- AI等の先進技術の利用推進
- マイナンバーカードの有効活用の普及・啓発
- 市内郵便局との連携によるマイナンバーカード関連手続の利便性の向上
- ホームページのほか、LINE等SNSによる多様な媒体を活用した効果的な市政情報の発信

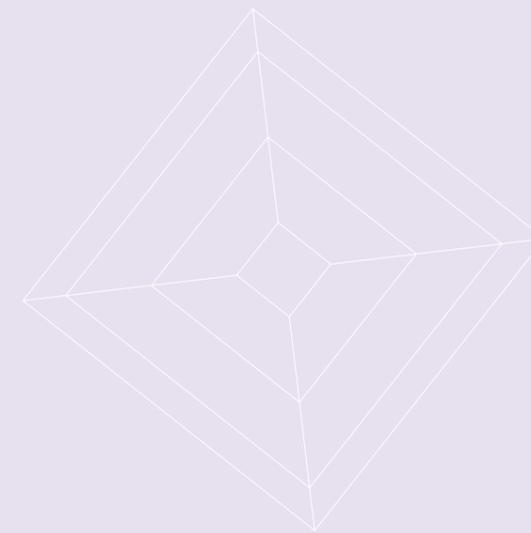
施策達成に向けた目標指標（KPI）

KPI	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
オンライン手続利用件数	件	91,192	100,000
オンライン手続数	手続	48	100
市内郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等に係る事務の処理件数	件	23	300
書かない窓口の年間利用件数	件	—	1,000
オンライン市役所（住民ポータル）の利用に関する満足度	%	—	60以上
コピー用紙の購入量の削減	万枚	378	340
マイナンバーカードの保有枚数率 ★	%	81.4	95.0
各種証明書のコンビニ交付件数	件	7,269	13,000
ホームページの年間アクセス件数 ★	件	2,622,906	2,798,000
各種SNS登録者人数 ★	人	29,153	33,840
DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する庁内研修参加率	%	—	100
外部専門研修等への派遣人数	人	0	8

【★】は、総合計画にも同様の内容を記載しています。

赤穂市総合計画・総合戦略

資料編



赤穂市総合計画後期基本計画審議会委員名簿

役職	委員名	所属団体
会長	加藤 明	関西福祉大学
副会長	矢野 英樹	赤穂市自治会連合会
委員	一瀬 貴子	関西福祉大学
	目木 敏彦	赤穂商工会議所
	安部 徹	赤穂観光協会
	大田 登	赤穂市民生委員児童委員協議会
	児嶋 佳文	赤穂市社会福祉協議会
	福本 俊弘	赤穂市老人クラブ連合会
	安原 浩一	赤穂市体育協会
	水野香保里	赤穂市文化協会
	上原 明子	赤穂市 PTA 連合会 (任期：R7.3.31 まで)
	茶谷 英治	赤穂市 PTA 連合会 (任期：R7.4.24 から)
	磯本 歌見	赤穂市消費者協会
	横山 直美	赤穂市女性団体懇話会
	勝原 建夫	公募市民
島田 都羽	公募市民	

赤穂市総合戦略推進委員会委員名簿

役職	委員名	所属団体
委員長	難波 峰子	関西福祉大学
副委員長	目木 敏彦	赤穂商工会議所
委員	安部 徹	赤穂観光協会
	宮脇信一郎	赤穂農業後継者の会
	城下 隆広	兵庫県西播磨県民局
	三浦 麻子	大阪大学
	田口 健志	みなと銀行 赤穂支店
	笹倉 明王	連合兵庫西部地域協議会
	橘高 声	神戸新聞社
	山根寿美子	赤穂市主任児童委員
	松尾 佳子	公募市民

赤穂市総合計画後期基本計画審議会の開催経過

年月日	項目	備考		
2024年 (令和6年)	4月19日	総合計画（基本計画） 見直し検討委員会設置		
	6月14日	第1回総合計画（基本計画） 見直し検討委員会	策定のスケジュール、見直しに当たって の基本的な考え方について協議	
	7月10日	第2回総合計画（基本計画） 見直し検討委員会	見直しの基本的な考え方に対する意見、 進捗評価シートの作成、中高生アンケ ート、ワークショップについて協議	
	7月11日～ 7月31日	中高生アンケート調査	市内中学生 1,035名 赤穂高校生 550名 合計 1,585名を対象に、学校を通じて周 知し、オンラインフォームによるアンケ ートを実施 中学生回答数 959票（88.4%） 高校生回答数 344票（62.5%） 総回答数 1,303票（79.7%）	
	9月5日	第1回市民ワークショップ	市民23名参加	
	9月14日	第2回市民ワークショップ	市民22名参加	
	9月26日	第3回総合計画（基本計画） 見直し検討委員会	見直しシートについて協議	
	9月28日	第3回市民ワークショップ	市民18名参加	
	2025年 (令和7年)	1月31日	第4回総合計画（基本計画） 見直し検討委員会	中間検証結果報告書、総合計画（後期基 本計画）見直しシートについて協議
		2月3日	第1回赤穂市総合計画審議会	1 正副会長の選出 2 諮問 3 2030赤穂市総合計画の見直し、赤 穂市の人口について協議
3月18日		第2回赤穂市総合計画審議会	2030赤穂市総合計画の中間検証につ いて協議	
5月20日		第3回赤穂市総合計画審議会	赤穂市総合計画における将来人口の長期 見通しと目標、赤穂市総合計画における 後期基本計画の策定について協議	
6月10日		第4回赤穂市総合計画審議会	赤穂市総合計画における後期基本計画素 案の修正、パブリックコメント（案）に ついて協議	
6月16日～ 7月16日		パブリックコメントの実施	意見提出者 2人 意見提出項目 10項目	

年月日	項目	備考	
2025年 (令和7年)	8月7日	第5回赤穂市総合計画審議会	1 パブリックコメントの実施結果報告 2 赤穂市総合計画における後期基本計 画の一部修正、「2030赤穂市総合計 画（基本計画）」の見直しについての 答申案について協議
	8月21日	赤穂市総合計画審議会より 赤穂市長へ答申	
	9月5日	赤穂市総合計画基本構想及び 基本計画の変更を市議会へ提案	
	9月9日	総合計画改定特別委員会の設置	正副委員長の互選、審査方針
	10月7日	総合計画改定特別委員会	基本構想及び基本計画の変更の審査
	11月25日	赤穂市総合計画基本構想及び 基本計画の変更が市議会で可決	

赤穂市総合計画審議会への諮問

赤企画第 1037 号
令和 7 年 2 月 3 日

赤穂市総合計画審議会会長 様

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市総合計画（基本計画）の見直しについて（諮問）

赤穂市では、現在、2030 赤穂市総合計画（令和 3 年 3 月策定）により、将来像である「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に向けて、誰もが健やかに暮らすことができ、地域資源を活かした元気で活力のある、持続可能なまちづくりを推進しています。

現計画策定から今日までの間、急速に進む人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行など、過去に類を見ない事態に直面する一方で、国を挙げての少子化、子育て支援対策の重点化、人口減少社会に適応するため、デジタル技術を活用した取組の推進など新たな政策が展開されており、社会の大きな転換期を迎えようとしています。

このような状況を踏まえ、本市を取り巻く社会経済環境が厳しさを増す中、持続可能な地域社会を実現するため、新たな行政課題に対応していくための施策について検討することが必要となっております。

そのため、基本計画に掲げるこれまでの施策の進捗について検証を行い、それを踏まえ後期 5 年間について見直しを行うにあたり、赤穂市総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

赤穂市総合計画審議会からの答申

令和 7 年 8 月 21 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔 様

赤穂市総合計画審議会
会長 加 藤 明

2030 赤穂市総合計画（基本計画）の見直しについて（答申）

令和 7 年 2 月 3 日付け赤企画第 1037 号により諮問のありました標記について、慎重に審議した結果、妥当であると認め、下記の意見を付して答申とします。

なお、総合計画の推進にあたっては、人口減少により持続可能な行政運営が困難となることが予測される将来を見据え、危機感を持って、目指す将来像「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に努められるよう要望します。

記

- 総合計画の策定から 5 年が経過し、当初の想定よりも人口減少が加速化している。国の「地方創生 2.0」においては、当面は人口・生産年齢人口が減少する事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく重要性が示されたところであり、今回の総合計画の見直しにおいても、人口減少を前提としたまちづくりを基本的な考え方としたことは評価する。
こうした市の考え方と併せ、市民自らがまちづくりの担い手となり、地域の実情に応じた取組を推進していくことの必要性を十分に周知し、市民と一体となって総合計画を推進されたい。
- 人口減少や高齢化の急速な進行に加え、コロナ禍を経た社会経済情勢の変化により、行政需要が多様化し、行政課題は複雑化している。このような中、人口減少のペースを緩やかにすることが大きな課題であるとともに、将来的に財政面を含めて持続可能な行政運営を確立していくことが求められている。
そのため、総花的ではなく「しなければならないこと」と「できないこと」のメリハリをつけた事業展開が必要不可欠であり、施策の「選択と集中」について真剣に取り組まされたい。
- 目標指標及び目標数値については、施策の達成度などを測るために非常に重要であり、その見直しにあたっては、現状を踏まえた適切な設定に取り組まれたことは評価する。一方で、課題解決に向けた本質的な視点が必ずしも十分でないものや、各担当部署における見直しや検討、取組状況にばらつきが見受けられる。
人口減少や少子高齢化といった課題の解決に向けて、令和 8 年度以降も総合計画を推進する中で、不断の見直しに努められたい。

4 改正地方自治法の施行（平成 23 年 8 月）により、総合計画の策定は「義務」から「任意」となっている。総合計画は、市民や事業者、行政が基本理念や市の将来像を共有しながら協働してまちづくりを進めていくための指針となるものであるが、従来、右肩上がりの経済成長や人口増加を前提に、網羅的に事業を位置づける体系となっており、変化のスピードが激しい現在の社会経済状況下では、長期的な計画を策定することの意義が低下しつつある部分もある。

また、総合計画の策定には、職員や審議会など人的・時間的にも相当のコストが発生している。そのため、行政の各担当部署がそれぞれの行政課題に対して策定している個別の行政計画をもとに取り組みが十分だという考え方もある。今後の総合計画策定のあり方については、審議会で出された意見も参考に検討を行われたい。

赤穂市後期基本計画目標指標一覧

〈安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり〉

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明	
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める	福祉ボランティア登録数	○NPO 法人赤穂ボランティア協会、赤穂市ボランティアセンター（赤穂市社会福祉協議会が設置）に登録しているグループの会員数。 ◇人口が減っていくなかで、ボランティア人口の減少を食い止め現状を維持していくことを目指します。
		集いの場開設数	○地域における「サロン」、いきいき百歳体操、認知症カフェ、子どもの居場所、ひきこもりの居場所などの開設数。 ◇1年で5件ずつの開設を目指します。
	②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える	子育てしやすい環境にあると思う人の割合（5年ごとにニーズ調査）	○こども計画の策定に当たって、5年ごとに実施しているニーズ調査の中の子育て環境の満足度。 ◇子ども・子育て会議において今後の国の施策や本市の取組等も考慮し、第2期子ども・子育て支援事業計画の目標値を維持することとしており、95%を目指します。
		保育所待機児童の数（4月1日現在）	○こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく4月1日現在の集計値。 ◇子育てと仕事を両立できる環境づくりの一環として、幼稚園で預かり保育を実施し、保育所においては、保育士の確保に努めるなど、幼稚園・保育所が一体となって教育・保育ニーズへの対応を行っており、それら取組の成果として、保育所待機児童0人を目指します。
		産婦健康診査2回受診率	○出産後、産婦が産婦健康診査を2回受診した割合。 ◇産婦健康診査は、2回の受診が国の指針で示されており、助成券を配布しています。この健康診査は、産婦の身体的・精神的な健康状態をみるために必要であることから、すべての産婦の2回受診を目指します。
		新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合	○エジンバラ産後うつ病質問票は、児童虐待のリスクを判定する目安の一つ。産後うつ病のリスクは、9点以上になると危険度が高い。 ◇2024年度（令和6年度）の直近値が5.3%であることから、それ以下となる5%以下を目指します。
地域における子どもの居場所の数	○地域全体で子どもや子育て家庭の見守り支援をするため、子どもの居場所として子ども食堂や学習支援等を実施する場所の数。 ◇学区に1箇所の設置を目指します。		

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する	福祉施設入所者の地域生活への移行	○福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームなどへの地域生活移行者の人数の累計。 ◇毎年1名が施設入所から地域生活へ移行することを目指します。
		福祉施設からの一般就労者数	○就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労へ移行した年間の人数。 ◇毎年13名程度が福祉施設から一般就労に移行することを目指します。
		手話奉仕員の養成	○手話奉仕員養成講座修了者数の累計。 ◇毎年10名程度が手話奉仕員養成講座を修了することを旨します。
	④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる	赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数	○高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守り体制の強化を図るため、協定を締結している市内外の民間事業者の数。 ◇2024年度(令和6年度)末には75の事業者と協定を締結しており、今後、毎年約3事業者ずつの増加を目指します。
		後期高齢者医療保険健康診査受診率	○後期高齢者医療保険が実施する健康診査の受診率。 ◇2025年度(令和7年度)受診率の目標値が21.0%であるため、5年間で2%健診受診率の向上を目指します。
		住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合	○住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合。 ◇国の目標数値を参考に2030年度(令和12年度)に8%を目指します。
		主観的健康感について、「よい」「まあよい」と思う人の割合(3年ごとにニーズ調査)	○主観的健康感(健康度の自己評価)で自分が健康である(「よい」「まあよい」と思う人の割合)。 ◇前回調査より向上することを旨します。
	⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する	国民健康保険税収納率	○国民健康保険税は、被保険者が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ◇2030年度(令和12年度)の目標値を77.20%とし、基準値から1.29%の収納率の向上を目指します。
		後期高齢者医療保険料収納率	○後期高齢者医療保険料は、75歳(一定の障がいがあり、申請により認定を受けた65歳)以上の方が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ◇2030年度(令和12年度)の目標値を99.20%とし、基準値から0.25%の収納率の向上を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する	介護保険料収納率	○介護保険料は、介護が必要となったときに受けるサービスに充てられる財源。 ◇2030年度(令和12年度)の目標値を98.10%とし、基準値から0.68%の収納率の向上を目指します。
		1人当たり医療費	○1人当たり医療費とは、総医療費を平均被保険者数で除した額。 ◇医療費は高齢化の進展や医療の高度化等の影響により、おおむね年2%程度の伸びとなっています。医療費適正化の取組により目標伸び率年1.5%とし、医療費の抑制を図ります。
		特定健康診査受診率	○特定健康診査受診率とは、特定健診の対象者(メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした生活習慣病健診の対象者)のうち、実際に特定健診を受けた人の割合。 ◇赤穂市健康増進計画(第4次)で設定した特定健康診査受診率60%を目指します。
	⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する	健康寿命の延伸(県が5年ごとに算定)	○健康寿命とは、日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる生存期間。 ◇国は、健康日本21で「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を目標数値としており、本市においても、国と同様の数値を目標として掲げ、目標達成を目指します。
がん検診受診率		○市民のがん検診受診率。 ◇2017年(平成29年)10月に策定された国の「がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率目標値を50%としていることから、本市においても、受診率50%以上を目指します。	
(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	ゲートキーパー研修受講人数	ゲートキーパー研修受講人数	○ゲートキーパー研修は、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人を養成する研修。 ◇毎年30人ずつ研修受講者の増加を目指します。
		健診センター利用者数(新型コロナウイルスワクチン予防接種を除く)	○健診センターの年間利用者数。 ◇2023年度(令和5年度)までの増加率(12%)を継続することを目標として、更なる利用者の増加を目指します。
	⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる	医療機関から市民病院への紹介件数	○紹介件数とは、診療所(かかりつけ医)からの紹介状により高度医療受診等のため紹介された初診患者の数。 ◇2018年度(平成30年度)と2019(令和元年度)を比較すると約4.0%減となっており、人口減等を考慮し病診連携の増加が一定数までしか見込めないため、年0.5%の増を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(2) 健康づくりの推進 といのちを守る地域医療の充実	⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる	市民病院から医療機関への逆紹介件数	○逆紹介件数とは、高度医療受診や病状が安定したことにより、地域医療支援病院から他の病院・診療所（かかりつけ医）に紹介した患者の数。 ◇2018年度（平成30年度）と2019（令和元年度）を比較すると約4.0%減となっており、人口減等を考慮し病診連携の増加が一定数までしか見込めないため、年0.5%の増を目指します。
		耐震性が確保された住宅の割合	○耐震性を満たしている住宅（新耐震基準住宅、旧耐震基準住宅で耐震性を満たしているもの及び耐震改修実施済みの合計）が住宅の総数に占める割合。 ◇基準値は住宅・土地統計調査に基づく住宅耐震化率の推計値であり、2030年度（令和12年度）に99%を目指します。
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる	密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長	◇緊急車両が容易に進入できるよう防災性の向上を図るため、狭あい道路の拡幅整備を実施。 ◇尾崎地区において、2030年度（令和12年度）までに狭あい道路413mの拡幅整備を行い、累計延長1,246mの整備完了を目指します。
		県の指定貯水施設へ指定されたため池数	○大雨が予想される際、事前にため池の水位を下げ、雨水貯留容量を確保する治水対策を推進。一定規模以上（1,000㎡以上）の雨水貯留容量が確保でき、下流域への被害軽減効果が高いため池を指定貯水施設へ指定することができるため、指定数が増えるよう取組を進めます。 ◇2024年度（令和6年度）末時点で3箇所指定済であり、今後2030年度（令和12年度）までに7箇所の指定を目指します。
		雨水ポンプ場の耐震施設	○現在、御崎・有年・御崎第2・坂越ポンプ場の4ポンプ場が耐震化済み（4箇所／7箇所）。 ◇2030年度（令和12年度）までに、塩屋ポンプ場を整備し5箇所／7箇所を目指します。
		赤穂市防災情報ネット（ひょうご防災ネット）登録数	○大規模化、多様化する災害での被害を未然に防ぐ手段の一つとして、正確な情報を早く伝達することは非常に重要であり、様々な情報伝達手段の一つとしてメールやアプリによる情報伝達は、早く個々に正確に伝達できる手段です。市民に防災ネット登録を促進し、情報伝達手段を確保することで、災害被害を軽減させます。 ◇登録者数は当初の計画を上回る伸びで推移しており、現状を踏まえ、年間で約400人の増を目指します。
		耐震性が確保された住宅の割合	○耐震性を満たしている住宅（新耐震基準住宅、旧耐震基準住宅で耐震性を満たしているもの及び耐震改修実施済みの合計）が住宅の総数に占める割合。 ◇基準値は住宅・土地統計調査に基づく住宅耐震化率の推計値であり、2030年度（令和12年度）に99%を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	個別避難計画作成数	○一人暮らしの高齢者、要介護者等が災害時にどのような行動をとればよいかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別避難計画の作成数。 ◇近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2025年度（令和7年度）以降、年間50件の作成を目指します。
		消防訓練、防火・防災講習会参加人員	○自主防災組織による消防訓練、防火・防災講習会の参加人数。 ◇新型コロナウイルス感染症拡大により、訓練数、参加者とも大幅に減少したため、コロナ禍前の約2,200人を目標とします。
		活動救急救命士数	○運用する救急車に搭乗させる救命士の数。 ◇運用する救急車6台にそれぞれ2名の救命士を乗車させ、市民の救命率、社会復帰率の向上を目指すとともに、通信指令室に救命士を2名配置し、119番受信時の応急手当の口頭指導体制を確立します。 6台×2交替×2名（救命士乗車）×1.5（公休要員率）=36名 2交替×2名（救命士口頭指導員）×1.5（公休要員率）=6名 合計42名
		応急手当等講習会開催数	○小・中学校生を対象としたジュニア救急教室や各種応急手当講習会の開催数。 ◇1月当たり10回の応急手当に関する講習会、1回の予防救急に関する講習会を実施し、2030年度（令和12年度）に、年間130回の開催を目指します。
		消防団詰所建て替え数	○昭和50年代に建設した消防団詰所の建て替え数。 ◇市内15箇所の消防分団詰所は、地域防災の拠点となる施設ですが、特に昭和50年代建設のCB造の詰所については、大規模地震時等における耐震性が脆弱であるとともに、施設が老朽化していることから順次、詰所を改築していきます。
消防団員数	○市内15箇分団の消防団員数。 ◇地域防災力の中核となる消防団員の確保は、人口減少に伴い全国的に厳しくなっていますが、大規模災害が発生した場合のマンパワーの確保は重要であり、条例定数の確保を目指します。		

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	消防用設備点検報告率	○市内の事業所に設置される消防用設備点検報告率。 ◇2023年度（令和5年度）中の報告率である55.8%を基準値とし、都道府県別の報告率を参考に2030年度（令和12年度）に70%を目指します。
	⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する	交通事故発生件数（人身事故）	○市内で発生した交通事故の年間の人身事故件数。 ◇市内の交通事故による人身事故は減少傾向にあるが、人身事故はひとたび発生すると多数の人を不幸にします。今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、現状値より25%減少させることを目指します。
		交通事故発生件数（物損事故）	○市内で発生した交通事故の年間の物損事故件数。 ◇市内の交通事故による物損事故は10年前と比べ、少しではあるが増加しています。今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、現状値より20%減少させることを目指します。
		高齢者の交通事故発生件数（人身事故）	○市内で発生した年間の交通事故による人身事故のうち高齢者の事故件数。 ◇市内の交通事故による人身事故は減少傾向にあるが、高齢者の関わる事故は増加しています。今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室等継続して活動を行うとともに、運転免許の自主返納支援を行い、高齢者の人身事故件数を現状値より20%減少させることを目指します。
		防犯カメラ設置台数（市、自治会管理）	○公共施設及び自治会による防犯カメラ設置台数の累計。 ◇自治会による設置を毎年4台増設を目指します。
		自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	○自治会管理外灯のLED化への転換数。 ◇自治会管理外灯のLED化を助成し、地域の犯罪抑止力の向上を目指します。2027年（令和9年）末に蛍光灯に係る製造・輸出入の禁止が見込まれており、自治会灯のLED化を早急に推進するため、年間120灯の転換を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する	犯罪認知件数	○市内で発生した年間の犯罪の認知件数。 ◇市内の犯罪認知件数は10年前と比べ減少しています。今後も警察、防犯協会、青少年育成推進委員協議会、暴力団と関係を断つ会等と協力し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどを実施し、現状値よりおおむね15%減少させることを目指します。
		消費生活出前講座、早かごセミナー開催件数	○赤穂市消費者協会が依頼を受けて行う、消費生活に関する研修会の年間の開催数。 ◇開催数、参加者の増加を図るため、2030年度（令和12年度）までに8件を目指します。
		消費生活相談の相談件数	○赤穂市消費生活センターに寄せられた年間の電話、来庁、文書、メールでの相談件数。 ◇相談内容の複雑化、多様化から相談件数は増加傾向にあり、2030年度（令和12年度）までに250件を目指します。

〈快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり〉

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明
⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する	まちづくり活動（地域に応じた土地利用の検討等）を行う団体数	○地区単位で土地利用計画の策定やまちづくり活動を行う団体数。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）までに 9 地域で各 1 団体を目標とします。
	開発行為等に対する指導	○宅地造成等の開発行為に係る申請書の兵庫県への進達件数。適正な指導を行い県へ進達することで、土地の適正な利活用を進めます。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）に累計 72 件を目標とします。
	地籍調査等実施済面積	○土地における地籍（土地に関する戸籍）の明確化を目的として、土地の所有者、地番、地目及び境界の調査と面積に関する測量を行い、制度の高い地図を作成すること。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）において、地籍調査等（地籍調査+国土調査法第 19 条 5 項地図）実施面積は 12.21km ² であります。今後、5 年間で 1km ² の進捗を進め、2030 年度（令和 12 年度）に 13.5km ² を目標とします。
	点検済橋梁数（3 巡目）	○市で管理している橋梁数（道路橋 393 橋、横断歩道橋 1 橋） ◇ 2 巡目は 2022 年度（令和 4 年度）で終了し、2023 年度（令和 5 年度）に策定した計画に基づき、2030 年度（令和 12 年度）までに全管理橋梁 394 橋の 3 巡目点検完了（道路橋 393 橋、横断歩道橋 1 橋）を目標とします。
⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する	区画整理区域内の都市計画道路の整備延長	○区画整理事業において整備中である都市計画道路の整備延長。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）において、2,227m の整備を目標とします。 [野中・砂子地区] 野中浜市線：1,200m、塩屋野中線：648m [有年地区] 有年駅北線：131m、有年駅南線：248m
	(都) 赤穂大橋線・唐船線の整備延長	○都市計画道路（赤穂大橋線：533m、唐船線：270m）の整備延長 ◇ (都) 赤穂大橋線においては、2030 年度（令和 12 年度）までに赤穂大橋までの 533m の整備完了を目標とします。
	市内循環バス利用者数	○市内循環バスを利用した年間の人数。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）実績値の 10% 増を目標とします。
(4) 快適で魅力ある都市空間の形成		

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明
(4) 快適で魅力ある都市空間の形成	⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する	圏域バス利用者数 ○圏域バスを利用した年間の人数。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）実績値の 10% 増を目標とします。 市内 JR 駅 1 日平均乗車客数 ○市内にある JR 5 駅の 1 日当たりの平均乗車客数。 ◇ コロナ禍前の水準（5,500 人）を目標とします。 デマンドタクシー利用者数 ○デマンドタクシーを利用した年間の人数。 ◇ 毎月 40 人、年間 480 人の利用を目標とします。
	⑬水とみどり豊かな都市をつくる	市民 1 人当たりの都市公園面積 ○市民 1 人当たりの都市公園面積とは、良好な都市環境を形成するため定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを判断する数値。 市内の都市公園面積÷住民基本台帳人口。 ◇ 現在、公園開設面積 193.7ha、1 人当たりの都市公園面積 43.5m ² /人。 2030 年度（令和 12 年度）に公園開設面積 194.4ha、1 人当たりの都市公園面積 47.9m ² /人を目標とします。
	赤穂こどもエコクラブ登録者数	○環境について学習する機会を提供するため、市内の小学校 4 年生～6 年生を対象に会員を募集し、登録した子どもの数。 ◇ 小学生全体の児童数の減少が見込まれますが、2030 年度（令和 12 年度）に 30 人を目標とします。
(5) 自然環境の保全と住環境の充実	⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	(県・市) 里山防災林整備事業実施箇所 ○地域の人口減少や高齢化により、里山の保全活動に支障をきたしているため、手入れ不足の森林を土地所有者に代わり整備し、災害に強い森づくりを行い、里山の豊かな自然環境を維持していく里山防災林整備事業の実施箇所数。 ◇ 県営事業の里山防災林整備事業は、県及び地元との調整が整った地域から順次実施していくものとし、2030 年度（令和 12 年度）に 2 箇所増の 9 箇所を目標とします。 ◇ 市の事業の里山防災林整備事業は、2030 年度（令和 12 年度）に 45 箇所を目標とします。
	市内大気環境監視局舎の設置数	○市内に設置している大気環境監視局の設置数。 ◇ 市内に設置している大気環境監視局は、2024 年度（令和 6 年度）が 8 箇所であり、今後の市内の大気環境監視体制を維持するため、2030 年度（令和 12 年度）において現在の 8 箇所から減局することなく、現状維持することを目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(5) 自然環境の保全と住環境の充実	⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	千種川定期水質調査地点	○千種川で年4回実施している定期水質調査の調査地点数。 ◇千種川の水質調査地点数を2021年度(令和3年度)より7箇所に増加しており、今後も継続的に調査を行うことで、2030年度(令和12年度)において現在の7箇所の継続を目指します。
		ごみ排出量	○ごみ排出量は、年間の一般廃棄物の「直営収集量」+「自己搬入量」+「資源ごみ集団回収量」。 ◇前期基本計画の2025年度(令和7年度)目標値に対し、2024年度(令和6年度)のごみ排出量の実績は、約14.3%減となっています。2030年度(令和12年度)においては、前期基本計画の2030年度(令和12年度)目標値から15%の減を目指します。
		廃棄物再生利用率(資源化率)	○廃棄物再生利用率は、(ごみ処理施設資源化量+資源ごみ集団回収量) / (ごみの総処理量+資源ごみ集団回収量) × 100。 ◇一般廃棄物における全国平均のリサイクル率が2023年度(令和5年度)19.5%となっており、2030年度(令和12年度)までに廃棄物再生利用率(資源化率)20%を目指します。
		水道配水池の更新(耐震化)率	○浄水場から送り出された水を一時的に貯めておく市内配水池における総容量に対する耐震性のある配水池の総容量の割合。 ◇2030年度(令和12年度)までに、市内配水池総容量の85.8%にあたる16,683m ³ の耐震化を目指します。
		水道管路の更新(耐震化)率	○φ75mm以上の管路の総延長に対する耐震性のある管路の割合。 ◇2030年度(令和12年度)までに、φ75mm以上の管路の総延長の20.0%にあたる62,570mの耐震化を目指します。
		汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設	○現在、耐震化済み施設は、赤穂下水管理センター管理棟・古池・大泊・小島・はりま台の5処理場と真殿中継ポンプ場、農業集落排水処理施設の5処理施設(11箇所/31箇所)。 ◇2030年度(令和12年度)までに赤穂下水管理センター汚泥棟・汚泥消化設備・加里屋中継ポンプ場・浜田中継ポンプ場・尾崎中継ポンプ場の耐震化工事を行い、16箇所/31箇所を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(5) 自然環境の保全と住環境の充実	⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	汚水管路の耐震化率	○汚水管路の総延長に対する耐震性のある管路の割合。 ◇2030年度(令和12年度)までに耐震化率18.1%にあたる75,550mの耐震化を目指します。
		区画整理事業の進捗(野中・砂子)	○区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ◇総事業費7,239,000千円に対し、2024年度(令和6年度)末の執行事業費である4,242,888千円の58.6%を基準値とし、2030年度(令和12年度)末には執行事業費7,061,098千円の97.5%を目指します。
	⑮快適で潤いのある住環境をつくる	区画整理事業の進捗(有年)	○区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ◇総事業費7,705,000千円に対し、2024年度(令和6年度)末の執行事業費である6,477,485千円の84.1%を基準値とし、2030年度(令和12年度)末には執行事業費7,358,660千円の95.5%を目指します。
		特定空家等の解決率	○周辺に悪影響を及ぼす空き家等(特定空家等)の解決率。 ◇2030年度(令和12年度)に特定空家等の解決率85%を目指します。
		空き家情報バンクの新規登録物件数	○赤穂市空き家情報バンクに登録された年間の空き家件数。 ◇2024年度(令和6年度)に登録された件数をベースに登録件数増を目指します。
		空家活用支援事業補助金の交付件数	○補助制度による空き家の活用件数の累計。 ◇2025年度(令和7年度)以降、年間8件の補助金を交付し、2030年度(令和12年度)までに累計74件の空き家の活用を図ることを目指します。
		市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導	○市街地景観形成地区内建築行為等の届出及び景観重要建築物の現状変更届出に伴う助言・指導件数の累計。 ◇年間4件の助言・指導を見込み、2030年度(令和12年度)に累計65件を目指します。
大規模建築物等行為に対する助言・指導	○赤穂市都市景観の形成に関する条例に係る大規模建築物等行為に対する助言・指導件数(工作物・広告物含)の累計。大規模建築物等は景観に与える影響が大きいため適切な指導等を実施し、快適で美しい都市景観の保全を図ります。 ◇2025年度(令和7年度)以降年間8件を見込み、2030年度(令和12年度)に累計86件を目指します。		

〈元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり〉

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明	
(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑩活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する	認定農業者数	○認定農業者を育成することにより、農地の集積・集約による有効利用を推進し、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ◇今後、認定農業者の高齢化により人数が減少することが予測されるため、現在の基準値を維持することを目指します。
		認定新規就農者数(累計)	○認定新規就農者には、5年間の認定期間が定められており、現在認定を受けている新規就農者は、認定農業者への移行を促すこととなります。 ◇地域との連携や助成制度の活用等によりスムーズな就農を支援し、新たな認定新規就農者の確保を推進するため、2030年度(令和12年度)の目標値は、4人増の6人を目指します。
		漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数)	○漁船漁業による漁獲高の減少や高齢化による引退等により、漁業の担い手である赤穂市漁協の組合員数は大幅な減少傾向にあります。 ◇比較的漁獲高が安定している牡蠣等の養殖業の生産量を維持するとともに、高付加価値化等による収益性の向上や経営の安定化を図り、後継者の確保に取り組むため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2024年度(令和6年度)から現状維持の59人を目指します。
		猟友会会員数	○猟友会は、有害鳥獣の捕獲等により、農作物被害の防止を担っていますが、会員数は減少傾向にあり、現役の会員も高齢化により、今後大幅な減少が見込まれます。 ◇猟友会による捕獲活動費や狩猟免許の取得・更新等の費用を補助するとともに、猟友会の活動のPR等を通じ、猟友会会員の確保を図るため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2024年度(令和6年度)から現状維持の52人を目指します。
		担い手への農地の集積率	○農地の集積率は、農業振興地域内の貸付面積／農業振興地域内の農地面積。担い手への農地の集積・集約を推進することで、農地の有効利用による、生産性・収益性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ◇全体面積を現時点の農業振興地域内の農地面積と、新田地区の農業振興地域指定予定地内の農地面積の合計とする。 貸付面積は現時点の農業振興地域内の貸付面積と、年平均貸付増加面積及び新田地区の貸付面積の合計とする。 農地の集積・集約化を促進し、農地の集積率52%を目指します。

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明	
(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑩活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する	多面的機能支払交付金事業 活動組織数 ○ため池や用排水路、農道など土地改良施設の維持管理活動を行う地元活動組織に対し、継続的な活動となるよう交付金により支援を行った組織数。地域の人口減少や高齢化により、農村集落環境の保全活動に支障をきたしています。 ◇今後の高齢化により農業者の減少が予測されており、活動組織の存続が課題となっていくため、現在の活動組織数である20組織を将来的に維持していくことを目指します。	
	⑪地域産業を振興し就労環境を充実する	新たに活用された工場用地面積	○企業誘致のため、工場用地情報バンク制度を活用する等、工業系用途地域における未利用地の有効活用を図ります。 ◇まずは中広地区に位置する準工業地域4haを工場用地として活用できることを目指し、工業系用途地域の利活用を促進します。
		ふるさと納税の返礼品を製造・生産する企業の誘致件数	○拡大を続けるふるさと納税市場で、市の魅力発信と財源確保のため、新たな返礼品の開発は急務です。 ◇赤穂市内においては、ふるさと納税返礼品の掘り起こしが一定程度完了していることから、新たな返礼品を製造・生産する企業等の誘致に取り組み、雇用の創出と市財政の改善を図ります。
⑪地域産業を振興し就労環境を充実する	中心市街地に新たに設置されたオフィス数	○市内で若者が働く選択肢を増やすためには、魅力的なオフィスの創出が不可欠です。中心市街地にどれだけ新しいオフィスが生まれているかを計る指標であり、まちなかに仕事と人の流れを創出するための環境整備の進捗を図ります。 ◇「若者に選ばれるまち」を実現するため、創業補助金の活用や創業支援拠点の整備等を進め、2030年度(令和12年度)までに大学卒業人材が魅力を感じるデジタル分野等の職場の創出を目指します。	
	商店街の店舗数	○商店街は赤穂のにぎわいの中心であり、地域経済の象徴です。商店街の店舗数は、空き店舗の進行状況や新規出店など、まちなかの活力を直接反映する重要な指標であり、創業支援の成果がまちなかの姿として表れているかを測ります。 ◇「新しい挑戦がまちなかで生まれ続けるまち」を実現するため、商店街の空き店舗を活用した創業や既存事業の継続を支える体制を強化し、2030年度(令和12年度)までに96店舗の維持・確保を目指します。	

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(6) 活力とにぎわいの ある地域産業の振興	⑰地域産業を振興し就労環境を充実する	市内の創業者数 (創業支援等事業計画に基づく件数)	○地域に新しい仕事と価値を生み出すうえで、創業者数は重要な指標の一つです。 国認定の「創業支援等事業計画」における創業者数により、市内で新しい事業に挑戦する人がどれだけ増えているかを計り、市内に挑戦する機運が醸成されているかを確認します。 ◇多様な創業が継続的に生まれるまちを実現するため、「創業補助金」による資金面の支援と、「創業支援拠点」による相談・交流・伴走支援の両輪で創業を促進し、2030年度（令和12年度）までに県内平均以上かつ全国開業率の半数程度の年間40件の創業を目指します。
		雇用対策事業により創出された雇用者数	○市内の製造業をはじめとした多くの工場においては、少子化等により高校卒業人材の獲得が喫緊の課題となっています。 工場見学バスツアーや企業合同説明会等を通じて、どれだけ市内企業の雇用を創出したか計る指標であり、市の取組が企業の採用活動に貢献できているかを確認します。 ◇市の地域経済を支える市内企業の持続的な発展を支援するため、高校卒業人材獲得のための多角的な取組を展開し、2030年度（令和12年度）までに、累計79名の雇用創出を目指します。
	⑱魅力と集客力のある観光を振興する	観光消費額	○観光入込客1人の1回の旅行における市内での消費額。 ◇2023年度（令和5年度）の実績値を基準に、2030年度（令和12年度）には30,000円を目指します。
宿泊者数		○赤穂市内の宿泊施設における宿泊者数。 ◇2023年度（令和5年度）の実績値を基礎とし、アウトドア施設利用の宿泊者動向の落ち着きも踏まえて、2030年度（令和12年度）には35万人を目指します。	
観光ポータルサイト 月間平均アクセス数		○（一社）赤穂観光協会のホームページ等への月間平均アクセス数。 ◇現状値は2024年度（令和6年度）の月間平均アクセス数。2030年度（令和12年度）に82,000回を目指します。	
(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	⑲特色ある地域間交流を推進する	忠臣蔵にゆかりのある都市との交流事業数	○地域間交流の推進を図るための指数。 ◇現在、笠間市、山鹿市及び高梁市と文化交流事業を、西尾市、京都市山科区及び砂川市とスポーツ交流事業を実施しており（6市6事業）、今後新たに文化・スポーツ各1事業の増を目指すことで地域間交流の推進を図ります。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	⑲特色ある地域間交流を推進する	赤穂市国際交流協会個人・団体会員数	○赤穂市国際交流協会に参加する個人及び団体の会員数。 ◇国際理解の推進のため、会員数の増加を目標として周知を図り、2024年度（令和6年度）をベースに会員数の増加を目指します。
		日本語教室の参加者数	○日本語学習を希望する外国人のための教室の年間の参加人数。 ◇在住外国人の日本語学習支援を推進するため、2024年度（令和6年度）をベースに受講者数の増加を目指します。
		広域協議会等への提案で実現した事業数	○西播磨市町長会や兵庫県副市長会など広域協議会等への提案で実現した事業数。 ◇2030年度（令和12年度）までに2件の事業を実現することを目指します。
	⑳住み続けたい赤穂市の魅力で移住・定住を促進する	定住相談会等の実施・参加・出展数	○赤穂の魅力を発信する定住相談会等の実施・参加・出展回数。 ◇2024年度（令和6年度）をベースに回数増を目指します。
お試し暮らし住宅利用件数		○「住むのにちょうどいいまち赤穂」を体感してもらうためのお試し暮らし住宅の年間の利用件数。 ◇ホームページでのPRのほか、定住相談会等に参加し、移住を検討されている方に利用を勧めており、2024年度（令和6年度）実績をベースに、相談会等の回数増を加味し、2030年度（令和12年度）に50件を目指します。	

〈人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり〉

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明
(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進	子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	○各幼稚園が実施している「保護者アンケート」の「子どもは喜んで幼稚園に通っている」という設問に「よく当てはまる」「やや当てはまる」と答えた保護者の割合。 ◇「幼稚園の教育内容の充実」を達成するための指標として、2030年度（令和12年度）に100%を目指します。
	「明日も行きたい」と思える学校づくり	○全国学力学習状況調査の設問「学校に行くのは楽しいと思うか」の回答から、子どもたちの登校意欲を把握する。 ◇子どもたちの登校意欲を把握し、その向上を目指します。
	地域や社会に貢献したいと考える児童・生徒の割合	○全国学力学習状況調査の設問「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思うか」の回答から、子どもたちが地域や社会に良い形で参加しようとする意欲を把握する。 ◇各学校区に関する学習を通して地域を愛する意識を醸成し、地域や社会に貢献したいと考える小中学生の割合を、2030年度（令和12年度）に約8%の増加を目指します。
	体力・運動能力調査結果の向上	○小中学生の新体力テスト実施結果から、全8種目のうち全国平均・県平均と比較。 ◇2019年度（令和元年度）の結果では、小・中学校共に6割を超える種目が県平均を上回っていますが、実施年度によって平均値の変動が激しいため、日常の運動機会を十分に確保し、基礎体力の向上を図ることを目指します。そのため、2030年度（令和12年度）には全ての校種・学年において7割以上の種目で県平均を上回るよう、取り組みます。
	「自己肯定感」を感じる児童・生徒の割合	○全国学力学習状況調査の設問「自分にはよいところがあると思うか」の回答から、学校・家庭・地域の関わりが、子どもたちの健全な育成（＝自己肯定感）につながっているか把握する。 ◇学校・家庭・地域の関わりが、子どもたちの健全な育成（＝自己肯定感）につながっているかを計り、その向上を目指します。
	「いじめ」を否定する児童・生徒の割合	○全国学力学習状況調査の設問「いじめはどんな理由があってもいけないか」の回答から、子どもが安心して生活できる環境がつけられているかを把握する。 ◇子どもが安心して生活できる環境がつけられているかを確認し、2030年度（令和12年度）に100%を目指します。
②①夢と志を育むことのできる教育環境をつくる		
②②未来を拓く青少年の若い力を育てる		

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明
(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	公民館登録サークル利用者数	○市内9公民館で活動する公民館登録サークルの年間利用者数。 ◇公民館登録サークルは主に65歳以上の高齢者を中心とした自主的に学び交流を行う場であり、目標値の設定には高齢者人口の推移が影響します。現在においても、担い手の高齢化等の影響が少なからず現れており、新たに立ち上げる団体への支援等を行い、2030年度（令和12年度）にコロナ禍前の利用者数の水準である43,000人を目指します。
	図書館における活動団体数	○図書館活動における登録団体については、現在図書館ボランティア団体（読み聞かせ・点字・朗読）、市内の学校園所、各施設、研究会等の65団体が登録し、各団体において図書館や図書館資料を活用し読書や研究活動等を行っています。 ◇1年に1～2団体が登録しており、2030年度（令和12年度）には75団体を目指します。
	各種スポーツ施設の利用者数	○市民のスポーツ実施率の向上を計るための指数として、市民総合体育館、城南緑地運動施設、元禄・海浜スポーツセンター、野外活動センター、青少年武道館などのスポーツ施設の年間利用者数。 ◇2030年度（令和12年度）に530,000人を目指します。
	スポーツ大会の参加人数	○市民のスポーツ意欲を計る指数として、市民体育祭、その他スポーツイベントの年間参加者数。 ◇2030年度（令和12年度）に11,000人を目指します。
	スポーツ少年団登録者数	○市内小学生のスポーツ実施率を計る指数として、スポーツ少年団登録者数。 ◇2030年度（令和12年度）に、コロナ禍前の水準の750人を目指します。
	中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数	○部活動の地域展開に伴う、地域における市内中学生のスポーツ・文化活動の認定地域クラブ活動団体数。 ◇2030年度（令和12年度）に基準値から2倍強の増加を目指します。
	地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数	○地域と連携したイベント等を推進するため、「赤穂トレックウォーク」イベントの参加者数。 ◇2030年度（令和12年度）に100人を目指します。
	②③生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	②4互いが尊重しあ いすべての人が 自分らしく生き ることができる 社会を実現する	地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数	○地域団体や企業等が実施している啓発事業の年間参加人数。 ◇2024年度(令和6年度)をベースに、毎年200名ずつ増やすことを目指します。
		フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数	○行政と各種団体が連携し実施している啓発事業の年間参加人数。 ◇DV講演会において、2019年度(令和元年度)以降は対象者を中学生にまで広げて開催しており、他の事業の参加者を含め、2030年度(令和12年度)に900人を目指します。
		女性問題相談・女性専門相談の件数	○男女共同参画社会の実現に向けて、個人より相談を受けた年間相談件数。 ◇2024年度(令和6年度)をベースに、困難女性支援等多様な相談に対応できるよう、取り組みます。
	②5歴史文化遺産を 保存継承し未来 に向けて活用す る	文化財公開施設(6箇所)の入館(園)者数	○文化財公開施設(赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、旧坂越浦会所、赤穂市立有年考古館、東有年・沖田遺跡公園、有年原・田中遺跡公園)の年間の入館(園)者数。 ◇2019年度(令和元年度)の直近3年間の平均値を2030年度(令和12年度)目標値として目指します。
		赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	○指標は、赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率で、全体事業費と整備済事業費の割合。赤穂城跡公園は城壁、土塁や種々の遺構が存在し、市民の憩いの場、観光資源、そして、赤穂市のシンボルとして重要な位置を占めており、これらの保存活用を図り、市民が憩い誇れる場所としての整備を行うことを目的としています。 ◇2024年度(令和6年度)以降は西中門周辺整備及び土塀漆喰工事等を実施予定であり、2030年度(令和12年度)の完成を目指します。
		市民1人当たりの文化会館利用回数	○文化会館の入場者数を市民1人当たりで積算した年間利用回数。 ◇2030年度(令和12年度)に、コロナ禍前の水準である2.4回を目指します。
	②6地域の多様なコ ミュニティ活動 を活性化する	まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員	○まちづくり連絡(推進)協議会が実施する事業への年間参加者数。 ◇コミュニティ活動の活性化の指標として、2024年度(令和6年度)をベースに参加者の増加を目指します。
		コミュニティセンター等(2箇所)の延べ利用人数	○福浦コミュニティセンター、有年原校区多目的施設の年間利用者数。 ◇コミュニティ活動の活性化の指標として、2024年度(令和6年度)をベースに利用者の増加を目指します。

政策・施策名		指標名	指標・目標値説明
(10) 市民と協働する市 政運営の推進	②7市民に開かれた 健全で効率的な 行財政運営を推 進する	電子申請の利用状況	○行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を計る指標として、電子申請(オンライン手続)の年間利用件数。 ◇2024年度(令和6年度)の電子申請(オンライン手続)利用件数をベースに、2030年度(令和12年度)に年間100,000件を目指します。
		マイナンバーカードの保有枚数率	○行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を見る上で、電子申請等の本人確認が必要となるマイナンバーカードの保有枚数率。 保有枚数は、交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた、現に保有されているカードの枚数。 ◇2030年度(令和12年度)に95%を目指します。
		ホームページの年間アクセス件数	○ホームページ(全ページ)のアクセス件数。 ◇2030年度(令和12年度)に2,798,000件を目指します。
		各種SNS登録者人数	○LINE、Instagram、Facebook、YouTube等赤穂市公式SNSの登録者人数。 ◇2030年度(令和12年度)に33,840人を目指します。
		市長との直接対話集会等	○市長と直接対話する集会の年間開催件数。 ◇自治会連合会をはじめ各種団体の会議や市広報等で積極的にPRに努め、月1回~2回開催をし、2030年度(令和12年度)に20回の開催を目指します。
		審議会等委員公募の実施割合	○委員公募を実施した審議会等の割合。 ◇市民の市政参画を促進するため、2024年度(令和6年度)をベースに審議会等委員公募の実施割合の増加を目指します。
		関西福祉大学と連携した事業数	○関西福祉大学との連携を進め、相互に協力して実施する連携事業数。 ◇2030年度(令和12年度)までに年間75件の連携事業の実施を目指します。
		包括連携協定締結企業等との連携事業数	○民間企業等との連携を進め、相互に協力して地域課題の解決に取り組むため、包括連携協定に基づき実施する連携事業数。 ◇2025年度(令和7年度)以降、年間1件の連携事業を実施し、2030年度(令和12年度)までに累計32件の連携事業の実施を目指します。
		実質公債費比率	○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ◇令和6年度実施計画における見通しを踏まえ、2030年度(令和12年度)に8.0%~9.0%を目指します。

政策・施策名	指標名	指標・目標値説明
(10) 市民と協働する市政運営の推進	⑰市民に開かれた健全で効率的な行政運営を推進する	将来負担比率 ○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ◇財政計画をベースに算出。

赤穂市総合戦略目標指標一覧

【KGI】

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本戦略1 地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる	1人当たり市民所得	○市町村税課税状況等の調べにおける総所得金額等を納税義務者数で除した数値。 ◇基準値をベースに20%の増を目指します。
	法人市民税(均等割)課税法人数及び従業員数	○市町村税課税状況等の調べにおける法人市民税均等割が課税されている法人数と、その従業員数。 ◇法人数は毎年10法人の増、従業員数はコロナ禍前の水準を目指します。
基本戦略2 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる	観光入込客数	○赤穂市に観光等で訪れた者の総数。 ◇基準値をベースに毎年、対前年度比5%の増を目指します。
	社会増減(転入-転出)数	[兵庫県の人口の動き]における「転入者数」及び「転出者数」。 ◇2035年(令和17年)までに、転出入の均衡を目指します。
	転入者数 転出者数	
基本戦略3 子どもを産み育てやすいまちをつくる	出生数	○[兵庫県の人口の動き]における令和6年中の「出生数」。 ◇合計特殊出生率について、2040年(令和22年)に1.6を目指します。
	年少人口	○[赤穂市年齢別人口統計表]における0~14歳の人口。 ◇将来展望人口(人口ビジョン)の趨勢予測人口を目指します。
基本戦略4 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる	健康寿命	○健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。 ◇国の「健康日本21」における指標・目標値を目指します。
	赤穂市に愛着を持っている人の割合	○2030赤穂市総合計画の見直しに係る中高生アンケートにおける「まちの愛着度」の設問について、「大好き」又は「どちらかといえば好き」と答えた割合。 ◇2030年度の数値は、年齢要件を設けずアンケートを実施予定。最終的には100%を目標に、段階的に90%を目指します。

【基本戦略 1 地域資源を活かし、価値を生み出すまちをつくる】

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本戦略 1 産業の振興	認定農業者数	○認定農業者を育成することにより、農地の集積・集約による有効利用を推進し、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ◇今後、認定農業者の高齢化により人数が減少することが予測されるため、現在の基準値を維持することを目指します。
	認定新規農業者数 (累計)	○認定新規就農者には、5年間の認定期間が定められており、現在認定を受けている新規就農者は、認定農業者への移行を促すこととなります。 ◇地域との連携や助成制度の活用等によりスムーズな就農を支援し、新たな認定新規就農者の確保を推進するため、2030年度(令和12年度)の目標値は、4人増の6人を目指します。
	漁業従事者数 (赤穂市漁協組合員数)	○漁船漁業による漁獲高の減少や高齢化による引退等により、漁業の担い手である赤穂市漁協の組合員数は大幅な減少傾向にあります。 ◇比較的漁獲高が安定している牡蠣等の養殖業の生産量を維持するとともに、高付加価値化等による収益性の向上や経営の安定化を図り、後継者の確保に取り組むため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2024年度(令和6年度)から現状維持の59人を目指します。
	担い手への農地の集積率	○農地の集積率は、農業振興地域内の貸付面積/農業振興地域内の農地面積。担い手への農地の集積・集約を推進することで、農地の有効利用による、生産性・収益性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ◇全体面積を現時点の農業振興地域内の農地面積と、新田地区の農業振興地域指定予定地内の農地面積の合計とする。 貸付面積は現時点の農業振興地域内の貸付面積と、年平均貸付増加面積及び新田地区の貸付面積の合計とする。 農地の集積・集約化を促進し、農地の集積率52%を目指します。
	多面的機能支払交付金事業 活動組織数	○ため池や用排水路、農道など土地改良施設の維持管理活動を行う地元活動組織に対し、継続的な活動となるよう交付金により支援を行った組織数。地域の人口減少や高齢化により、農村集落環境の保全活動に支障をきたしています。 ◇今後の高齢化により農業者の減少が予測されており、活動組織の存続が課題となっていくため、現在の活動組織数である20組織を将来的に維持していくことを目指します。
	赤穂ブランド育成支援モデル事業補助金の活用(累計)	○赤穂ブランド育成支援モデル事業補助金の活用件数の累計。 ◇2021年度(令和3年度)から2024年度(令和6年度)までの4年間に累計7件の活用件数があったため、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までは年間2件の、累計10件を目指します。
	国・県の制度を利用したスマート農業の補助事業採択件数(累計)	○国・県の補助制度を利用したスマート農機具購入等事業採択件数の累計。 ◇2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間に累計9件の活用件数があったため、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までは年間2件の、累計10件を目指します。

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本戦略 1 産業の振興	新たに活用された工場用地面積	○企業誘致のため、工場用地情報バンク制度を活用する等、工業系用途地域における未利用地の有効活用を図ります。 ◇まずは中広地区に位置する準工業地域4haを工場用地として活用できることを目指し、工業系用途地域の利活用を促進します。
	ふるさと納税の返礼品を製造・生産する企業の誘致件数	○拡大を続けるふるさと納税市場で、市の魅力発信と財源確保のため、新たな返礼品の開発は急務です。 ◇赤穂市内においては、ふるさと納税返礼品の掘り起こしが一定程度完了していることから、新たな返礼品を製造・生産する企業等の誘致に取り組み、雇用の創出と市財政の改善を図ります。
	ふるさと納税を入り口にした関係人口の人数	○赤穂市に対して、3年度間に複数回寄付(ふるさと納税)した者を「関係人口」と定義し、当該人数を算出することで関係人口の人数を測定する。 ◇2022年度(令和4年度)2,501人から2024年度(令和6年度)4,184人に増加していることから、単年度当たり約841人の増加を見込み、2030年度(令和12年度)に9,230人を目指します。
基本戦略 2 多様な就業機会の創出	中心市街地に新たに設置されたオフィス数	○市内で若者が働く選択肢を増やすためには、魅力的なオフィスの創出が不可欠です。 中心市街地にどれだけ新しいオフィスが生まれているかを計る指標であり、まちなかに仕事と人の流れを創出するための環境整備の進捗を図ります。 ◇「若者に選ばれるまち」を実現するため、創業補助金の活用や創業支援拠点の整備を進め、2030年度(令和12年度)までに大学卒業人材が魅力を感じるデジタル分野等の職場の創出を目指します。
	雇用対策事業により創出された雇用者数	○市内の製造業をはじめとした多くの工場においては、少子化等により高校卒業人材の獲得が喫緊の課題となっています。 工場見学バスツアーや企業合同説明会等を通じて、どれだけ市内企業の雇用を創出したか計る指標であり、市の取組が企業の採用活動に貢献できているかを確認します。 ◇市の地域経済を支える市内企業の持続的な発展を支援するため、高校卒業人材獲得のための多角的な取組を展開し、2030年度(令和12年度)までに、累計79名の雇用創出を目指します。
	市内の創業者数(創業支援等事業計画に基づく件数)	○地域に新しい仕事と価値を生み出すうえで、創業者数は非常に重要な指標の一つです。 国認定の「創業支援等事業計画」における創業者数により、市内で新しい事業に挑戦する人がどれだけ増えているかを計り、市内に挑戦する機運が醸成されているかを確認します。 ◇多様な創業が継続的に生まれるまちを実現するため、「創業補助金」による資金面の支援と、「創業支援拠点」による相談・交流・伴走支援の両輪で創業を促進し、2030年度(令和12年度)までに県内平均以上かつ全国開業率の半数程度の年間40件の創業を目指します。

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策 2 多様な就業 機会の創出	人材育成・仕事マッチング拠点による女性支援数	○誰もが自分らしい働き方を選べるようになるためには、家庭環境などにより働き方が限定されがちな女性が、安心してキャリアを築ける場を持てるかが重要です。 市内の女性が新しい働き方に挑戦するためにどれくらい支援を受けたかを示す指標であり、自分らしいキャリアの実現ができる環境整備の進捗を図ります。 ◇市内の女性が自分らしく多様な働き方ができるまちを実現するため、働き方の相談・スキル習得・仕事獲得までの一体的な支援が受けられる「キャリア支援拠点」を整備し、2030年度（令和12年度）までに45名に対する支援を実施します。
	新規就農に係る面談回数	○新たな農業の担い手確保のための新規就農希望者の面談回数の累計。 ◇2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までを年6回の5年間で30回を基準値として、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までを年10回の5年間で50回を目指します。

【基本戦略 2 人が行き交い、暮らしたくなるまちをつくる】

基本戦略	指標名	指標・目標値説明	
基本施策 1 観光・関係人口の創出	観光消費額	○観光入込客1人の1回の旅行における市内での消費額。 ◇2023年度（令和5年度）の実績値を基準に、2030年度（令和12年度）には30,000円を目指します。	
	宿泊者数	○赤穂市内の宿泊施設における宿泊者数。 ◇2023年度（令和5年度）の実績値を基礎とし、アウトドア施設利用の宿泊者動向の落ち着きも踏まえて、2030年度（令和12年度）には35万人を目指します。	
	観光ポータルサイト月間平均アクセス数	○（一社）赤穂観光協会のホームページ等への月間平均アクセス数。 ◇現状値は2024年度（令和6年度）の月間平均アクセス数。2030年度（令和12年度）に82,000回を目指します。	
	来訪者満足度	○赤穂市内で観光や宿泊された方に対するアンケート結果。 ◇2030年度（令和12年度）に80%を目指します。	
	外国人宿泊者数	○赤穂市内の宿泊施設における外国人の宿泊者数。 ◇2030年度（令和12年度）に5,200人を目指します。	
	忠臣蔵にゆかりのある都市との交流事業数	○地域間交流の推進を図るための指数。 ◇現在、笠間市、山鹿市及び高梁市と文化交流事業を、西尾市、京都市山科区及び砂川市とスポーツ交流事業を実施しており（6市6事業）、今後新たに文化・スポーツ各1事業の増を目指すことで地域間交流の推進を図ります。	
	文化施設（4施設）の入館者数	○民俗資料館、歴史博物館、美術工芸館、海洋科学館の4館の入館者数。 ◇コロナ禍に入館者数が減少しており、コロナ禍前の水準である70,000人を目指します。	
	地域イベントへの農水産物出店参加回数	○近隣市町等のイベントへの出店回数。 ◇2030年度（令和12年度）に年4回の出店を目指します。	
	基本施策 2 転入・定住のしくみと魅力創出	定住相談会等の実施・参加・出展数	○赤穂の魅力を発信する定住相談会等の実施・参加・出展回数。 ◇2024年度（令和6年度）をベースに回数増を目指します。
		空き家情報バンクの新規登録物件数	○赤穂市空き家情報バンクに登録された空き家件数。 ◇2024年度（令和6年度）に登録された件数をベースに登録件数増を目指します。
お試し暮らし住宅利用件数		○「住むのにちょうどいいまち赤穂」を体感してもらうためのお試し暮らし住宅の年間の利用件数。 ◇ホームページでのPRのほか、定住相談会等に参加し、移住を検討されている方に利用を勧めており、2024年度（令和6年度）実績をベースに、相談会等の回数増を加味し、2030年度（令和12年度）に50件を目指します。	
お試し暮らし住宅利用者の移住世帯数累計		○お試し暮らし住宅の利用者のうち、本市に移住した世帯累計。 ◇2030年度（令和12年度）には42世帯を目指します。	

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策2 転入・定住の しくみと 魅力創出	区画整理事業の進捗 (野中・砂子)	○区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ◇総事業費 7,239,000 千円に対し、2024 年度（令和 6 年度）末の 執行业業費である 4,242,888 千円の 58.6%を基準値とし、2030 年度（令和 12 年度）末には執行业業費 7,061,098 千円の 97.5 %を目指します。
	区画整理事業の進捗 (有年)	○区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ◇総事業費 7,705,000 千円に対し、2024 年度（令和 6 年度）末の 執行业業費である 6,477,485 千円の 84.1%を基準値とし、2030 年度（令和 12 年度）末には執行业業費 7,358,660 千円の 95.5 %を目指します。
	空家活用支援事業補助 金の交付件数（累計）	○補助制度による空き家の活用件数の累計。 ◇2025 年度（令和 7 年度）以降、年間 8 件の補助金を交付し、 2030 年度（令和 12 年度）までに累計 74 件の空き家の活用を図 ることを目指します。
	古民家再生促進支援補 助金の交付件数（累計）	○空き家の古民家等を改修し地域交流施設等として活用するものに 補助金を交付した件数であり、地域資源を活用した成果を示す指標。 ◇2025 年度（令和 7 年度）以降、年間 1 件の補助金を交付し、 2030 年度（令和 12 年度）までに累計 11 件の活用を図ることを 目指します。
	空家等活用促進特別区 域における空き家活用 件数（累計）	○空家等活用促進特別区域において、地域景観の保全を行うとともに、 移住・定住及び交流を促進し、地域活性化を図るための指標。 ◇2030 年度（令和 12 年度）までに累計 15 件の活用を図ることを 目指します。
基本施策3 アクセシビ リティの維持・ 向上	コミュニティバス利用 者数（市内循環バス・ 圏域バス）	○コミュニティバスを利用した年間の人数。 ◇2024 年度（令和 6 年度）実績値の 10%増を目指します。
	市内 JR 駅 1 日平均乗車客数	○市内にある JR 5 駅の 1 日当たりの平均乗車客数。 ◇コロナ禍前の水準（5,500 人）を目指します。
	デマンドタクシー 利用者数	○デマンドタクシーを利用した年間の人数。 ◇毎月 40 人、年間 480 人の利用者を目指します。
	モビリティ・マネジメ ント参加人数	○モビリティ・マネジメントとは、個々の移動（モビリティ）が、 過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する状態に変化 するなど、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化す ることを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。 ◇年間の参加者数を 40 人とし、5 年間で延べ 200 人以上の参加を 目指します。

【基本戦略3 こどもを産み育てやすいまちをつくる】

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策1 こどもを産み 育てやすい環 境づくり	子育てしやすい環境に あると思う人の割合 (5年ごとにニーズ調 査)	○こども計画の策定に当たって、5年ごとに実施しているニーズ調 査の中の子育て環境の満足度。 ◇子ども・子育て会議において今後の国の施策や本市の取組等も考 慮し、第2期子ども・子育て支援事業計画の目標値を維持するこ ととしており、95%を目指します。
	保育所待機児童の数 (4月1日現在)	○こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく4月 1日現在の集計値。 ◇子育てと仕事を両立できる環境づくりの一環として、幼稚園で預 かり保育を実施し、保育所においては、保育士の確保に努めるなど、 幼稚園・保育所が一体となって教育・保育ニーズへの対応を行っ ており、それら取組の成果として保育所待機児童0人を目指します。
	産婦健康診査 2回受診率	○出産後、産婦が産婦健康診査を2回受診した割合。 ◇産婦健康診査は、2回の受診が国の指針で示されており、助成券 を配布しています。この健康診査は、産婦の身体的・精神的な健 康状態をみるために必要であることから、すべての産婦の2回受 診を目指します。
	新生児訪問時における エジンバラ産後うつ病 質問票が9点以上の 産婦の割合	○エジンバラ産後うつ病質問票は、児童虐待のリスクを判定する目 安の一つ。産後うつ病のリスクは、9点以上になると危険度が高い。 ◇2024年度（令和6年度）の直近値が5.3%であることから、そ れ以下となる5%以下を目指します。
	スポーツ少年団 登録者数	○市内小学生のスポーツ実施率を計る指数として、スポーツ少年団 登録者数。 ◇2030年度（令和12年度）に、コロナ禍前の水準の750人を目 指します。
	中学校部活動 地域展開の 認定地域クラブ 活動団体数	○部活動の地域展開に伴う、地域における市内中学生のスポーツ・ 文化活動の認定地域クラブ活動団体数。 ◇2030年度（令和12年度）に基準値から2倍強の増加を目指し ます。
	産後退院してからの1 か月程度、助産師や保 健師等からの指導・ケ アを十分受けることが できた人の割合	○助産師等が母親の身体的回復や心理的な安定を促進することで、 母子及び家族が健やかに生活を送ることができた割合。 ◇すべての産婦が産後安心して育児ができる環境づくりを目指し ます。
	アフタースクール 登録児童数	○アフタースクールに利用登録した児童数。 ◇働き方の多様化や女性の活躍推進等によりニーズは高くなって いるため、引き続き受入体制を整備し、2024年度（令和6年度） から35人増の568人を目指します。
	基本施策2 いのちを守る 安全な環境づ くり	○耐震性を満たしている住宅（新耐震基準住宅、旧耐震基準住宅で 耐震性を満たしているもの及び耐震改修実施済みの合計）が住宅 の総数に占める割合。 ◇基準値は住宅・土地統計調査に基づく住宅耐震化率の推計値であり、 2030年度（令和12年度）に99%を目指します。

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策2 いのちを守る 安全な環境づくり	赤穂市防災情報ネット (ひょうご防災ネット) 登録数	○大規模化、多様化する災害での被害を未然に防ぐ手段の一つとして、正確な情報を早く伝達することは非常に重要であり、様々な情報伝達手段の一つとしてメールやアプリによる情報伝達は、早く個々に正確に伝達できる手段です。市民に防災ネット登録を促進し、情報伝達手段を確保することで、災害被害を軽減させます。 ◇登録者数は当初の計画を上回る伸びで推移しており、現状を踏まえ、年間で約400人の増を目指します。
	犯罪認知件数	○市内で発生した年間の犯罪の認知件数。 ◇市内の犯罪認知件数は10年前と比べ減少しています。今後も警察、防犯協会、青少年育成推進委員協議会、暴力団と関係を断つ会等と協力し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどを実施し、現状値よりおおむね15%減少させることを目指します。
	防犯カメラ設置台数 (市、自治会管理)	○公共施設及び自治会による防犯カメラ設置台数の累計。 ◇自治会による設置を毎年4台増設を目指します。
	自治会管理外灯 LED灯への転換灯数	○自治会管理外灯のLED化への転換数。 ◇自治会管理外灯のLED化を助成し、地域の犯罪抑止力の向上を目指します。2027年(令和9年)末に蛍光灯に係る製造・輸出入の禁止が見込まれており、自治会灯のLED化を早急に推進するため、年間120灯の転換を目指します。
	防災会議・協議会等への 女性委員の参画促進	○市防災会議における、女性委員の割合。 ◇女性委員率30%を目指します。
	個別避難計画作成数	○一人暮らしの高齢者、要介護者等が災害時にどのような行動をとればよいのかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別避難計画の作成数。 ◇近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2025年度(令和7年度)以降、年間50件の作成を目指します。
	地区防災計画作成数	○災害発生時における自助・共助を強化するため、地区防災計画の作成を推進します。 ◇各地区自治会での説明や計画雛型、マニュアルを配布するなど、計画策定を促し、年間2件の作成を目指します。

【基本戦略4 一人ひとりの魅力が輝くまちをつくる】

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策1 地域力の向上	地域や社会に貢献したいと考える児童・生徒の割合	○全国学力学習状況調査の設問「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思うか」の回答から、子どもたちが地域や社会に良い形で参加しようとする意欲を把握する。 ◇各学校区における学習活動を通して、地域を愛する意識を醸成し、地域や社会へ貢献したいと考える割合を、2030年度(令和12年度)に8%増加させることを目指します。
	各種スポーツ施設の 利用者数	○市民のスポーツ実施率の向上を計るための指数として、市民総合体育館、城南緑地運動施設、元禄・海浜スポーツセンター、野外活動センター、青少年武道館などのスポーツ施設の年間利用者数。 ◇2030年度(令和12年度)に530,000人を目指します。
	スポーツ大会の 参加人数	○市民のスポーツ意欲を計る指数として、市民体育祭、その他スポーツイベントの年間参加者数。 ◇2030年度(令和12年度)に11,000人を目指します。
	スポーツ少年団 登録者数	○市内小学生のスポーツ実施率を計る指数として、スポーツ少年団登録者数。 ◇2030年度(令和12年度)に、コロナ禍前の水準の750人を目指します。
	コミュニティセンター 等(2箇所)の 延べ利用人数	○福浦コミュニティセンター、有年原校区多目的施設の年間利用者数。 ◇コミュニティ活動の活性化の指標として、2024年度(令和6年度)をベースに利用者の増加を目指します。
	まちづくり連絡(推進) 協議会活動の 延べ参加人員	○まちづくり連絡(推進)協議会が実施する事業への年間参加者数。 ◇コミュニティ活動の活性化の指標として、2024年度(令和6年度)をベースに参加者の増加を目指します。
	文化財公開施設 (6箇所)の 入館(園)者数	○文化財公開施設(赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、旧坂越浦会所、赤穂市立有年考古館、東有年・沖田遺跡公園、有年原・田中遺跡公園)の年間入館(園)者数。 ◇2019年度(令和元年度)の直近3年間の平均値を2030年度(令和12年度)目標値として目指します。
	赤穂城跡二之丸庭園 整備の進捗率	○指標は、赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率で、全体事業費と整備済事業費の割合。赤穂城跡公園は城壁、土塁や種々の遺構が存在し、市民の憩いの場、観光資源、そして、赤穂市のシンボルとして重要な位置を占めており、これらの保存活用を図り、市民が憩い誇れる場所としての整備を行うことを目的としています。 ◇2024年度(令和6年度)以降は西中門周辺整備及び土塀漆喰工事等を実施予定であり、2030年度(令和12年度)の完成を目指します。
	空家活用支援事業補助 金の交付件数(累計)	○補助制度による空き家の活用件数の累計。 ◇2025年度(令和7年度)以降、年間8件の補助金を交付し、2030年度(令和12年度)までに累計74件の空き家の活用を図ることを目指します。

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策 1 地域力の向上	古民家再生促進支援補助金の交付件数（累計）	○空き家の古民家等を改修し地域交流施設等として活用するものに補助金を交付した件数であり、地域資源を活用した成果を示す指標。 ◇ 2025 年度（令和 7 年度）以降、年間 1 件の補助金を交付し、2030 年度（令和 12 年度）までに累計 11 件の活用を図ることを目指します。
	空家等活用促進特別区域における空き家活用件数（累計）	○空家等活用促進特別区域において、地域景観の保全を行うとともに、移住・定住及び交流を促進し、地域活性化を図るための指標。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）までに累計 15 件の活用を図ることを目指します。
	PC・タブレットなどの ICT 機器を週 3 回以上使用している小中学生の割合	○PC・タブレットなどの ICT 機器を週 3 回以上使用している小中学生の割合。 全国学力学習状況調査の設問「授業で PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」の回答から、子どもたちが ICT 機器に触れる頻度を把握する。 ◇ PC、タブレットなどの ICT 機器を、小中学生が授業で活用する頻度について、週 3 回以上使用する児童生徒の割合を、2030 年度（令和 12 年度）までに 10%増加させることを目指します。
基本施策 2 多様な連携	広域協議会等への提案で実現した事業数	○西播磨市町長会や兵庫県副市長会など広域協議会等への提案で実現した事業数。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）までに 2 件の事業を実現することを目指します。
	包括連携協定締結企業等との連携事業数	○民間企業等との連携を進め、相互に協力して地域課題の解決に取り組むため、包括連携協定に基づき実施する連携事業数。 ◇ 2025 年度（令和 7 年度）以降、年間 1 件の連携事業を実施し、2030 年度（令和 12 年度）までに累計 32 件の連携事業の実施を目指す。
基本施策 3 健康に暮らせる環境づくり	がん検診受診率	○市民のがん検診受診率。 ◇ 2017 年（平成 29 年）10 月に策定された国の「がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率目標値を 50%としていることから、本市においても、受診率 50%以上を目指します。
	主観的健康感について、「よい」「まあよい」と思う人の割合（3 年ごとにニーズ調査）	○主観的健康感（健康度の自己評価）で自分が健康である（「よい」「まあよい」と思う人の割合） ○前回調査より向上することを目指します。
	健診センター利用者数（新型コロナワクチン予防接種を除く）	○健診センターの年間利用者数。 ◇ 2023 年度（令和 5 年度）までの増加率（12%）を継続することを目標として、更なる利用者の増加を目指します。
	高齢者の要介護認定新規申請者の平均年齢	○高齢で介護が必要になり、新規で要介護認定申請をした人の平均年齢。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）において 2024 年度（令和 6 年度）を上回ることを目指します。
	オンライン手続利用件数	○行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を計る指標として、オンライン手続の年間利用件数。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）のオンライン手続利用件数をベースに、2030 年度（令和 12 年度）に年間 100,000 件を目指します。

基本戦略	指標名	指標・目標値説明
基本施策 4 DX 推進基盤の整備	オンライン手続数	○行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を計る指標として、オンライン化を実施した手続の件数。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）のオンライン手続数をベースに、2030 年度（令和 12 年度）に 100 手続を目指します。
	市内郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等に係る事務の処理件数	○市役所窓口に行かなくても、郵便局でマイナンバーカードの申請・更新手続が可能です。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）の処理件数（2 か月分）をベースに、2030 年度（令和 12 年度）に年間 300 件を目指します。
	書かない窓口の年間利用件数	○書かない窓口の利用状況を計る指標として、書かない窓口導入以降の年間利用件数。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）の紙の転出入・出生・死亡届出件数（3,123 件）をベースに、2030 年度（令和 12 年度）に約 30%にあたる 1,000 件の利用を目指します。
	オンライン市役所（住民ポータル）の利用に関する満足度	○オンライン市役所（住民ポータル）の利便性・住民満足度を計る指標として、オンライン市役所（住民ポータル）構築以降の利用者向けアンケートの結果。 ◇ オンライン市役所構築後、利用者向けアンケートを実施し、2030 年度（令和 12 年度）にオンライン市役所の満足度 60%以上を目指します。
	コピー用紙の購入量の削減	○コピー用紙の年間購入量。 ◇ 2024 年度（令和 6 年度）のコピー用紙の購入量をベースに、2030 年度（令和 12 年度）に約 10%減の 340 万枚を目指します。
	マイナンバーカードの保有枚数率	○行政サービスのオンライン化推進の進捗状況をみる上で、電子申請等の本人確認で必要となるマイナンバーカードの保有枚数率。保有枚数は、交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた、現に保有されているカードの枚数。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）に 95%を目指します。
	各種証明書のコンビニ交付件数	○市役所窓口に行かなくても、マイナンバーカードによりコンビニで各種証明書の取得が可能です。 ◇ 対前年度比 10%の増加を目標とし、2030 年度（令和 12 年度）に年間 13,000 件を目指します。
	ホームページの年間アクセス件数	○ホームページ（全ページ）のアクセス件数。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）に 2,798,000 件を目指します。
	各種 SNS 登録者人数	○LINE、Instagram、Facebook、YouTube 等赤穂市公式 SNS の登録者人数。 ◇ 2030 年度（令和 12 年度）に 33,840 人を目指します。
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する庁内研修参加率	○DX 関係庁内研修の参加率。 ◇ DX 推進に当たっては全庁的な認識共有が必要となるため、対象者全員の受講を目指します。
外部専門研修等への派遣人数	○DX 関係派遣研修への派遣人数。 ◇ 推進役となる職員の育成のため、外部の専門研修等に 2030 年度（令和 12 年度）までに 8 人の派遣を目指します。	

2030 赤穂市総合計画と SDGs との関係性について

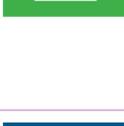
① SDGs の概要と意義

- SDGs (エスディーゼーズ) とは、2015 年 (平成 27 年) 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年 (令和 12 年) を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- 2015 年 (平成 27 年) までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs (ミレニアム開発目標) の後継として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴール及び細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。
- 我が国においては、2016 年 (平成 28 年) 5 月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。
- 2017 年 (平成 29 年) 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」においても、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、SDGs を行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

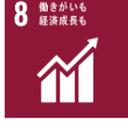
② SDGs と 2030 赤穂市総合計画

- 2030 赤穂市総合計画においては、「人」・「地域」・「団体」が一体となり、将来像である「自然と歴史に生まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に向けて、「安心」・「快適」・「元気」・「人」からなる 4 つの柱のもと、10 の政策とそれに基づく 27 の施策に取り組みます。
 - 2030 赤穂市総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、2030 赤穂市総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に貢献できるものと考えます。
- (※ 2030 赤穂市総合計画と SDGs の関係性は 176 ~ 177 ページの一覧表に示しています)。

SDGs の 17 の目標とその内容

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		

SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を實現しよう	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 10 人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさも守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：UCLG（United Cities and Local Governments）（「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-（2018年（平成30年）3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

2030 赤穂市総合計画と SDGs17 のゴールの関係性

次の表は、行政（2030 赤穂市総合計画の施策）と SDGs（17 のゴール）の一般的な関係性を示したものです。

将来像実現に向けた 4つの柱		政策	施策 番号	SDGsのゴール																	
				1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と雇用革新を加速しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって使って捨てる	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすすめる	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
安心	誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり	誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	①	●	●		●			●	●								●		
			②	●	●	●	●			●			●						●	●	
			③	●	●					●		●	●	●						●	●
			④	●							●									●	●
		⑤	●	●	●				●		●	●								●	
		健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	⑥		●	●															●
			⑦	●	●	●								●		●					●
		安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑧	●		●															●
			⑨	●									●		●						●
			⑩										●							●	●
⑪			●						●		●	●			●				●		
快適	自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり	⑫	●						●		●			●					●		
		⑬									●	●	●						●		
		⑭		●	●					●		●	●	●	●	●	●		●	●	
	自然環境の保全と住環境の充実	⑮	●								●	●	●							●	
		⑯		●							●	●	●							●	
元気	産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり	⑰	●		●				●	●	●				●				●		
		⑱							●			●	●						●		
		⑲							●										●	●	
		⑳							●											●	
	さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	㉑	●	●	●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	
人	歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり	㉒	●		●	●				●									●	●	
		㉓				●	●													●	
		㉔	●		●	●				●		●							●	●	
		㉕								●		●								●	●
		㉖										●	●							●	●
		市民と協働する市政運営の推進	㉗	●								●	●							●	●

※●印は、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG（United Cities and Local Governments）が示している「自治体行政の果たし得る役割」の考え方を参考に、SDGs の 169 のターゲット・指標に沿って落とし込んでいます。

用語の解説

あ行

・RPA

(Robotics Process Automation) の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア上のロボットにより自動化するもの。

・ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

・アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が外向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

・アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

・アフタースクール

小学校児童で保護者の就労等の理由により放課後家庭において保育できない児童を集団で保育する事業のこと。

・医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU (新生児特定集中治療室) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

・インフラ

インフラストラクチャーの略語。産業や生活の基盤として整備される施設・設備のこと。

・AI

Artificial Intelligence の略語。学習・推理・判断等の人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

・SNS

Social Networking Service の略語。共通の趣味等を持つ人たちとの交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者 (人や企業) がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

・NPO

Non Profit Organization の略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利組織のこと。

・M字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象。

・オープンデータ

誰でも許可されたルールで自由に複製・加工や頒布ができるデータ。

・温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタン等のガス。

か行

・介護保険制度

市区町村が保険者となって運営し、国・県・医療保険者・年金保険者等が共同して運用を支える。40歳以上になると加入者 (被保険者) となって保険料を納め、介護が必要となった際にはサービスを利用することができる。

・関係人口

首都圏等に住む地域外の人であって、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と様々な活動を通して多様に関わる人々を示す。

・GIGA スクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現を目指す構想。

・協働

複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

・クラウド化

インターネットのようなネットワークを経由して、インターネット上のサーバーに存在するコンピューターの機能を利用する仕組みのこと。

・ゲートキーパー

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

・健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症等の介護状態の期間を差し引いた期間。

・広域連携

地方公共団体における人口減少や高齢化といった様々な課題に対し、多様な主体が協力して行政課題に対応するという考え方。

・耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地 (田畑、果樹園)。

・交流人口

地域外から訪れる人口のことであり、訪問には、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメント等幅広い動機を含む。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

・コンパクト・プラス・ネットワーク

都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を進める取組。

さ行

・自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。

第2次産業は、自然界から採取した物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業等。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業等。

・第3セクター

地方公共団体（第1セクター）が民間企業（第2セクター）と共同出資して行う事業、法人を指す。

・脱炭素

温室効果ガスの排出を抑止し、排出量ゼロを目指す取組。

・多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく概念のこと。

・男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うようにすること。

・地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

・地域コミュニティ

地域住民相互が関わり合い、交流が行われている地域社会。

・地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制。

・地域レジリエンス

地域の災害等に関する強靱性を向上させる施策・事業のこと。

・地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的にみて上昇する現象。

・地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

・長寿命化

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

・DMO（観光地域づくり法人）

Destination Management Organizationの略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

・デジタルトランスフォーメーション（DX）

AIやIoTといったデジタル技術を普及させて、住民の生活をよりよいものとする事。

・データヘルス

ICT技術を活用した、患者の健康状態に即したより効果的・効率的な分析・保健事業を医療保険者が行うこと。

・持続可能な社会

経済・環境・社会といった対立する要素を全て持続的に発展させる社会の実現を目指す考え方。

・社人研（国立社会保障・人口問題研究所）

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究等を行っている。

・収納チャンネル

納税・公共料金等の収納手段のこと。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

・食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

・人口推計

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

・人口戦略会議

令和5（2023）年に民間有志で発足され、地域の持続可能性について意見交換を行うために設置された。平成23（2011）年に発足した日本創生会議を前身とする。

・スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う学校に配置される職員。

・ストックマネジメント

施設・設備の機能がどのようなタイミングでどのように低下していくのか、そしてそれに対してどのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設・設備の機能保全を効率的に実施することを通じて施設・設備の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する仕組み。

・スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

・生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

・性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障害などの人々のこと。

・生物多様性

生態系・生物群系又は地球全体に多様な生物が存在していること。種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

・ゼロカーボンシティ

2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら、又は地方自治体として公表された地方自治体は環境省によってゼロカーボンシティとされる。

た行

・第1次産業／第2次産業／第3次産業

第1次産業は、自然界に対して働きかけ、作物の栽培、資源の採取を行う産業で、農業、林業、漁業等。

・デマンドタクシー

事前予約制の交通サービスであり、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる「デマンド交通」の1種。

・テレワーク

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。リモートワークともいう。

・特定健康診査

40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等（医療保険者）が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防・改善するための健康診査。

な行

・ナッジ理論

肘（ナッジ）でそっとつつくように前に進めることからなる言葉で、人々を強要するのではなく、自然によい方向へ誘導し、自然な形で行動変容を促すための理論。

・二地域居住

都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末等の休みには地方部で趣味等のゆとりある生活を過ごすライフスタイル。

・日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定し、地域活性化や観光振興につなげる取組を支援する事業。

・認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

は行

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

・バスロケーションシステム

路線バスに搭載されたGPSで取得したバスの位置情報を利用して、走行中のバスの運行状況などの案内を行うことができるシステム。

・パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見、又は、こうした手続のこと。

・PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

・避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

・ブランド化

地域+商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して商品・サービス、ひいては地

域そのものの価値を高めようとするもの。

・プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

・フロントヤード改革

行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組。

・ボトムアップ

下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式のこと。

ま行

・マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

・MaaS

Mobility as a Serviceの略称で、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

・マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の個人番号確認に利用できる。

・モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行

・ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

・ユニバーサル社会

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

ら行

・ライフサイクルコスト

プロジェクトにおいて、計画から施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト。

・ライフスタイル

生活の様式や価値観。

わ行

・ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

・ワンストップ

従来、複数の行政機関や部署、窓口に分かれていた手続を1つの窓口で行えるようにすること。

赤穂市の歩み

1951年(昭和26年) 9月	●赤穂町、坂越町、高雄村が合併し、赤穂市が誕生
10月	●市議会議員選挙、市長選挙執行 ●鳥羽嘉壽夫市長就任 ●第1回市民総合体育祭開催 ●第1回市民文化祭開催
12月	●国鉄赤穂線相生 - 播州赤穂間開通
1952年(昭和27年) 2月	●市民病院移転開設(中広から加里屋中洲へ)
11月	●教育委員会発足
1953年(昭和28年) 2月	●第一地区土地区画整理事業施行
3月	●市議会解散
4月	●市議会議員選挙執行
5月	●市長選挙執行 ●小幡榮亮市長就任
1954年(昭和29年) 7月	●赤穂市警察を兵庫県警察に移管
10月	●市民病院改築
1955年(昭和30年) 3月	●国鉄赤穂線播州赤穂 - 日生間開通
4月	●有年村を赤穂市に合併
5月	●赤穂城跡隅櫓復元
1956年(昭和31年) 5月	●旧市庁舎完成
10月	●第11回国民体育大会、剣道競技を赤穂高校講堂で開催
12月	●有年地区有線放送開始
1957年(昭和32年) 9月	●旧市民会館完成 ●赤穂電報電話局開局
10月	●瀬戸内海国立公園特別地域(御崎、丸山)、特別保護地区(生島)指定
1958年(昭和33年) 1月	●高雄地区有線放送開始
1959年(昭和34年) 1月	●御崎観光道路開通 ●水道事業第1次拡張工事完成
9月	●国鉄山陽線電車化
1960年(昭和35年) 1月	●坂越、高雄、有年支所を廃止し、各連絡所を開設
11月	●電話自動化(除く有年地区)
1961年(昭和36年) 3月	●国鉄赤穂線相生 - 播州赤穂間電化
9月	●市制施行10周年
11月	●中洲地区土地区画整理事業施行
1962年(昭和37年) 4月	●木津水源池完成

	9月	●国鉄赤穂線相生 - 岡山間全線開通
	11月	●ごみ焼却場完成
1963年(昭和38年)	3月	●坂越小学校移転改築
	5月	●塩屋公民館完成
	9月	●岡山県日生町大字福浦地区を赤穂市に編入
1964年(昭和39年)	3月	●駅北土地区画整理組合設立
	4月	●ごみ定時収集実施(週2回)一部地域 ●消防本部設置
	9月	●工業整備特別地域の指定
1965年(昭和40年)	1月	●西浜塩田大部分を住友セメントに売却調印
	3月	●水道事業所庁舎完成
	4月	●消防署設置
	8月	●赤穂幼稚園移転改築
	12月	●赤穂青少年武道館完成
1966年(昭和41年)	2月	●中山頭首工完成
	3月	●塩屋保育所完成 ●長期基本計画策定「豊かで住みよい 明るいまちづくり」 ●山陽新幹線工事起工
	4月	●赤穂小学校改築
	11月	●赤穂市都市計画用途地域の指定
	12月	●桃井健三氏を名誉市民に決定
1967年(昭和42年)	3月	●尾崎幼稚園移転改築
	4月	●高雄幼稚園開園
	6月	●上仮屋地区土地区画整理事業施行
	7月	●交通安全都市宣言 ●北野中浄水場完成
	8月	●し尿処理場完成
1968年(昭和43年)	4月	●塩屋幼稚園開園
	6月	●塩業資料館完成
	8月	●公害緩衝緑地(グリーンベルト)着手
	12月	●坂越幼稚園園舎増築
1969年(昭和44年)	2月	●尾崎地区土地区画整理組合設立
	3月	●市民病院が救急告示病院に指定
	4月	●消防救急業務開始
	5月	●老人福祉センター完成

	9月	●市内全戸ごみ定時収集を開始 ●学校給食センター開設
	10月	●国鉄赤穂線全線電化
1970年(昭和45年)	1月	●兵庫、岡山県境調印式
	2月	●不燃物投棄場の設置(大津)
	3月	●尾崎小学校改築
	4月	●新赤穂大橋完成
	5月	●有年公民館完成 ●塩屋青少年武道館完成
	11月	●消防庁舎完成
1971年(昭和46年)	3月	●赤穂城跡が国の史跡指定
	5月	●加里屋児童館完成 ●グリーンベルト第1期事業完成 ●ごみ焼却場完成
	8月	●第1回市民の夕べ開催
	9月	●環境保全条例制定 ●市制施行20周年 ●市の木「サクラ」、市の花「ツツジ」を選定
	10月	●市民病院全館完成
	11月	●市旗を制定
1972年(昭和47年)	2月	●高雄幼稚園園舎完成
	3月	●坂越保育所移転改築 ●坂越中学校改築 ●山陽新幹線運転開始
	4月	●坂越隣保館完成
	7月	●図書館完成
1973年(昭和48年)	3月	●花と緑の協会設立
	5月	●笠木忠男市長就任
	6月	●小幡榮亮氏を名誉市民に決定
	8月	●御崎小学校・有年中学校移転改築
	9月	●新用途地域決定
	11月	●北野中浄水場完成
1974年(昭和49年)	3月	●グリーンベルト第2期事業完成
	5月	●市民会館完成
	7月	●台風8号による集中豪雨(災害救助法適用)
	12月	●公共下水道事業決定

1975年（昭和50年）	3月	●坂越児童館完成 ●有年保育所完成
	12月	●公共下水道事業認可
1976年（昭和51年）	6月	●赤穂中学校移転改築
	7月	●坂越・高雄公民館開館
	9月	●台風17号による集中豪雨、全市未曾有の災害（災害救助法適用・激甚災害指定）
1977年（昭和52年）	2月	●長期基本計画策定「健康で住みやすいふるさとづくり」
	4月	●千種川災害復旧事業着手 ●グリーンベルト全事業完成 ●有年隣保館完成
	5月	●尾崎公民館完成
1978年（昭和53年）	3月	●尾崎保育所移転改築 ●浜田地区土地区画整理事業施行
	4月	●赤穂西小学校開校
1979年（昭和54年）	3月	●坂越公民館完成 ●赤穂保育所移転改築
	4月	●赤穂西幼稚園開園 ●御崎幼稚園開園
	5月	●野外活動センター完成
	7月	●第1回青少年育成推進大会
	11月	●赤穂西中学校改築
1980年（昭和55年）	2月	●高雄小学校改築
	3月	●御崎公民館完成
	4月	●有年幼稚園開園 ●原幼稚園開園
	9月	●下水管理センター管理本館完成
	11月	●茨城県笠間市と姉妹都市提携
1981年（昭和56年）	3月	●福浦地区コミュニティセンター完成 ●御崎保育所移転改築・御崎地区体育館完成
	4月	●財赤穂市公園施設管理協会設立
	7月	●市民総合体育館完成
	8月	●新市庁舎完成 ●下水管理センター完成
	9月	●市制施行30周年 ●市歌、市民憲章制定 ●公共下水道供用開始 ●市史第1巻発刊 ●県立赤穂高等学校校舎移転

	12月	●赤穂東中学校改築
1982年（昭和57年）	3月	●山陽自動車道竜野・備前間開通、赤穂インターチェンジ設置
	8月	●昭和51年災害改修復旧事業竣工
	10月	●有年小学校移転改築
	12月	●旧上水道モニュメント通水 ●民俗資料館開館
1983年（昭和58年）	2月	●総合福祉会館完成 ●御崎地区土地区画整理事業組合設立
	5月	●武家屋敷公園オープン
	10月	●消防署上郡分署開設 ●坂越バイパス開通
1984年（昭和59年）	4月	●城西小学校開校
	12月	●不燃物最終処分場完成（周世）
1985年（昭和60年）	4月	●城西幼稚園開園 ●関西電力赤穂火力発電所石油コンビナート等災害防止法特別防災区域政令指定
	12月	●塩屋小学校改築 ●非核平和都市宣言
1986年（昭和61年）	3月	●赤穂城跡大池泉庭園復元整備完成 ●総合計画策定「自然と調和のあるゆたかなまち」 ●北野中浄水施設増設・雄鷹台隧道配水池完成
	4月	●財赤穂市文化振興財団設立
	5月	●塩屋地区土地区画整理事業施行
	9月	●市営住宅塩屋団地（みどり団地）第1期工事完成
	10月	●市史最終巻発刊
1987年（昭和62年）	3月	●塩屋公民館移転改築・塩屋地区体育館完成
	6月	●社赤穂市シルバー人材センター設立 ●県立赤穂海浜公園開園 ●海洋科学館開館
	7月	●「忠臣蔵」初巻発刊
1988年（昭和63年）	3月	●都市計画道路新田坂越線全線開通 ●赤穂城跡本丸表御殿間取復元
	4月	●原小学校改築
	8月	●全国高校総体剣道大会を市民総合体育館で開催 ●新斎場供用開始
	10月	●住民情報オンラインシステム始動
	12月	●高山墓園第1期工事完成
1989年（平成元年）	3月	●都市景観の形成に関する条例制定

	4月	● 歴史博物館開館
	5月	● 岩崎俊男市長就任
	11月	● 第1回忠臣蔵旗少年剣道大会開催
	12月	● 第1回義士親善友好都市交流会議（義士サミット）開催
1990年（平成2年）	1月	● 高山墓園第2期工事完成
1991年（平成3年）	1月	● 北爪照夫市長就任
	3月	● 市営住宅塩屋団地（みどり団地）完成
	6月	● 市役所第2・第4土曜閉庁
	9月	● 市制施行40周年
1992年（平成4年）	3月	● 総合計画策定「水とみどりにつつまれた 魅力あふれる交流都市」 ● 有年公民館移転改築・有年地区体育館完成
	4月	● 坂越地区を市街地景観形成地区に指定 ● 西山松之助氏を名誉市民に決定
	5月	● 文化会館（ハーモニーホール）開館
	8月	● 社赤穂市シルバー人材センター事務所完成
	11月	● パソコン通信ネットワークサービス開始
1993年（平成5年）	1月	● 笠木忠男氏を名誉市民に決定
	2月	● 赤穂海浜大橋完成
	3月	● 赤穂西公民館完成・赤穂西地区体育館完成
	4月	● 市役所完全週休2日制の実施
	5月	● 御崎レストハウス完成
	9月	● 周世地区農業集落排水処理施設供用開始
1994年（平成6年）	3月	● 磯産業団地完成
	4月	● ごみ処理施設完成
	5月	● 赤穂市国際交流協会設立
	8月	● 旧坂越浦会所復元工事完成
1995年（平成7年）	2月	● 高雄公民館移転改築・高雄地区体育館完成
	3月	● 坂越まち並み館完成
	4月	● 有年原・田中遺跡公園開園 ● 精神薄弱者授産施設・さくら園開園
	7月	● 塩屋保育所移転改築
1996年（平成8年）	2月	● 粗大ごみ処理施設完成
	3月	● 赤穂城跡本丸門復元完成
	4月	● 東有年・沖田遺跡公園開園
	6月	● 市民病院外来診療週休2日制の実施

	10月	● 市民病院が災害拠点病院に指定 ● 有年地区デイサービスセンター開設 ● 市営住宅千鳥団地第1期工事完成
	11月	● 消防署（播磨科学公園都市）新都市分署業務開始（～2018年（平成30年）3月）
	12月	● 赤穂市公文書公開条例制定
1997年（平成9年）	4月	● 関西福祉大学開学 ● 赤穂西地区デイサービスセンター開設 ● 西オーストラリア州ロッキングハム市と姉妹都市提携
	7月	● 公文書公開制度実施
	10月	● 田淵記念館開館
1998年（平成10年）	2月	● 市民病院移転改築・開院 ● 老人保健施設（老健あこ）開所
	3月	● 忠臣蔵'99（大河ドラマ「元禄繚乱」）キャンペーン実行委員会設立
	4月	● 老健あこデイ・ケア開始 ● 市民病院内に訪問看護ステーション設置 ● 老健あこ・赤穂西地区デイサービスセンター内に在宅介護支援センター開設 ● 福浦診療所改築
	5月	● 有年牟礼地区農業集落排水処理施設竣工
	6月	● 赤穂駅周辺整備株式会社発足 ● 千鳥団地市営住宅完成（第2期）
	7月	● ごみ袋の透明・半透明化実施 ● 消防本部庁舎移転改築・防災センター業務開始
	10月	● 女性交流センター開所 ● トライやる・ウィーク実施
	11月	● お城通り地区を市街地景観形成地区に指定
1999年（平成11年）	1月	● 元禄赤穂展示館オープン
	3月	● 健康遊歩道を備えた塩屋公園完成
	4月	● 新田坂越線4車線供用開始 ● 市民病院が第2種感染症指定医療機関に指定 ● 第1回しおばなまつり開催 ● 城西公民館・地区体育館竣工
	6月	● 赤穂ふれあいの森「かぶ〜ん うね」オープン
	9月	● 公式ホームページ開設 ● 市内各郵便局で住民票等の交付請求開始
	10月	● 介護保険要介護認定の申請受付開始 ● ロッキングハム市紹介展（物産展）
2000年（平成12年）	3月	● 赤穂ふれあいの森完成

4月	●東地区デイサービスセンター業務開始 ●介護保険サービス開始
7月	●赤穂市初の国際会議「第11回X線吸収微細構造国際会議」開催
11月	●「赤穂温泉」出湯式
12月	●JR播州赤穂駅橋上駅舎・南北自由通路完成 ●商業ビル「プラット赤穂」オープン ●総合計画策定「水とみどりにつつまれた 歴史文化交流都市」 ●大石神社線ポケットパーク整備完成
2001年(平成13年)2月	●有年土地区画整理事業施行
3月	●忠臣蔵300年祭開幕(～2003年(平成15年)2月4日) ●古池・大泊下水処理場竣工
4月	●坂越地区デイサービスセンター開設 ●有年檜原地区農業集落排水処理施設竣工
8月	●駅北駐車・駐輪場オープン
9月	●市制施行50周年 ●観光情報センターオープン
10月	●加里屋交通広場(いきつぎ広場)完成
11月	●赤穂城跡本丸厩口門復元完成
12月	●新図書館竣工(2002年(平成14年)3月3日開館)
2002年(平成14年)2月	●熊本県山鹿市と姉妹都市提携
3月	●赤穂城跡水手門船着場突堤復元完成、花見広場整備完成 ●加里屋まちづくり会館完成
4月	●学校完全週5日制の実施
8月	●住民基本台帳ネットワークシステム開始
9月	●旧図書館リニューアル整備完了(青少年育成センター、市史編さん室の配置) ●赤穂城跡本丸庭園・二之丸庭園が旧赤穂城庭園として国の名勝指定
12月	●小島下水処理場竣工
2003年(平成15年)1月	●豆田正明市長就任 ●市民病院電子カルテ稼働
3月	●ごみ処理施設排ガス高度処理施設整備工事完成 ●赤穂城跡大手門枳形復元完成
8月	●住民基本台帳カードの交付開始 ●国史跡赤穂城跡の三之丸外堀の一部が史跡に追加指定
10月	●有年診療所開設
11月	●赤穂市・上郡町合併協議会設置
2004年(平成16年)3月	●花岳寺門前広場整備完成
7月	●市役所窓口業務を午後6時までに時間延長
9月	●台風21号による床上浸水等の被害

10月	●リサイクル施設運転開始 ●ごみの収集を5種から8種分別に変更
11月	●舟入跡広場整備完成
2005年(平成17年)1月	●島田土地区画整理組合設立
2月	●野中・砂子土地区画整理組合設立 ●市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分 Ver.4.0」認定
3月	●市民参加に関する条例制定 ●情報公開条例制定 ●個人情報保護条例制定 ●赤穂駅前大石神社線(お城通り)整備完成 ●総合体育館大規模改造工事完成
6月	●市民病院が公立豊岡病院と姉妹病院提携
10月	●市内循環バス「ゆらのすけ」運行開始
2006年(平成18年)3月	●赤穂市ハザードマップ全戸配布
4月	●指定管理者制度導入 ●地域包括支援センター開設 ●電子申請サービス運用開始
5月	●「赤穂安全・安心ステーション」創設 ●県道周世尾崎線(尾崎トンネル)開通
6月	●「みまわりくん」青色回転灯防犯パトロール開始 ●市民病院が県立淡路病院と姉妹病院提携
7月	●市内循環バス「ゆらのすけ」高野ルート運行開始
10月	●第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」、剣道競技を市民総合体育館で開催 ●郵便入札制度導入 ●浜市土地区画整理組合設立
2007年(平成19年)1月	●市民病院が地域がん診療連携拠点病院に指定
6月	●市民病院が三次市立三次中央病院と姉妹病院提携
9月	●放課後子ども教室開始 ●上郡町との合併の是非を問う住民投票実施 ●第1回赤穂義士杯青少年柔道大会開催
10月	●赤穂国際音楽祭2007開催 ●赤穂市・上郡町合併協議会廃止
12月	●坂越公民館増築・改造工事完成
2008年(平成20年)3月	●第1回近畿高等学校剣道選抜大会開催 ●赤穂城跡二之丸庭園表門復元完成
4月	●赤穂ふるさとづくり寄付金スタート
7月	●赤穂観光大使委嘱開始
8月	●第1回赤穂とれたて朝市開催
10月	●塩屋公民館増築・改造工事完成

2009年(平成21年)	3月	●赤穂城跡二之丸庭園大石頼母助屋敷門復元完成
	12月	●東備西播定住自立圏形成協定締結
2010年(平成22年)	1月	●市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分 Ver.6.0」認定
	3月	●赤穂城跡二之丸庭園西仕切門復元完成
	4月	●財文化とみどり財団発足(文化振興財団と公園施設管理協会の合併) ●赤穂市消防団本部に女性部設置
	11月	●市民病院新電子カルテシステム稼働
	12月	●総合計画策定「人が輝き 自然と歴史・文化が薫る やさしいまち」
2011年(平成23年)	3月	●東有年浄水場完成
	4月	●塩屋児童館開館
	8月	●コンピューターによる戸籍事務の運用開始
	9月	●市制施行60周年 ●赤穂観光マスコットキャラクター「陣たくん」誕生
	10月	●災害時緊急速報「エリアメール」配信開始
	11月	●有年考古館リニューアルオープン ●第1回赤穂シティマラソン大会開催
	12月	●義士モニュメントサイン からくり時計「義士あんどん」完成
2012年(平成24年)	2月	●スポーツ都市宣言 ●東備西播定住自立圏圏域バス運行開始
	4月	●赤穂地区体育館竣工 ●赤穂市防災情報ネット運用開始
	10月	●ル・ポン国際音楽祭2012 赤穂国際音楽祭・姫路国際音楽祭共同開催開始
	12月	●忠臣蔵ウィークスタート
2013年(平成25年)	3月	●消防救急デジタル無線運用開始
	4月	●水道料金等コンビニエンスストア収納開始 ●赤穂元禄スポーツセンター供用開始
	8月	●第1回赤穂市「いじめ・暴力追放」市民大会開催
	9月	●市議会本会議映像インターネット配信開始
	10月	●電子図書館開館
	11月	●兵庫県南部ドクターヘリ運航開始
2014年(平成26年)	1月	●「忠臣蔵」終巻発刊
	3月	●休日臨時窓口開設(3月末、4月初頭)
	4月	●赤穂東児童館開館 ●有年ポンプ場完成
	8月	●第1回東京あここのつどい開催
	10月	●市民病院救急ワークステーション試行運用開始

	12月	●市民病院が地域医療支援病院に承認
2015年(平成27年)	1月	●明石元秀市長就任 ●市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分 3rdG Ver1.0」認定
	2月	●恋人の聖地モニュメント除幕式
	3月	●尾崎ふれあいロード完成
	4月	●高齢者見守りネット事業協定書調印式
	5月	●第1回赤穂市総合教育会議開催 ●赤穂海浜スポーツセンター供用開始
	7月	●市民病院が大和高田市立病院と姉妹病院提携
	8月	●市民病院透析患者移送サービス開始
	10月	●高齢者等ごみ出し支援事業開始
	12月	●播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結
2016年(平成28年)	3月	●坂越大橋開通 ●高機能消防指令システム運用開始 ●みなとひろば完成
	4月	●赤穂防災士の会設立 ●赤穂すこやかセンター業務開始 ●乳幼児一時預かり事業開始
	6月	●防災行政無線運用開始
	7月	●Facebook 運用開始 ●デマンドタクシー運行開始
	8月	●国立研究開発法人産業技術総合研究所が「赤穂コールドロン」の存在発表
	9月	●お試し暮らし住宅開設 ●第1回赤穂市長杯少年サッカー大会開催
	12月	●赤穂城跡二之丸庭園部分公開開始
2017年(平成29年)	4月	●障がい者基幹相談支援センター業務開始 ●クレジットカードによる納税取扱開始
	8月	●市民病院新館オープン
	9月	●第1回赤穂市伝統文化祭開催
	10月	●JR 有年駅自由通路供用開始
2018年(平成30年)	1月	●県立赤穂高等学校と包括連携協定締結
	4月	●赤穂市民病院第二期構想グランドオープン ●市立幼稚園での3歳児保育試行開始 ●赤穂市子育て世代包括支援センターえるふぁルーム業務開始
	5月	●北前船寄港地として坂越の文化財が日本遺産に追加認定
	6月	●都市計画道路野中・浜市線開通
	7月	●「忠臣蔵」浮世絵データベース運用開始

	9月	●「あこうの空家手帖」発行 ●クラウドファンディング応援事業開始
2019年（平成31年）	1月	●牟禮正稔市長就任
	4月	●防災公園「野中・砂子公園」供用開始 ●関西福祉大学とスポーツ振興に関するパートナーシップ協定締結
（令和元年）	5月	●「『日本第一』の塩を産したまち播州赤穂」のストーリーが日本遺産に認定
	6月	●病児・病後児保育事業開始
	8月	●市政特別アドバイザー創設
	10月	●NET119 緊急通報システム導入
	11月	●赤穂市公式 LINE 開設
2020年（令和2年）	3月	●(株)みなと銀行と包括連携協定締結 ●兵庫県警と児童虐待事案に係る連携に関する協定締結
	4月	●有年地区整理事業地区内における国道2号バイパス横断地下道供用開始
	7月	●アース製薬(株)と包括連携協定締結
	8月	●(株)モンベルと包括連携協定締結 ●大塚製薬(株)と包括連携協定締結
	11月	●総合計画策定「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」
	12月	●水道水源保護条例制定
2021年（令和3年）	4月	●公共施設ヘネーミングライツ導入
	5月	●(株)姫路ヴィクトリーナと包括連携・支援協力に関する協定締結
	6月	●おくやみコーナー開設
	7月	●住友大阪セメント(株)と包括連携協定締結 ●子ども家庭総合支援拠点設置
	8月	●水道水源保護条例に基づく水源保護地域を指定
	9月	●市制施行70周年 ●赤穂城跡公園二之丸庭園公開範囲拡大
	10月	●赤穂版DMO「(一社)あこう魅力発信基地」設立
2022年（令和4年）	1月	●近畿運輸局と地域連携サポートプラン協定締結
	3月	●東備西播定住自立圏域 JR 利用促進協議会を設立 ●15m 級はしご付消防自動車更新
	4月	●赤穂市観光・移住定住戦略の策定
	5月	●赤穂市公式動画チャンネルの収益化を開始
	7月	●企業版赤穂ふるさとづくり寄付金の受入れ開始 ●「ゼロカーボンシティ」を宣言
	10月	●兵庫県弁護士会と災害時における連携協力に関する協定締結
	11月	●下水管理センター消化ガス発電事業に関する基本協定締結
2023年（令和5年）	2月	●坂越まち並み館、県景観形成重要建造物に指定

	3月	●県による空家等活用促進特別区域の指定（坂越地区の一部）
	4月	●(株)リクルートと包括連携協定締結
	6月	●(株)吉寿屋とお菓子を活かした子育てに関する協定締結 ●(株)マイステイズ・ホテル・マネジメント（亀の井ホテル）と災害時における協力に関する協定締結
	9月	●「坂越かき」地域団体商標登録
	10月	●赤穂市学生消防団活動認証制度スタート
	12月	●有年お試し暮らし住宅開設
2024年（令和6年）	2月	●YBS ホールディングス硬式野球部と連携・支援協力に関する協定締結
	3月	●赤穂市地域公共交通計画策定
	4月	●市内バス路線再編 ●赤穂市こども家庭センター設置
	5月	●近畿大学工学部と理科教育において教育連携に関する覚書締結
	6月	●下水管理センターの消化ガス発電事業開始
	9月	●(一社)あこう魅力発信基地が観光庁の登録DMO登録
	10月	●住友生命保険相互会社と健康増進に関する連携協定締結
	11月	●関西電力株式会社とカーボンニュートラルの推進に関する連携協定締結
2025年（令和7年）	3月	●赤穂市こども計画策定
	4月	●(株)ATOMicaと創業支援に関する連携協定締結 ●3つの無償化の実現 ・給食費無償化の拡充 ・乳幼児医療費の無償化拡大（7月診療分より） ・育児用品の無償配布（「すこやかギフト定期便」）
	7月	●LINE・防災行政無線連携システム運用開始 ●救急医療相談・医療機関案内ダイヤル #7119 運用開始
	8月	●新学校給食センター竣工
	11月	●こどもまんなか応援サポーター宣言
	12月	●(株)ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定締結

2030 赤穂市総合計画 後期基本計画 2030 赤穂市総合戦略

制 作：兵庫県赤穂市

〒 678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

T E L：0791-43-3201（代表）

F A X：0791-43-6892

U R L：<http://www.city.ako.lg.jp/>

編 集：市長公室 企画政策課

発 行：2026 年（令和 8 年）3 月
